

第七條 本會ハ輸出總數量、所屬組合ノ割當比率及割當數量ヲ決定シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツルモノトス

第八條 所屬組合ハ組合員ヲシテ人造絹糸、整理後人造絹織物及ス・フ織物ヲ朝鮮又ハ臺灣へ移出シタル後之ヲ滿關支ニ轉送シ又ハ滿關支以外ノ市場ニ向ケ輸出シタル後之ヲ滿關支ニ陸揚セシムルコトヲ得ス、

第九條 所屬組合ハ組合員ヲシテ自己ノ割當數量ヲ超エテ輸出セシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 所屬組合ハ組合員ニ對シ其ノ割當數量ノ内一割ノ範圍内ニ於テ之ヲ次期ニ繰越シ使用セシムルコトヲ得

第十一條 所屬組合ハ組合員ニ對シ他ノ組合員又ハ本會ノ承認ヲ得テ他ノ所屬組合ノ組合員ニ輸出實績ニ依リ割當テラレタル數量ヲ讓渡セシムルコトヲ得

第十二條 所屬組合ハ組合員ニ對シ前項ニヨリ讓受ケタル割當及第六條ノ規程ニヨル平等割當又ハ前條ニ依リ繰越シタル割當ハ之ヲ他ニ讓渡セシムルコトヲ得ス

第十三條 所屬組合ハ組合員ヲシテ割當ヲ受ケタル後其ノ全部又ハ一部ヲ辭退セシムルコトヲ得此ノ場合本會へ届出ツヘシ
前項ノ割當ノ辭退其ノ他ノ事由ニヨリ更ニ割當ヲ要スル數量ヲ生シタルトキハ本會ハ之ヲ輸出實績ニ應ジ所屬組合ニ追加割當ヲ爲ス

(10) 日本絹綿製品輸出組合聯合會東亞向絹綿製品輸出統制規程

一、總 則

第一條 本會ハ定款第三十條ニ依リ關東州、滿洲國及中華民國(香港ヲ除ク以下同シ)向左ノ製品ニ付輸出金額ノ統制ヲ爲ス

一、絹絲、絹織物、絹製莫大小及同製品並ニ絹製敷布(平織以外ノモノニシテ幅四〇吋ヲ超エ長六〇吋ヲ超エル房附又ハ縁附ノモノ)ヲ除キタル絹製品

二、人造絹絲、人造絹織物、人絹製莫大小及同製品、人絹製敷布(平織以外ノモノニシテ幅四〇吋ヲ超エ長六〇吋ヲ超エル房附又ハ縁附ノモノ)並ニ人絹製毛布及同生地ヲ除キタル人絹製品

三、ステープル・ファイバー絲、ステープル・ファイバー織物、ステープル・ファイバー製タオル及同製品、ステープル・ファイバー製敷布(平織以外ノモノニシテ幅四〇吋ヲ超エ長六〇吋ヲ超エル房附又ハ縁附ノモノ)並ニステープル・ファイバー製毛布及同生地ヲ除キタルステープル・ファイバー製品

四、綿織絲、綿織物、綿製莫大小及同製品、綿製タオル及同製品、綿製敷布(平織以外ノモノニシテ幅四〇吋ヲ超エ長六〇吋ヲ超エル房附又ハ縁附ノモノ)並ニ綿製毛布及同生地ヲ除キタル綿製品

前項ノ製品中ヨリ漁網、漁網用絲、敷物、自轉車用サドルカバー、自轉車用ハンドルカバー、自轉車用フレーム卷、電線用コード、絶縁用テープ、布帛製帽子、帽子用リボン、帽子用髮皮、帽子裏、蒲團綿、脱脂綿及ゴム引布製品ハ之ヲ除ク

第二條 所屬組合ハ其ノ組合員ガ前條ニ定ムル地域ニ對シ前條ノ商品ヲ輸出セントストキハ別ニ定ムル輸出向絹綿製品統制規程ノ外本規程ニ從ハシムルモノトス

第三條 本會ハ第一條ノ統制ヲ行フ爲關東州及滿洲國ト中華民國ト各別ニ第一條ノ商品(以下統制品ト稱ス)ニ付輸出總金額ヲ決定シ所屬組合ニ割當ヲ爲シ所屬組合ヲシテ其ノ組合員ニ割當ヲ爲サシム

第四條 前條ノ輸出總金額及割當金額ハ理事會之ヲ定ム之ヲ變更スルトキ亦同シ

前項ノ決定又ハ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受タルモノトス

第五條 一箇年ノ輸出總金額ハ左ノ二期ニ分割スルモノトス

前期 自一月一日 至六月三十日

後期 自七月一日 至十二月三十一日

前項各期ノ輸出金額ハ理事會之ヲ定ム之ヲ變更スルトキ亦同シ各期ノ輸出金額ノ決定又ハ變更ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條 輸出總金額(F.O.B)ハ之ヲ左ノ如ク割當ツ

一、輸出總金額ノ七割ハ實績割當トシ實績ニ依リ所屬組合ニ割當ツ

二、輸出總金額ノ三割ハ特別割當トシ所屬組合ニ割當ツ

第七條 所屬組合ハ組合員ヲシテ統制品ヲ本規程ニ依リ割當ラレタル金額又ハ讓受ケタル金額ヲ超エテ關東州、滿洲國向竝ニ中華民國向ニ輸出セシムルコトヲ得ス但シ所屬組合ノ組合員特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項關東州、滿洲國向割當金額ト中華民國向割當金額トヲ相互ニ流用セシムルコトヲ得ス

第八條 輸出ノ調整其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本規程ニ拘ラス理事會ノ決議ニ依リ所屬組合ヲシテ必要ナル措置ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受タルモノトス

第九條 所屬組合其ノ組合員ガ統制品ヲ第一條ノ地域ニ輸出セントスルトキハ組合員ヲシテ當該製品ニ關スル仕入約定書ヲ提出セシムルモノトス

二、實績割當及特別割當

第十條 第六條第一號ノ實績割當金額ハ每年前年度同期中ニ於テ輸出シタル金額ヲ基準トシテ之ヲ算定ス

所屬組合前項ニ依リ本會ヨリ割當ラレタル金額ヲ其ノ組合員ニ前項算定基準ニ依リ割當ツヘシ

第十一條 第六條第二號ノ特別割當金額ノ割當ハ二期ニ行フ前項各回ノ割當金額ノ決定ハ理事會之ヲ定ム

第十二條 第六條第二號ノ特別割當金額ハ統制品ヲ第一條所定ノ地域以外ノ第三國ニ對シ割當期日前三ヶ月ヲ隔タル既往三箇月間ノ輸出金額ニ依リ算定シタル比率ニ依リ所屬組合ニ割當ツ

所屬組合前項ニ依リ割當ラレタル特別割當金額ヲ前項算定比率ニ依リ其ノ組合員ノ申請ニ依リ割當ツヘシ

第十三條 特別割當金額ノ割當期日ハ左ノ通り之ヲ定ム

前期 自一月一日 至四月一日

後期 自七月一日 至十月一日

第十四條 所屬組合ノ組合員ニシテ特別割當金額ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日一ヶ月前ニ當該所屬組合ニ申請スルモノトス

第十五條 所屬組合第十二條第一項ニ依リ割當ヲ受ケタル特別割當金額ニシテ第十二條第二項ニ依リ割當ツルモ尙殘餘アルトキハ

第十三條ノ割當期日後十日以内ニ本會ニ之ヲ返還スルモノトス

前項ノ返還金額ハ申請割當金額ニ繰入ル、モノトス

第十六條 所屬組合ハ組合員ヲシテ第十條第二項ニ依リ割當ラレタル實績割當金額第十二條第二項ニ依リ割當ラレタル特別割當金

額及第十七條ニ依リ讓受ケタル割當金額ヲ其ノ期ノ中ニ輸出セシムルモノトス

第十七條 所屬組合ノ組合員第十條第二項ニ依リ割當ヲ受ケタル實績割當金額及第十二條第二項ニ依リ割當ラレタル特別割當金額ハ本會又ハ當該所屬組合ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り他ノ組合員又ハ他ノ所屬組合ノ組合員ニ讓渡ヲ爲スコトヲ得
割當金額ヲ讓受ケタル者ハ其ノ金額ヲ他ノ組合員又ハ他ノ所屬組合ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得ス

三、申請割當

第十八條 申請割當金額ハ申請ニ依リ割當ヲ行フ
申請割當金額及割當期日ハ理事長之ヲ定ム

前項ニ依リ前當金額及割當期日ヲ決定シタルトキ本會ハ所屬組合ヲ經テ所屬組合ノ組合員ニ通知スルモノトス

第十九條 所屬組合ノ組合員前條ノ申請割當ヲ受ケントスルトキハ所定ノ各期當期日迄ニ所屬組合ヲ經テ本會ニ申請スヘシ

第二十條 所屬組合ハ組合員ヲシテ前條ニ依リ割當ラレタル割當金額ヲ其ノ期ノ中ニ輸出セシムルモノトス

第二十一條 申請割當金額ノ割當方法ハ最小申請金額ヲ基準トシテ別表ノ算定方法ニ依リ之ヲ行フ

四、統制料

第二十二條 所屬組合ハ組合員ヨリ統制品ノ割當金額ニ付第一東亞統制料ヲ徴收スヘシ

前項ノ東亞統制料ノ額ハ割當金額ノ千分ノ五トス

所屬組合ノ組合員ニ非サル者ノ第一東亞統制料ハ前項東亞統制料ノ五倍トス

第二十三條 所屬組合ハ組合員ヲシテ組合員ガ割當金額ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ニ對スル第一東亞統制料ヲ納付セシム

ヘシ

第二十四條 所屬組合ハ組合員ヲシテ組合員ガ申請割當金額ノ割當ヲ受ケタルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ第一東亞統制料ノ外ニ更ニ千分ノ五ニ相當スル申請割當統制料ヲ納入セシムヘシ

所屬組合ノ組合員ニ非サル者ノ申請割當統制料ハ前項ノ五倍トス

(第二十五條、第二十六條省略)

(11) 日本毛糸輸出組合滿洲國、關東州及中華民國向輸出統制規程

第一條 本組合ハ定款第四十一條ニ基キ本規程ニ依リ滿洲國、關東州及中華民國向毛糸ノ輸出ニ付キ必要ナル統制ヲ爲ス

第二條 組合員毛糸ヲ滿洲國、關東州及中華民國ニ輸出セントスルトキハ本組合ノ輸出承認ヲ受クヘシ

第三條 組合員前條ノ輸出承認ヲ受ケントスルトキハ荷口毎ニ輸出承認申請書ニ第八條ニ定ムル統制手數料ヲ添ヘ本組合ニ申請ス

ヘシ

但必要アル場合ハ見本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第四條 本組合ハ輸出ノ承認ヲナシタルトキハ輸出承認書及外裝證票ヲ發給ス貿易組合法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキ

ハ前項ノ輸出承認書ノ發給ニ代ヘ輸出檢閲申請書ニ輸出承認印章ヲ押捺ス

第五條 組合員ハ本組合ノ輸出承認ヲ受ケ各荷口毎ニ外裝證票ヲ貼付スルニ非サレハ滿洲國、關東州及中華民國ニ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

小包郵便ニテ輸出スル場合ニハ當該小包ニ小包證票ヲ貼付スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 組合員ハ本組合ヨリ輸出承認書ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ輸出手續ヲ爲スヘキ税關又ハ郵便局ニ提示スヘシ

貿易組合法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ前項輸出承認書ニ代ヘ本組合ノ輸出承認印章ヲ押捺檢閲申請書ヲ輸出手續ヲ爲スヘキ税關又ハ郵便局ニ提出スヘシ

第七條 組合員ハ大阪(大阪梅田税關ヲ含ム)神戸、名古屋(名古屋驛税關ヲ含ム)横濱、東京、敦賀及門司港以外ノ輸出港又ハ左記以外ノ郵便局ヨリ滿洲國、關東州及中華民國ニ毛糸ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

記

東京府 東京中央郵便局、日本橋郵便局

神奈川縣 横濱郵便局

愛知縣 名古屋郵便局、笹島郵便局、一宮郵便局、津島郵便局

大阪府 大阪中央郵便局、大阪東郵便局、大阪西郵便局

兵庫縣 神戸中央郵便局、三宮郵便局

第八條 統制手数料ハ毛糸壹封度ニ付一厘(但厘位切上)ノ割合ヲ以テ之ヲ徵收ス組合員ニ非サルモノニ對スル統制手数料ハ前項ノ五倍トス

第九條 輸出統制規程第十五條ニ定ムル本組合使用ノ輸出承認申請書、輸出承認書ノ様式竝ニ外裝證票及輸出承認印章ハ滿洲國、關東州及中華民國向輸出統制ニ之ヲ準用ス

(12) 日本毛織物輸出組合滿洲國、關東州及中華民國向輸出統制規程

第一條 本組合ハ定款第三十一條ニ基キ本規程ニ依リ滿洲國、關東州及中華民國向毛織物ノ輸出ニ付必要ナル統制ヲ爲ス

第二條 組合員毛織物ヲ滿洲國、關東州及中華民國ニ輸出セントストキハ本組合ノ輸出承認ヲ受ケヘシ

第三條 組合員前條ノ輸出承認ヲ受ケントストキハ荷口毎ニ輸出承認申請書ニ第八條ニ定ムル統制手数料ヲ添ヘ本組合ニ申請ス

ヘシ

但シ必要アル場合ハ見本ノ提出ヲ求ムルコトアルヘシ

第四條 本組合ハ輸出ノ承認ヲナシタルトキハ輸出承認書及外裝證票ヲ發給ス貿易組合法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ前項ノ輸出承認書ノ發給ニ代ヘ輸出檢閲申請書ニ輸出承認印章ヲ押捺ス

第五條 組合員ハ本組合ノ輸出承認ヲ受ケ各荷口毎ニ外裝證票ヲ貼付スルニ非サレハ滿洲國、關東州及中華民國ニ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

小包郵便ニテ輸出スル場合ニハ當該小包ニ小包用外裝證票ヲ貼付スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 組合員ハ本組合ヨリ輸出承認書ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ輸出手續ヲ爲スヘキ税關又ハ郵便局ニ提示スヘシ

貿易組合法第十八條ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ前項輸出承認書ニ代ヘ本組合ノ輸出承認印章ヲ押捺シタル輸出檢閲申請書ヲ輸出手續ヲ爲スヘキ税關又ハ郵便局ニ提出スヘシ

第七條 組合員ハ大阪(大阪梅田税關ヲ含ム)神戸、名古屋(名古屋驛税關ヲ含ム)横濱、東京、敦賀及門司港以外ノ輸出港又ハ

左記以外ノ郵便局ヨリ滿洲國、關東州及中華民國ニ毛織物ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

記

大阪府 大阪中央郵便局、大阪東郵便局、大阪西郵便局

京都府 京都中央郵便局

東京府 東京中央郵便局、日本橋郵便局

神奈川縣 横濱郵便局

愛知縣 名古屋郵便局、笹島郵便局、一宮郵便局、津島郵便局

兵庫縣 神戸中央郵便局、三宮郵便局

第八條 統制手数料ハ一碼ニ付金一厘ヲ徵收ス

組合員ニ非サルモノニ對スル統制手数料ハ前項ノ五倍トス

第九條 輸出統制規程第十五條ニ定ムル本組合使用ノ輸出承認申請書、輸出承認書ノ様式竝ニ外裝證票及輸出承認印章ハ滿洲國、

關東州及中華民國向輸出統制ニ之ヲ準用ス

(13) 日本毛布敷布輸出組合東亞向輸出統制規程

第一條 本組合ハ定款第三十七條ニ基キ本規程ニヨリ關東州、滿洲國及中華民國(香港ヲ除ク)(以下東亞市場ト稱ス)向輸出ニ對シ左ニ掲グル商品ノ買取輸出ヲ行フ

一 毛布(房付ノモノヲ含ム)

二 毛布地

三 敷布(平織ヲ除キ幅四〇吋ヲ超エ長六〇吋ヲ超ユル房付又ハ襟付ノモノ)

四 膝掛、肩掛、襟卷(莫大小製ヲ除キ毛製ノモノ)

第二條 組合員東亞市場ニ對シ前條ニ掲グル商品ヲ輸出セントスルトキハ別ニ定ムル一般統制規程ノ外本規程ニヨルモノトス

第三條 買取輸出ヲ行フ爲メ一事業年度ヲ左ノ二期ニ分ツ

第一期 自四月一日 至九月末日

第二期 自十月一日 至三月末日

第四條 理事會ハ左ノ品種別及仕向地別ニヨリ一事業年度ノ買取輸出數量ヲ決定シ之ヲ二分シテ每期ノ買取輸出數量ヲ定ム若シ市場ノ狀況、政府ノ命令其ノ他已ムヲ得サル事由ノ發生シタルトキハ期中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得

本組合前項買取輸出總數量ヲ決定シタルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス之ヲ變更シタルトキ亦同シ

一、品種

毛製品(毛布、毛布地、膝掛、肩掛、襟卷)

毛布及毛布地(毛製ノモノヲ除ク)

敷布

二、仕向地

關東州及滿洲國

前項ニ於テ毛布地ハ長二碼ヲ以テ毛布一枚ト見做シ毛布一枚ヲ以テ毛布地長二碼ノモノト見做スコトヲ得

第五條 買取輸出數量ノ五割ハ實績買上數量、三割ハ特別買上數量、二割ハ第一申請買上數量トシ第八條乃至第十四條ニ依リ組合員ニ之レカ割當ヲ爲スモノトス

組合員カ辭退シタル數量及前項各買上數量ノ割當殘數量ハ之ヲ第二申請買上數量トシ第十五條ニ依リ組合員ニ對シ割當ヲ爲スモノトス

第六條 組合員ハ割當ヲ受ケタル買上數量ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第七條 組合員ハ割當ヲ受ケタル買上數量ノ全部又ハ一部ヲ辭退スルコトヲ得但シ第一申請買上數量及第二申請買上數量中ヨリ割當ヲ受ケタル數量ハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

豫メ次期ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ期初一ヶ月以前ニ當期ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ割當決定後三ヶ月以内ニ辭退ノ申出ヲ爲スヘシ但シ特別買上數量ノ當期ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ割當決定後四十五日以内ニ辭退ノ申出ヲ爲スコトヲ要ス

第八條 實績買上數量ハ前年同期末ニ至ル既往一年間ニ實績買上數量、第一申請買上數量及第二申請買上數量中ヨリ東亞市場ニ對シ本組合ノ委託ニ基キ輸出シタル第四條ニヨル品種別及仕向地別ノ數量ヲ基準トシテ算出シタル比率ニヨリ割當ヲ爲ス

第九條 特別買上數量ノ割當ハ每期二回之ヲ行フ但シ一回ノ數量ハ各期ノ特別買上數量ノ二分ノ一トス

第十條 特別買上數量ハ東亞市場以外ニ對シ割當期日前二ヶ月ヲ隔リタル既往三ヶ月ノ間ニ於ケル組合員ノ各品種別ノ輸出數量ヲ基準トシテ算出シタル比率ヲ以テ申請ニヨリ第四條ノ品種別及仕向地別ニヨリ割當ヲ爲ス

第十一條 特別買上數量ノ割當期日ハ四月一日、七月一日、十月一日及一月一日トス

第十二條 特別買上數量ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日二週間前ニ所定ノ申請書ヲ本組合ニ提出スルコトヲ要ス

第十三條 第一申請買上數量ノ割當ハ組合員ノ申請ニヨリ理事會之ヲ行フ

前項ニ於テ申請シ得ル數量ハ第一申請買上數量ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 前條ノ割當ヲ受ケントスル者ハ實績買上數量ノ割當決定後三ヶ月以内ニ所定ノ申請書ヲ本組合ニ提出スルコトヲ要ス

第十五條 第二申請買上數量ノ割當ハ其ノ期ニ於テ實績買上數量ノ割當ヲ受ケタル者又ハ特別買上數量ノ割當ヲ受ケタル者ノ申請ニヨリ之ヲ行フ

ニヨリ之ヲ行フ

第十六條 第二申請買上數量ニ充當スヘキ數量、割當期日及買上期間ハ理事會ニ於テ決定ス

第十七條 第一申請買上數量及第二申請買上數量ノ割當方法ハ最小申請數量ヲ基準トシテ別表ノ算定方法ニヨリ之ヲ行フ

第十八條 本組合東亞市場ヨリ第一條ニ掲ケル商品ノ註文ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ内容ヲ買上數量保有組合員ニ通知スルモノトス

ノトス

第十九條 組合員本組合ニ對シ第一條ニ掲ケル商品ノ買上ヲ申請セントスル者ハ所定ノ買上申請書ヲ提出スヘシ

第二十條 前條ノ申請アリタルトキハ組合員ハ其ノ申請者中ヨリ買上組合員、品種、數量及買上價格ヲ決定シ之ヲ買上タルモノトス

前項ノ場合ニ於テ買上申請數量カ買上クヘキ數量ヲ超過スルトキハ買上組合員及數量ハ理事會ニ於テ決定スルモノトス

第二十一條 本組合前條ニヨリ買上組合員ヲ決定シタル場合ハ組合員ニ輸出ノ委託ヲ爲ス

本組合前項ニヨリ輸出ノ委託ヲナシタルトキハ遲滞ナク其ノ組合員ニ所定ノ輸出委託書ヲ交付スルモノトス

第二十二條 買上數量ノ割當ヲ有セサル組合員ハ本組合ニ對シ買上ノ申請ヲ爲スコトヲ得ス

組合員ハ各期ニ付割當テラレタル數量ヲ超エテ買上ヲ申請シ若ハ前期ノ數量ヲ次期ニ繰越シ買上ヲ申請スルコトヲ得ス但シ已ム

ヲ得サル事由ニヨリ割當數量中買上殘數量ヲ生シタルトキ理事會ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラス
第二十三條 組合員第二十一條ニ依リ輸出委託書ノ交付ヲ受ケタルトキハ輸出委託書發行ノ日ヨリ二ヶ月以内ニ本組合ノ委託ニ基キ輸出スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ要スル一切ノ費用及損害ノ發生シタルトキハ輸出ヲ委託サレタル組合員ニ於テ之ヲ負擔スルモノトス

第二十四條 組合員東亞市場ニ向ケテ第一條ニ掲ケル商品ヲ輸出セントスルトキハ別ニ定ムル一般統制規程ニ從フノ外前條ニヨリ交付ヲ受ケタル輸出委託書ヲ添付シ本組合ノ委託ニ基ク輸出ナルコトニ付輸出ノ承認ヲ受クヘシ

第二十五條 組合員ハ本組合ノ委託ニ基クコトナクシテ第一條ニ掲ケル商品ヲ東亞市場ヘ輸出スルコトヲ得ス

第二十六條 組合員ハ第一條ニ掲ケル商品ヲ東亞市場以外ニ向ケテ移出シ若ハ輸出シタル後中途ニ於テ變更シ之ヲ東亞市場ニ轉送シ又ハ當該仕向地ニ於テ積降ヲ爲シタル後更ニ之ヲ東亞市場ヘ轉送スルコトヲ得ス

第二十七條 組合員東亞市場以外ニ商品ヲ移出若ハ輸出セントスルトキハ其ノ仕向地ニ至ル中途ニ於テ東亞市場ヘ寄港又ハ積替ヲ要スル船舶ニ積込ヲ爲スコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事情ニヨリ豫メ本組合ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ハ船舶ニヨラサル運送機關ニヨル場合ニ之ヲ準用ス

第二十八條 本組合取締上必要アリト認メタルトキハ貨物ノ解裝、積止、留置、委託ノ解除其ノ他ノ處置ヲ爲シ若ハ關係帳簿又ハ證憑書類ノ提出ヲ命シ其ノ他必要ナル調査ヲ爲スコトアルヘシ

組合員ハ前項ノ處置又ハ調査ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第二十九條 買取輸出手数料左ノ如シ

毛 布 (毛製ノモノヲ除ク) 一枚ニ付 金三錢

毛布地 一枚ニ付 金一錢二厘

敷 布 一枚ニ付 金二錢四厘

毛製毛布 一枚ニ付 金十八錢

毛製毛布地 一枚ニ付 金九錢

襟掛、肩掛、襟卷 一枚ニ付 金七錢八厘

第二申請買上數量ニ對スル買取輸出手数料ハ前項所定ノ手数料ノ六倍トス

組合員ニ非サル者ノ買取輸出手数料ハ第一項所定ノ手数料ノ五倍トス

各期ニ於ケル第二申請買上數量ニ對スル手数料總額ヨリ該數量ニ對スル第一項所定ノ手数料ヲ控除シタル殘額ハ特別買上數量ノ辭退ヲ爲シタル組合員ニ其ノ辭退數量ニ應シ之ヲ交付スルモノトス

前各項ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ錢位ニ繰上ケルモノトス

第三十條 買取輸出手数料ハ買上數量決定後二週間以内ニ各期ノ全額ヲ前納スルモノトス

第三十一條 前條所定ノ期日迄ニ手数料ヲ完納セサルトキハ買上數量ノ割當ヲ拋棄シタルモノト見做ス

組合員カ拋棄シタル買上數量ハ第二申請買上數量ニ充當ス

第三十二條 一旦納付シタル手数料ハ之ヲ還付セス但シ第七條ニ依リ辭退シタル數量又ハ第二十二條第二項ニ依リ割當ヲ受ケタル數量中實際ニ買上ケサル數量ニシテ理事會ニ於テ正當ト認メタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 組合員買上數量ノ割當ヲ受ケタルトキハ第二十九條所定ノ手数料ノ五倍ニ相當スル保證金ヲ現金ヲ以テ組合ニ供託スルコトヲ要ス

前項ノ保證金ニハ利息ヲ附セサルモノトス

第三十四條 前條ノ保證金ハ組合カ東亞向トシテ買上ケタル場合ハ其ノ數量ニ該當スル金額ヲ毎月末ニ返還スルモノトス

第三十五條 保證金ノ供託及返還ニ付テハ第三十條、第三十一條第一項及第三十二條ノ規程ヲ準用ス

第三十六條 左ノ場合ニ在リテハ組合ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツルモノトス

一 各期ノ買取輸出總數量ヲ決定若ハ變更シタルトキ

二 第五條ニ依リ買上數量ヲ決定シタルトキ

三 第七條ニ依リ買上數量ノ辭退ノ申出アリタルトキ

四 第二十條ニ依リ組合員ニ對スル買上數量ヲ決定シタルトキ

第三十七條 左ノ場合ニ在リテハ組合ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

一 第四條ニ依リ買取輸出總數量ヲ決定若ハ變更シタルトキ

二 第五條ニ依リ買上數量ヲ決定シタルトキ

三 第十六條ニ依リ第二申請買上數量ニ充當スヘキ數量、割當期日及買上期間ヲ決定シタルトキ

附 則

本規程實施ノ日ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

昭和十四年度第二期買取輸出數量ハ第四條ノ規定ニ拘ラス理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ムルモノトス

昭和十四年度第二期及昭和十五年度第一期ノ實績買上數量ノ割當ハ昭和十三年一月一日ヨリ昭和十四年八月末日ノ間ニ於テ東亞ニ

對シ輸出シタル實績ヲ基準トシテ之ヲ行フモノトス

昭和十五年度第二期以降ノ實績買上數量ノ割當ハ本規程ニ依リ買上ケタル數量ヲ基準トシテ之ヲ行フ

(14) 日本莫大小輸出組合統制規程

一、總 則

第一條 本組合ハ定款第三十六條ニ依リ組合員カ關東州滿洲國及中華民國(香港ヲ除ク)ニ輸出セントスル莫大小製品(肌衣及外衣、靴下手袋其ノ他)及莫大小生地ノ輸出數量ノ統制ヲ行フ但シ莫大小生地ハ重量(封度)ヲ以テ之ヲ行ヒ其ノ割當ニ付テハ莫大小製品ノ割當ニ關スル規定ヲ準用ス

第二條 組合員前條ニ定ムル市場ニ對シ前條ノ商品ヲ輸出セントスルトキハ別ニ定ムル莫大小輸出統制規定ノ外本規程ニ從フモノトス

第三條 本統制ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ルモノトス但シ統制ノ圓滑ヲ圖ルタメ左ノ二期ニ分チテ之ヲ行フ

上 期 自一月一日 至六月三十日

下 期 自七月一日 至十二月三十一日

第四條 一箇年ノ輸出總數量及各期ノ輸出數量ハ東亞部委員會ニ諮リ理事會之ヲ定ム變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ決定又ハ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受タルモノトス

第五條 輸出總數量ノ六割ハ實績割當數量ニ三割ハ特別割當數量ニ、一割ハ第一申請割當數量ニ充當スルモノトス

預入數量及割當數量ノ殘全數量ハ之ヲ第二申請割當數量トス

第六條 組合員ハ本規定ニ依リ割當ラレタル數量又ハ讓受ケタル數量ヲ超エテ第一條所定ノ市場ニ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス

第七條 輸出ノ調整其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本規定ニ拘ラス東亞部委員會ニ諮リ理事會ノ決議ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス

二、實績割當及特別割當

第八條 實績割當數量ハ第一條所定ノ市場ニ對シ前年度上期迄既往二期間中ニ於テ實績割當數量ニ依リ輸出シタル數量第一申請割當數量ニ依リ輸出シタル數量、第二申請割當數量ニ依リ輸出シタル數量及預入數量ノ五割ニ當ル數量ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ割當ヲ行フ

第九條 特別割當數量ノ割當ハ一期二回之ヲ行フ

各一回割當充當數量ノ決定ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

第十條 特別割當數量ハ第一條所定ノ市場以外ノ市場(比律賓ヲ除ク)ニ對シ割當期日前一箇月ヲ隔テタル既往三箇月間ノ輸出數量ヲ基準トシテ算出シタル比率ヲ以テ申請ニ依リ割當ヲ行フ

割當期日ハ左ノ通りニ定ム

上期前年	十二月廿五日	四月一日
下期	七月一日	十月一日

第十一條 特別割當數量ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日三日前ニ組合ニ申請スルモノトス

第十二條 第八條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ其ノ期ノ中ニ第十條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ割當通知ヲ發セラレタル日より九十日以内ニ輸出スルコトヲ要ス

第十三條 第八條及第十條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ組合ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り他ノ組合員ニ讓渡ヲ爲スコトヲ得輸出數量ヲ讓受ケタル者ハ其ノ數量ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得

第十四條 第八條ニ依リ割當ラレタル數量ノ全部又ハ一部ヲ組合ニ預入スルコトヲ得但シ預入ハ上期ニ於テハ四月二十五日迄ニ下期ニ於テハ十月二十五日迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ預入セラレタル數量ノ五割ニ當ル數量ハ之ヲ輸出シタルモノト看做ス

第十五條 第一申請割當數量ノ割當ハ實績割當數量ノ割當ヲ受ケサル者及實績割當數量ノ割當カ一箇年二千打未滿ノ者ノ申請ニ依リ一期三回之ヲ行フ但シ實績割當數量及特別割當數量ノ割當ヲ受ケ其ノ數量ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シタル者ハ其ノ期ノ申請ヲ爲スコトヲ得

各一回ノ申請割當ニ充當數量ハ東亞部委員會ニ諮リ理事長之ヲ定ム變更セントスルトキ亦同シ

第十六條 第一申請割當數量ノ割當期日ハ左ノ通りニ定ム

上期	前年	十二月二十五日	三月一日	五月一日
下期	期	七月一日	九月一日	十一月一日

必要ニ應シ理事長ハ東亞部委員會ニ諮リ割當ノ回数ヲ増減シ又ハ割當期日ノ變更ヲ爲スコトヲ得

第十七條 第一申請割當數量ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日三日前ニ其ノ所要數量ヲ組合ニ申請スルモノトス

但シ實績割當數量ノ割當ヲ受ケサル者ニ付テハ一回ノ割當數量ノ二割ニ當ル數量ヲ超ヘテ申請シ、實績割當數量ノ割當數量カ一箇年二千打未滿ノ者ニ付テハ割當充當數量ノ二割ニ當ル數量ヨリ實績割當數量ヲ控除シタル差數ヲ超ヘテ申請スルコトヲ得ス

第十八條 第一申請割當數量ノ割當ヲ受ケタル者ハ割當通知ヲ發セラレタル日ヨリ九十日以内ニ其ノ數量ヲ輸出スルモノトス

第十九條 第二申請割當數量ハ申請ニ依リ割當ヲ行フ

第二申請割當充當數量割當期日及輸出期間ハ東亞委員會ニ諮リ理事長之ヲ定ム

前項ニ依リ割當充當數量割當期日及輸出期間ノ決定セラレタルトキ組合ハ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

第二十條 第一及第二申請割當數量ノ割當方法ハ最少申請數量ヲ基準トシテ別表ノ算定方法ニ依リ之ヲ行フ

三、統制手數料及保證金

第二十一條 組合ハ輸出數量ノ割當ヲ受ケタル者ヨリ統制手數料ヲ徵收ス統制手數料ハ左ニ定ムル金額以下ニ於テ東亞部委員會ニ諮リ理事會之ヲ定ム變更セントスルトキ亦同シ

- 一、肌衣及ヒ外衣 一打ニ付 金二十錢
 - 二、靴 下 一打ニ付 金十錢
 - 三、手袋 一打ニ付 金十錢
 - 四、其ノ他 一打ニ付 金十錢
 - 五、莫大小生地 一封度ニ付 金十錢
- 特別割當數量ノ第制手數料ハ所定額ノ二分ノ一トス

組合員ニ非サル者ノ統制手數料ハ所定額ノ五倍トス

第二十二條 統制手數料ハ輸出數量ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ納付スルモノトス

第二十三條 第一及第二申請割當數量ノ割當ヲ受ケタル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ定メラレタル統制手數料ノ三倍ニ相當スル金額ヲ輸出保證金トシテ組合ニ納付スルモノトス

第二十四條 統制手數料及輸出保證金ヲ所定ノ期間内ニ納付セサル者ニ對シテハ輸出數量ノ割當ヲ取消スモノトス

輸出數量ノ割當ヲ受ケ所定ノ期間内ニ輸出ヲ爲サ、リシ場合ハ其ノ數量ニ對スル統制手數料及輸出保證金ハ之ヲ沒收スルモノトス

前項ノ規定ニ拘ラス預入數量ニ對スル統制手數料ハ之ヲ返還スルモノトス

(15) 日本タオル輸出組合東亞輸出規程

第一章 總 則

第一條 本組合ハ定款第四十九條ニ基キ本規程ニ依リ滿洲國、關東州、北支那(蒙疆ヲ含ム)中支那及南支那(以下東亞ト略稱ス)向タオルノ買取輸出ヲ爲ス

第二條 本規程ニ於テタオルト稱スルハ左ノ品種ヲ謂フ

- 一、タ オ ル (テリー織)
- 二、タオル製品 (同前)

三、蜂巢織浴巾（幅三十吋以下ノモノ）

四、ハツク織浴巾（同前）

五、紋變リ織浴巾（同前）

六、其ノ他ノ浴巾（同前）

第三條 買取輸出ヲ爲スタメノ事業年度ハ四月一日乃至翌年三月末日トシ之ヲ左ノ二期ニ分ツモノトス

第一期 自四月一日 至九月末日

第二期 自十月一日 至翌年三月末日

第四條 理事會ハ左ノ仕向地別並ニ品種別ニ一事業年度ノ輸出數量ヲ決定シ之ヲ二分シテ各期ノ輸出總數量ヲ定ム但シ市場ノ狀況政府ノ命令其ノ他已ムヲ得サル事由ノ發生シタル場合ハ事業年度ノ中途ニ於テ輸出總數量ヲ變更スルコトヲ得

一、仕向地

(1) 滿洲國及關東州

(2) 北支那（蒙疆ヲ含ム）

(3) 中支那及南支那

二、品 種

(1) ハンカチーフ及浴巾（テリー織ニ非サル浴巾ヲ含ム）

(2) 湯揚及反物

(3) タオル製品中大人用衣服類

(4) タオル製品中小人用衣服類

(5) 其ノ他ノタオル製品

第五條 前條ノ輸出總數量ノ決定若ハ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受タルモノトス

第二章 買取數量

第一節 總 則

第六條 輸出總數量ノ六割ハ實績買取數量四割ハ特別買取數量トシ第十條乃至第十四條ニ依リ組合員ニ對シ割當ヲ爲ス

組合員カ辭退シタル數量及前項各買取數量ノ割當殘數量ハ之ヲ申請買取數量トシ第十七條ニ依リ組合員ニ對シ割當ヲ爲ス

第七條 組合員ニ割當ツヘキ數量ノ單位ハ十打トス十打ニ滿タサル端數ヲ生シタルトキハ其ノ端數カ五打以上ノ場合ハ之ヲ十打ニ繰上ケ、五打未滿ノ場合ハ之ヲ切捨ツルモノトス

第八條 組合員ハ割當ヲ受ケタル數量ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第九條 組合員ハ割當ヲ受ケタル數量ノ全部若ハ一部ヲ辭退スルコトヲ得但シ申請買取數量中ヨリ割當ヲ受ケタル數量ハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス

豫メ次期ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ期初一月以前ニ當期ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ割當決定後三月以内ニ辭退ノ申出ヲ爲スヘシ但シ特別買取數量ノ割當ヲ辭退セントスルトキハ割當決定後四十五日以内ニ辭退ノ申出ヲ爲スコトヲ要ス

第二節 實績買取數量及特別買取數量

第十條 實績買取數量ハ前年同期末ニ至ル既往一年間ニ實績買取數量及申請買取數量中ヨリ本組合カ第四條第一號ノ仕向地別ニ買

取ヲ爲シタル同條第二號ノ品種別ノ數量ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ第四條ノ各仕向地別及品種別ニ組合員ニ對シ割當ヲ爲ス

第十一條 特別買取數量ノ割當ハ每期二回之ヲ行フ

各一回ノ特別買取數量ハ各期ノ特別買取數量ノ二分ノ一トス

第十二條 特別買取數量ハ東亞以外ノ市場ニ對シ割當期日前二月ヲ隔リタル既往三月ノ間ニ於ケル全組合員ノ第四條第二號ノ各品

種別ノ輸出金額ヲ基準トシテ算出シタル比率ヲ以テ申請ニ依リ第四條ノ各仕向地別及品種別ニ割當ヲ爲ス

第十三條 特別買取數量ノ割當期日ハ四月一日、七月一日、十月一日及翌年一月一日トス

第十四條 申請買取數量ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日二週間前ニ所定ノ用紙ヲ以テ組合ニ申請スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於ケル各組合員ノ一回ニ申請シ得ル數量ハ三百打以内トス

第三節 申請買取數量

第十五條 削 除

第十六條 削 除

第十七條 申請買取數量ノ割當ハ組合員ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

第十八條 申請買取數量ニ充當スヘキ數量及割當期日ハ理事會ニ於テ決定ス

第十九條 申請買取數量ノ割當方法ハ最小申請數量ヲ基準トシテ別表ノ算定方法ニ依リ之ヲ行フ

第三章 買取方法

第二十條 本組合東亞ヨリタオルノ註文ヲ受ケタルトキハ割當數量保有組合員ヨリ其ノ註文ニ該當スル商品ヲ買取ルモノトス

第二十一條 組合員東亞ヨリタオルノ註文ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ内容ヲ本組合ニ届出且ツ當該註文ヲ本組合ニ讓渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ本組合ハ其ノ註文ノ内容如何ニ依リ之ヲ讓受ケサルコトアルヘシ

第二十二條 割當數量保有組合員正當ノ理由ナクシテ本組合ノ買取ニ應セサルトキハ組合ハ理事會ノ決議ニ依リ其ノ組合員ニ對シ相當ノ期間内割當ヲ爲サ、ルモノトス

第二十三條 本組合ト組合員トノ商品ノ受渡ハ本組合指定倉庫搬入渡トス但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス

組合前項ニヨリ商品ノ受渡ヲ完了シタルトキハ遲滞ナク買取代金ノ支拂ヲ爲ス

第二十四條 本組合ハ各期ニ付各組合員ニ對シ割當ヲ爲シタル數量ヲ超エテタオルノ買取ヲ爲サス但シ割當數量中買取殘數量ヲ生シタルトキハ之ヲ次期ニ繰越シ買取ヲ爲スコトアルヘシ

第四章 輸 出 方 法

第二十五條 本組合第二十三條第一項ニ依リ商品ヲ受取りタルトキハ別ニ定ムル統制規程ニ從ヒ東亞ニ對シ當該商品ヲ輸出スルモノトス

第二十六條 削 除

第二十七條 削 除

第二十八條 削 除

第五章 輸 出 取 締

第二十九條 組合員ハタオルヲ東亞ニ輸出スルコトヲ得ス

第三十條 組合員ハタオルヲ東亞以外ノ市場ニ向ケテ移出若ハ輸出シタル後中途ニ於テ仕向地ヲ變更シテ之ヲ東亞ニ轉送シ又ハ當該仕向地ニ於テ積降シヲ爲シタル後別便ニ依リ更ニ之ヲ東亞ニ轉送スルコトヲ得ス

第三十一條 組合員東亞以外ノ地ニ向ケテタオルヲ移出若ハ輸出セントスルキハ其ノ仕向地ニ至ル中途ニ於テ東亞へ寄港スル船舶又ハ東亞ニ於テ積替ヲ要スル船舶ニ積込ヲ爲スコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事情ニ依リ豫メ本組合ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ汽車飛行機及其ノ他ノ運送機關ヲ利用シテ移出若ハ輸出ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 本組合取締上必要アリト認ムルトキハ貨物ノ解裝、其ノ他ノ處置ヲ爲シ若ハ關係帳簿又ハ證據書類ノ提出ヲ命ジ其ノ他必要ナル調査ヲ爲スコトアルヘシ

組合員ハ前項ノ處置又ハ調査ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第六章 買取輸出手数料及割當保證金

第三十三條 東亞向買取數量ノ割當手数料左ノ如シ

- 一、ハンカチーフ及浴巾(テリー織ニ非サル浴巾ヲ含ム) 十打ニ付 金 五 錢
- 二、湯揚及反物 十打又八十反ニ付 金 十 錢

三、タオル製品中大人用衣服類

十打ニ付 金五十錢

四、タオル製品中小人用衣服類

十打ニ付 金二十五錢

五、其ノ他ノ製品

十打ニ付 金七 錢

申請買取數量ノ割當手数料ハ前項所定ノ二倍額トス

第三十四條 組合員ニ非サル者ニ對スル手数料ハ前條所定ノ十倍額トス

第三十五條 割當手数料ハ割當決定後二週間以内ニ各期ノ全額ヲ前納スルモノトス

第三十六條 前條所定ノ期日迄ニ手数料ヲ完納セサルトキハ割當數量ヲ拋棄シタルモノト看做ス

組合員カ拋棄シタル數量ハ申請買取數量ニ充當ス

第三十七條 一旦納付シタル手数料ハ之ヲ還付セス但シ第九條ニ依リ辭退シタル數量及割當ヲ受ケタル數量中本組合ニ買取ラサル數量ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 削 除

第三十九條 削 除

第七章 雜 則

第四十條 左ノ場合ニ在リテハ組合ハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ツルモノトス

- 一、各期ノ輸出總數量ヲ決定若ハ變更シタルトキ
- 二、第六條ニ依リ買取數量ヲ決定シタルトキ

三、第九條ニ依リ割當數量ノ辭退ノ申出アリタルトキ

四、第二章第二節及第三節ニ依リ組合員ニ對スル割當數量ヲ決定シタルトキ

第四十一條 左ノ場合ニ在リテハ組合ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

一、第四條ニ依リ輸出總數量ヲ決定若ハ變更シタルトキ

二、第六條ニ依リ買取數量ヲ決定シタルトキ

三、第十八條ニ依リ申請買取數量ニ充當スヘキ數量及割當期日ヲ決定シタルトキ

附 則

本規程ハ昭和十四年十一月一日ニリ之ヲ實施ス

昭和十五年度ハ第三條及第四條ノ規定ニ拘ラス第一期ヲ昭和十五年一月一日乃至同年六月末日第二期ヲ昭和十五年七月一日乃至昭和十六年三月末日トシ各期ニ付輸出總數量ヲ決定ス

昭和十五年三月末日迄ニ成立シ昭和十五年五月末日迄ニ輸出シ得ル契約ハ其ノ契約ノ成立ヲ證明スル書類ヲ添附シ本組合ニ届出タル場合ニ限り東亞向輸出規程ニ依リ本組合ノ委託ニ基キ輸出ヲ爲シ得ルモノトス

昭和十五年度第一期ハ東亞向輸出規程ニ依リ割當テタル數量ヲ有效ナルモノト看做シ各組合員ニ對スル割當ハ其ノ組合員ノ割當數量ヨリ該組合員カ東亞ニ對シ本組合ノ委託ニ基キ輸出ヲ爲シタル數量ヲ控除シタル殘數量トス

昭和十五年度第二期ノ實績買取數量ノ割當ハ昭和十四年十月一日乃至昭和十五年三月末日ノ間ニ於テ東亞向輸出規程ニ依リ實績買上數量、第一申請買上數量及第二申請買上數量中ヨリ東亞ニ對シ本組合ノ委託ニ基キ輸出ヲ爲シタル數量ヲ基準トシテ之ヲ行ヒ昭

和十六年度第一期ノ實績買取數量ノ割當ハ昭和十四年十月一日乃至昭和十五年九月末日ノ間ニ於テ東亞向輸出規程ニ依リ實績買上數量、第一申請買上數量及第二申請買上數量中ヨリ東亞ニ對シ本組合ノ委託ニ基キ輸出ヲ爲シタル數量及本規程ニ依リ買取ヲ爲シタル數量ヲ基準トシテ之ヲ行フモノトス

(16) 日本纖維屑物輸出組合滿洲國、關東州及中華民國向 輸出數量統制規程

第一條 本組合ハ定款第三十四條ノ二ノ規程ニ基キ本規程ニ依リ滿洲國、關東州及中華民國向綿襪及綿襪斷屑(本組合検査規程

第一號表乃至第八號表、第十一號表及第十二號表ニ該當スル商品ヲ謂フ)ニ付輸出數量ノ統制ヲナス

第二條 輸出數量ノ割當ハ左ノ四期ニ分チ之ヲ行フ

第一期 自一月至三月

第二期 自四月至六月

第三期 自七月至九月

第四期 自十月至十二月

第三條 前條各期ノ輸出總數量ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ商工大臣ニ届出ツルモノトス

前項ノ輸出總數量ノ五割ハ第四條ニ依リ實績割當數量ニ四割ハ第五條ニ依リ特別割當數量ニ一割ハ第六條ノ申請割當數量ニ充當スルモノトス

返還數量及其ノ他ノ殘餘數量ハ之ヲ次期ニ繰越シ組合ニ於テ保留シ申請割當數量ニ繰入ル、モノトス

- 第四條 實績割當數量ハ第一條所定ノ市場ニ對スル組合員ノ前年同期中ノ輸出數量ヲ基準トシ之ヲ割當ツ
- 第五條 特別割當數量ハ第一條所定ノ市場以外ノ市場ニ對スル組合員ノ前々期中ニ輸出シタル數量ヲ基準トシ申請ニ依リ之ヲ割當ツ
- 第六條 申請割當數量ハ申請ニ依リ平等ニ之ヲ割當ツ
- 第七條 實績割當數量及特別割當數量ハ其ノ全部又ハ一部ヲ組合ノ承認ヲ受ケ組合員ニ讓渡スルコトヲ得
- 第八條 前條ニヨリ讓受ケタル數量ハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス
- 第九條 特別割當數量及申請割當數量ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日前組合ノ定ムル期間中ニ之ヲ組合ニ申請スルモノトス
- 第十條 組合員ハ本規程ニ依リ割當ヲ受ケタル數量又ハ讓受ケタル數量ヲ超エ第一條所定ノ市場ニ綿襪及綿襪斷屑ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 第四條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ノ全部又ハ一部ハ之ヲ組合ニ返還スルコトヲ得但シ返還ハ其ノ期ノ末日迄ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十二條 組合員割當ヲ受ケタル數量ハ其ノ期間中ニ輸出スルコトヲ要ス但シ理事會ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 統制手数料ハ左ニ依リ之ヲ徵收ス
 - 一俵ニ付 金參拾錢
- 第十四條 統制手数料ハ輸出承認申請ノ際之ヲ納付スヘシ
- 前項ノ統制手数料ハ輸出ヲ爲サ、リシ場合ト雖モ之ヲ返還セス

(17) 日本フェルト布帛帽子輸出組合聯合會
滿、關、支向フェルト帽子輸出數量統制規程

- 第一條 本會ハ定款第三十四條ノ二ノ規定ニ基キ本會所屬組合員ノ取扱フ滿洲國、關東州及支那(以下滿、關、支ト稱ス)向フェルト帽子及同帽體ノ輸出ニ付輸出數量ノ割當ヲ爲ス
- 第二條 輸出數量ノ割當ハ左ノ二期ニ分チ行フ
 - 第一期 自四月 至九月
 - 第二期 自十月 至翌年三月
- 第三條 前條各期ノ輸出數量ハ滿洲國(關東州ヲ含ム)及支那向別ニ理事會之ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス
- 第四條 輸出總數量ノ七割ハ滿、關、支ニ對スル所屬組合ノ組合員ノ前年同期中ノ輸出數量ヲ基準トシ理事會ニ於テ之ヲ所屬組合ニ割當ツルモノトス
- 第五條 輸出總數量ノ二割ハ所屬組合ノ組合員ノ申請ニ依リ滿、關、支以外ノ市場ニ對スル所屬組合ノ組合員ノ前期中ノ輸出數量ヲ基準トシ理事會ニ於テ之ヲ該所屬組合ノ組合員ニ割當ツルモノトス
- 前項ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量中輸出シタル數量ハ前條ノ輸出實績數量ニ算入セサルモノトス
- 第六條 輸出總數量ノ一割ハ所屬組合ノ組合員ノ申請ニ依リ平等ニ之ヲ割當ツルモノトス
- 第七條 所屬組合ハ組合員ヲシテ前二條ノ割當ヲ受ケシメントスルトキハ本會ノ指定スル期限迄ニ之ヲ所屬組合ニ申請セシムヘシ
- 第八條 所屬組合ハ第四條ノ規定ニ依リ割當ラレタル數量ヲ該規定ニ準シ其ノ組合員ニ割當ツヘシ

第九條 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ自己ノ割當數量ヲ超エテ輸出セシムコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ自己ノ割當數量ヲ他ニ讓渡セシムルコトヲ得ス

第十一條 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ割當ヲ受ケタル後二ヶ月以内ニ其ノ全部又ハ一部ヲ辭退セシムルコトヲ得

前項ノ割當ノ辭退其ノ他ノ事由ニ依リ更ニ割當ヲ要スル數量ヲ生シタルトキハ所屬組合ハ之ヲ本會ニ届出スヘシ

第十二條 本會ハ前條第二項ノ規程ニ依リ届出アリタル數量ニ付テハ所屬組合組合員ノ申請ニ依リ按分シテ之ヲ割當ツルモノトス所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前項ノ規程ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ニ付テハ之ヲ辭退セシムルコトヲ得ス

第十三條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ割當數量中其ノ期ノ末日迄ニ輸出セサルモノアリタルトキハ其ノ輸出未済數量ヲ本會ニ届出スヘシ

本會ハ前項ノ規程ニ依リ届出アリタル數量ヲ次期ノ輸出總數量ニ繰入ル、モノトス

第十四條 所屬組合ハ本規程ニ基キ割當ヲ受ケタル組合員ヲシテ割當ヲ受ケタル日より一週間以内ニ本會ニ對シ左ノ特別統制手數料ヲ納付セシムヘシ

フェルト帽子及同帽体 一打ニ付 金拾五錢

前項ノ特別統制手數料ノ三分ノ一ハ所屬組合ニ對シ其ノ所屬組合員ノ割當數量合算額ニ應シ之ヲ割戻スモノトス

第十一條ノ規程ニ依リ辭退シタル數量ニ對スル特別統制手數料ハ之ヲ當該所屬組合員ニ返還スルモノトス

附 則

第十五條 本規程ハ商工大臣ノ認可アリタル日より之ヲ實施ス

第十六條 本規程ハ昭和十四年九月二十日以後輸出シタルモノニ付之ヲ適用ス

第十七條 昭和十四年度ニ於テハ第二條ノ規程ニ拘ラス自九月二十日起至翌年三月末日ヲ以テ一期間トシ割當ヲ行フ

東亞向フェルト布帛帽子取引方法ノ制限取締ニ關スル統制規程

第一條 本會ハ定款第三十四條ニ基キ本規程ニ依リ滿洲國、關東州及中華民國(以下東亞ト稱ス)向フェルト帽子及帽体並ニ布帛製帽子及帽子用布帛製附屬品(以下統制品ト稱ス)ノ輸出ニ付取引方法ノ制限取締ヲ行フ

前項ノ布帛製帽子トハ綿糸、絹糸、人絹糸、毛糸、麻糸、ステールファイバー糸、同燃合糸並ニ綿織物、絹織物、人絹織物、毛織物、麻織物、ステールファイバー織物、同交織物及同基地擬革布ヲ材料トシテ加工シタル各種帽子ヲ謂ヒ帽子用布帛製附屬品トハ同材料ヲ以テ加工シタル帽子裏、帽子用リボン、帽縁、鬘皮(縁付ヲ含ム)眼庇、腮紐、其ノ他ノ帽子用布帛製附屬品ヲ謂フ

第二條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ東亞向統制品ヲ輸出セントスルトキハ其ノ組合員ヲシテ別ニ定ムル輸出統制規程ノ外本規程ニ從ハシムルコトヲ要ス

第三條 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ東亞向統制品ノ取引代金ノ決済方法ニ付テハ左ノ各號ノ一ニ據ラシムヘシ

- 一、有爲替取引ノ場合ハ銀行ニ於テ爲替取引ヲ爲シタル日より起算シ七十日期限内ノ支拂條件ニ據ルヘシ
- 二、無爲替輸出ノ場合ハ左ノ條件ニ據ルヘシ

1. 統制品ヲ出荷シ直接海外ヨリ取引代金ヲ回收スル場合ハ當該統制品ノ出荷日より起算シ七十日以内ニ之ヲ本邦ニ回收ス

2. 統制品ヲ出荷シ本邦内ニ於テ代金ヲ回收スル場合ハ毎月十日及二十五日締切十五日月末集金ニテ全金額ヲ現金又ハ六十日期限内ノ手形ニテ決済ヲ受クルコト

前項ノ規定ニ拘ラス手形期日ノ延期其ノ他止ムテ得サル事由ニ依リ前各號以外ノ方法ニ依リ決済ヲ受ケントスルトキハ本會理事長ノ承認ヲ受ケシムヘシ

第四條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ東亞向統制品ニ付賣買契約ノ成立アリタルトキハ其ノ組合員ヲシテ當該契約條件ヲ記載シタル本會所定ノ契約書原本竝ニ同寫ヲ組合ヲ通シ本會ニ提出シ之カ登録申請ヲ爲サシムヘシ

前項ノ契約書原本ハ本會ニ於テ登録ノ上之ヲ申請者ニ返還スルモノトス

第五條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ前條ノ登録アリタル統制品ヲ輸出セントスルトキハ其ノ組合員ヲシテ本會所定ノ輸出届ヲ組合ヲ通シ本會ニ提出セシムヘシ

第六條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ東亞向統制品ノ取引代金ノ決済ヲ爲シタルトキハ其ノ組合員ヲシテ遲滞ナク組合ヲ通シ本會ニ左ニ定ムル手續ヲ爲サシムヘシ

一、有爲替取組ニ付テハ取引銀行ノ證明印アル大藏大臣ニ提出スヘキ有爲替輸出報告書寫ヲ提出スルコト

二、無爲替輸出ノ場合ニハ回收手形又ハ小切手ヲ本會ニ提出シ本會ノ免責裏書ヲ受ケ銀行ニ於テ割引ノ都度當該銀行ノ證明書ヲ交付ヲ受ケ之ヲ本會ニ提出スルコト

第三條第二項ノ規定ニ依リ本會理事長ノ承認ヲ受ケタル方法ヲ以テ代金ノ決済ヲ爲シタル場合ハ前項ニ準シ必要ナル立證書類ヲ提出スヘキモノトス

第七條 所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ取引代金ノ回收金額カ登録シタル金額ニ滿タサル場合ハ其ノ組合員ヲシテ其ノ事由ヲ具シタル理由書ヲ組合ヲ通シ之ヲ本會ニ提出セシムヘシ

第八條 本會ハ統制上必要アリト認ムルトキハ所屬組合組合員ノ在荷ノ點檢、貨物ノ解裝、積止留置又ハ關係帳簿若クハ證據書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前項本會ノ措置命令ヲ拒否シ又ハ之ニ對シ異議ノ申立ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第九條 本會ニ於テ使用スル契約書、輸出届ノ雛形左ノ如シ

輸出承認書

積載船名

出帆豫定日 昭和 年 月 日

※番號()No.

輸出者番號No.

※税關免許年月日 昭和 年 月 日

申請者 (輸出者) 住所氏名	申請代理人 住所氏名	輸出 (積換港共)	仕向地	輸出 手續 郵便局名	領事館及其ノ所在地
			國名		
記號及個數	品名	數量(打)	價(FOB)格	※法制勝票番號	摘要
				自No. 10 No.	
				自No.	
				自No.	

上記輸出承認候也
昭和 年 月 日

日本フェルト布帛帽子輸出組合聯合會

備考 1. ※印へ記入ナキコト 2. 本書記載事項ニ變更アリタルトキハ無効トス 但シ監査員ノ訂正印アル場合ハ有効トス

フェルト帽子及帽體輸出證明申請書

番號() No.

輸出者 住所氏名	輸出申請者 住所氏名		
申請番號	輸出港		
免許年月日 昭和 年 月 日	輸出年月日 昭和 年 月 日		
記號及箇數	品名	數量	仕向地 國名 港名
1			
2			
輸入原料査定表	輸出價額	帽子査定額 査定率 35%	帽體査定額 査定率 50%
	1		
	2		
計			
證明分割數	枚	證明分割番號	
備考	上記ニ付フェルト帽子及帽體輸出證明書下附相成度別紙輸出報告書類相添へ此段申請候也		
日本フェルト布帛帽子輸出組合聯合會御中			
昭和 年 月 日			
住所 申請者 氏名			

フェルト帽子及帽體輸出證明證

番號() No.

輸出者 住所氏名	輸出申請者 氏名
-------------	-------------

申告番號	輸出港		
免許年月日 昭和 年 月 日	輸出年月日 昭和 年 月 日		
記號及箇數	品名	數量	仕向地 國名 港名
1			
2			

輸入原料査定表	輸出價額 (F.O.B)	帽子査定額 査定率 35 %	帽體査定額 査定率 50 %
	1		
	2		
計			

證明分割數	枚	證明分割番號
-------	---	--------

備考

上記之通證明候也

昭和 年 月 日

日本フェルト布帛帽子輸出組合聯合會

理事長 藤村 眞三

(18) 日本敷物輸出組合關・滿・支向敷物輸出統制規程

一 總 則

第一條 本組合ハ定款第三十五條ノ二ニ基キ本規程ニ依リ組合員ノ關東州、滿洲國及中華民國(香港ヲ除ク以下同シ)向輸出敷物ヲ左記品種ニ分子輸出ノ統制ヲ爲ス

- 一 花 蕙 (莫産)
- 二 絨 氈
- 三 モール 織
- 四 平 織
- 五 ラグラツグ類
- 六 其 ノ 他

以上各一尺平方以下ノモノヲ除ク

第二條 本統制ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ至ルモノトス

二 輸 出 數 量

第三條 組合ハ關・滿・支向輸出ノ調整ヲ圖ルタメ品種別ニ關東州、滿洲國及中華民國向輸出總金額ヲ決定シ之ヲ第五條第七條及

第十條ノ規定ニ依リ組合員ニ割當ツ

前項ノ輸出金額ハ理事會ニ於テ之ヲ決定シ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス

第四條 前條一ケ年ノ輸出總金額ハ左ノ二期ニ之ヲ分割ス

前期 自一月一日 至六月三十日

後期 自七月一日 至十二月三十一日

前項各期ノ輸出金額分割ノ決定及其ノ變更ハ理事會ニ於テ之ヲナス

第五條 輸出總金額(F・O・B)ノ八割ハ實績割當金額ニ二割ハ申請割當金額ニ充當ス

第六條 輸出ノ調整其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本規程ニ拘ラス理事會ノ決議ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス

第七條 實績割當金額ハ各組合員ノ第一條所定ノ市場ニ對スル前年度十一月末日迄既往一ケ年間ノ輸出金額ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ割當ヲ行フ

前項ニ依リ割當ラレタル金額ハ之ヲ次年度ニ繰越シ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 前條ニ依リ割當ラレタル金額ハ組合ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り他ノ組合員ニ之ヲ讓渡スルコトヲ得

前項ニ依リ讓渡ヲ受ケタル者ハ其ノ金額ニ付キ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得ス

第九條 第七條ニ依リ割當ラレタル金額ノ全部又ハ一部ハ第一期ニ於テハ三月二十五日迄ニ第二期ニ於テハ九月二十五日迄ニ限り組合ニ返付スルコトヲ得

組合ニ返付セラレタル金額ハ之ヲ次回ノ申請割當金額ニ充當ス

第十條 申請割當金額ハ實績割當金額ノ割當ヲ受ケサル者及ヒ實績割當金額ノ輸出ヲ完了シ乃至ハ輸出ノ契約ヲ完了シタルコトニ

付キ組合ノ檢閲ヲ受ケタル者ノ申請ニ依リ各期二回宛割當ヲ爲ス

但シ實績割當金額ノ一部又ハ全部ヲ讓渡シタル者ハ其ノ期間中申請ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 申請割當金額ノ割當期日ハ左ノ通りヲ定ム

第一期 前年 十二月二十五日 四月一日

第二期 七月一日 十月一日

前項ノ割當期日及ヒ割當ノ回数ニ付キ必要アリト認メタルトキハ理事長之ヲ變更シ又ハ増減スルコトヲ得

第十二條 前條ニ定ムル各回ノ申請割當充當金額ノ決定及其ノ變更ハ理事長之ヲ爲シ組合員ニ通知スルモノトス

第十三條 申請割當金額ヲ受ケントスル者ハ割當期日三日前ニ其ノ所要金額ヲ組合ニ申請スルモノトス

前項ノ申請ハ實績割當金額ノ割當ヲ受ケス且第三國向輸出実績ヲ有セサルモノニアリテハ一回ノ割當充當金額ノ二割ニ當ル金額ヲ超エテ爲スコトヲ得ス

第十四條 申請割當金額ノ割當ヲ受ケタル者ハ割當通知ヲ受ケテヨリ六十日以内ニ輸出スルコトヲ要ス

第十五條 申請割當金額ノ割當ニ付キ一回ノ申請金額カ割當充當金額ヲ超過スル場合ハ最少申請金額ヲ基準トシテ別表ノ算定方法

ニ依リ割當ヲ行フ

既往三ケ月間ニ申請金額ト同數又ハ同數以上ノ第三國向輸出実績ヲ有シ且其ノ申請金額カ第十三條第二項ニ定ムル限度ヲ超ヘサルモノ、申請ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス之ヲ優先割當ツルモノトス

三 統制手数料

- 第十六條 組合ハ輸出金額ノ割當ヲ受ケタル者ヨリ割當金額ノ千分ノ五ニ相當スル統制手数料ヲ徴收ス
組合員ニ非ラサル者ニ對スル統制手数料ハ所定額ノ三倍トス
- 第十七條 申請割當金額ノ割當ヲ受ケタル者ニ對シテハ前條統制手数料ノ外ニ更ニ千分ノ五ニ相當スル申請割當手数料ヲ徴收ス
組合員ニ在ラサル者ニ對スル申請割當手数料ハ前項ノ三倍トス
- 第十八條 統制手数料及申請割當手数料ハ輸出金額ノ割當通知ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ納入スルモノトス
前項ノ所定期間内ニ統制手数料ノ納付ヲ爲サ、ル者ニ對シテハ割當ヲ取消スモノトス
- 第十九條 輸出金額ノ割當ヲ受ケ所定ノ期間内ニ輸出ヲ爲サ、リシ場合ハ其ノ金額ニ對スル統制手数料ハ之ヲ沒收スルモノトス
但シ所定期日迄ニ組合ニ返付シタル割當金額ニ對スル統制手数料ニ對シテハ之ヲ返還スルモノトス

四 輸出取締

- 第二十條 組合員ハ本規程ニ依リ割當ラレタル金額又ハ讓渡ケタル金額ヲ超エテ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ商
工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項割當金額ハ關東州、滿洲國向割當金額ト中華民國向割當金額トヲ相互ニ流用スルコトヲ得ス
- 第二十一條 組合ハ價格統制ノ必要ヲ認メタルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ最高價格最低價格ノ決定其ノ他必要ノ措置ヲ爲スコトヲ
得

- 前項決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス
組合員ハ第一項ノ決議ニ違反スルコトヲ得ス
- 第二十二條 組合員ハ輸出商品ノ各外裝ニ所定ノ滿・關・支向統制證票ヲ貼付スルニ非サレハ之ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ稅
關保税地域内ニ搬入スルコトヲ得ス
- 花蔴及野草蔴ヲ中・南支ニ輸出スル場合ハ前項統制證票ノ他各外裝ニ別ニ定ムル荷造包裝検査合格證紙ヲ貼付スルコトヲ要ス
- 第二十三條 組合員ハ神戸、大阪、橫濱、門司、下關、尾道、糸崎又ハ宇野以外ノ輸出港ヨリ積出ヲ爲スコトヲ得
- 第二十四條 組合ハ必要ニ應ジ組合員ノ在荷ヲ調査シ又ハ貨物ノ解裝ヲ命シ若ハ證據書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得
組合員ハ前項ノ調査又ハ處置ニ對シ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

五 輸出手續

- 第二十五條 組合員輸出ヲ爲サントスルトキハ所定ノ輸出承認申請書ニ貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書ヲ添ヘ組合ニ提出スヘシ
小包郵便ニ依リ輸出ヲ爲ス場合ハ前項輸出承認申請書ノミヲ提出スヘシ
- 第二十六條 輸出承認申請書ノ提出アリタルトキハ組合ハ輸出シ得ヘキモノニ付キ輸出承認書ヲ發給シ輸出檢閲申請書ニ輸出承認
印章ヲ押捺交付ヲナス
- 小包郵便ヲ以テ輸出ヲ爲ス場合ハ其ノ外裝ニ第二十二條第一項ニ定ムル統制證票ヲ貼付スルコトニ依リ輸出承認ヲ爲シタルモノ
ト見做ス
- 前項輸出承認印章ノ押捺ハ神戸、門司、尾道及宇野ニ於テ之ヲ行フ

第二十七條 組合員輸出ヲ爲シタルトキハ輸出免狀發行ノ日ヨリ二週間以内ニ輸出免狀、インボイス及銀行ノ證明アル爲替報告書
又ハ外國爲替管理法ニ基ク無爲替輸出報告書ヲ添ヘ所定ノ輸出報告書ヲ組合ニ提出スヘシ

(19) 日本古新聞紙輸出組合輸出統制規程

第一章 總 則

第一條 本組合ハ定款第五十九條ノ規定ニ基キ本組合検査規程第一條及第三條ニ該當スル古新聞紙(以下統制品ト稱ス)ノ輸出ニ
付輸出數量、輸出價格、及輸出手續ニ關スル統制ヲ本規程ニヨリ行フ

第二條 組合員統制品ヲ輸出セントスルトキハ本組合ニ申請シ其ノ輸出承認ヲ受クヘシ
前項ノ輸出承認ハ東京本部、名古屋出張所、大阪支部ニ於テ之ヲ爲ス

第二章 輸出數量ニ關スル統制

第三條 關東州、滿洲國及中華民國(以下關滿支ト稱ス)向輸出數量ノ統制ハ一年ヲ左ノ二期ニ分テ之ヲ行フ

第一期 自四月一日 至九月末日

第二期 自十月一日 至翌年三月末日

第四條 前條各期ノ輸出總數量ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第五條 前條ノ規定ニ依リ定メタル輸出總數量ハ之ヲ左ノ基準ニ依リ割當ツルモノトス

一、輸出總數量ノ八割ハ前年同期中ニ於ケル組合員ノ關滿支向輸出実績ヲ基準トシテ割當ヲ爲ス

二、輸出總數量ノ一割ハ前號ノ輸出実績ヲ有スル組合員ニ對シ其ノ申請ニ依リ平等ニ割當ヲ爲ス

三、輸出總數量ノ一割ハ新ニ關滿支向輸出ヲ爲サントスル者ニ對シ理事會ノ決議ニ依リ適宜割當ヲ爲ス

第六條 組合員自己ノ割當數量中其ノ期ノ末日迄ニ輸出ヲ爲サ、リシ時ハ其ノ割當ハ効力ヲ失フモノトス

第七條 第五條第三號割當殘數量及前期末ニ於ケル組合員ノ割當數量中輸出未済數量ハ本組合ニ於テ之ヲ後期ノ輸出總數量ニ繰入
ル、モノトス

第八條 第五條第一號及第二號ノ規定ニヨリ割當ヲ受ケタル組合員ハ組合ノ承認ヲ得タル場合ニ限り自己ノ割當數量ヲ他ノ組合員
ニ讓渡スルコトヲ得

第九條 前條ニ依リ讓渡ヲ受ケタル數量ハ之ガ再讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 組合員ハ割當ヲ受ケタル數量ヲ超エテ輸出スルコトヲ得ス

第三章 輸出價格ニ關スル統制

第十一條 關東州、滿洲國及中華民國(以下關滿支ト稱ス)向輸出價格ハ每期理事會ニ於テ之ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノ
トス

前項ノ輸出價格ハF・O・Bヲ以テ定ム

第十二條 組合員ハ組合ノ定ムル價格ヲ超エテ輸出スルコトヲ得ス

第四章 輸出手續ニ關スル統制

第十三條 組合員統制品ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ輸出承認申請書ニ檢査合格證及貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ本組合ニ提出シ該輸出檢閲申請書ニ本組合ノ輸出承認印章ノ押捺ヲ受ケ輸出手續ヲ爲サントスル稅關ニ提出スヘシ
本組合カ前項ノ輸出承認ヲ爲シタル後ニ於テ輸出承認申請書及輸出檢閲申請書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ組合員ハ遲滞ナク本組合ニ届出テ再承認ヲ受クヘシ

第十四條 組合員統制品ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ包裝一個毎ニ本組合所定ノ外裝證紙ヲ貼付スヘシ

外裝證紙ハ輸出承認ノ際統制品ノ包裝個數ニ相當スル枚數ヲ交付スルモノトス

第十五條 組合員前二條ノ手續ヲ爲サスシテ統制品ヲ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ稅關保稅地域内ニ搬入スルコトヲ得ス

第十六條 組合員統制品ノ輸出ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ本組合所定ノ輸出報告書ニ銀行ノ證明アル「インボイス」寫及船荷證券寫ヲ添ヘ本組合ニ届出ツヘシ

第十七條 組合員組合ノ承認ヲ受クルニ非サレハ輸出後中途ニ於テ仕向地ヲ變更シ又ハ陸揚後別便ニ依リ他ノ地域ニ轉送スルコトヲ得ス

第五章 統制手数料

第十八條 統制手数料ハ左ノ通り之ヲ定ム

關滿支、F・O・Bノ百分一

組合員ニ非サル者ノ場合ニアリテハ前項ノ五倍トス

第十九條 統制手数料ハ輸出承認申請ノ際之ヲ納付スヘシ

前項ノ統制手数料ハ輸出ヲ爲サ、リシ場合ト雖モ之ヲ返還セス

第六章 雜 則

第二十條 本組合ノ使用スル輸出承認印章及外裝證紙ノ雛形左ノ如シ(省略)

(20) 日本砂糖輸出組合統制規程

第一章 總 則

第一條 本組合ハ定款第二十四條第一號ニ基キ本規程ニ依リ砂糖ノ輸出ノ統制ヲ爲ス

第二條 本組合ハ左ノ種類ニ付輸出ノ統制ヲ爲ス

一、分 蜜 糖(耕地白糖、甜菜糖、精製糖及角砂糖ヲ含ム)

二、氷 砂 糖

三、再 製 糖

四、赤 糖

五、黒 糖

六、白 下 糖
七、其ノ他ノ砂糖

第三條 本組合ノ統制ハ一年(一月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル)ヲ左ノ三期ニ分チテ之ヲ行フモノトス

第一期 自一月一日 至四月三十日

第二期 自五月一日 至八月卅一日

第三期 自九月一日 至十二月卅一日

第四條 組合員ハ國內向トシテ供給セラレタル砂糖又ハ國內供給ヲ確保スルタメ保留スルコトニ定メラレタル砂糖ヲ輸出スルコトヲ得ス

但シ理事會ニ於テ特ニ必要アリト認メ關係官廳ノ承認ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 組合員ハ輸出向トシテ割當ラレタル砂糖ヲ國內消費ノ爲ニ販賣スルコトヲ得ス但シ理事會ニ於テ特ニ必要アリト認メ關係官廳ノ承認ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 本組合ニ於テ必要アリト認メタルトキハ砂糖ノ輸出價格ニ付必要ナル統制ヲ爲スコトヲ得

前項ノ價格統制ノ細則ハ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七條 組合員ハ組合員ニ非サル者ニ對シ砂糖ヲ輸出ノ目的ヲ以テ販賣又ハ委託スルコトヲ得ス

自己ノ製造ニ係ル砂糖ノ輸出ヲ業トスル組合員ヨリ輸出ノ目的ヲ以テ直接販賣又ハ委託ヲ受ケ又ハ之ヲ輸出スルコトヲ業トスル組合員ハ氷砂糖、再製糖、黑糖、白下糖及其ノ他ノ砂糖ニ關スル場合ヲ除キ自己ノ製造ニ係ル砂糖ノ輸出ヲ業トスル組合員ヨリ輸出ノ目的ヲ以テ直接販賣又ハ委託ヲ受ケタル場合ノ外砂糖ヲ輸出スルコトヲ得ス

特別ノ事由ニ基キ理事會ノ承認ヲ得タルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 自己ノ製造ニ係ル砂糖ノ輸出ヲ業トスル者ハ之ガ輸出ニ際シ從來ノ取引系統ヲ尊重スヘシ

第二章 數量統制

第九條 本組合ハ左ニ掲クル地域向輸出ニ付數量ノ統制ヲ行フ

一、關 東 州

二、滿 洲 國

三、中 華 民 國 (北支及中南支ニ分ツコトヲ得)

四、其ノ他

第十條 輸出總數量ハ理事會ニ於テ前年中ニ關係官廳ト協議ノ上第二條ニ定ムル種類、第九條ニ定ムル仕向地、第三條ニ定ムル期間及積出地(内地、朝鮮、臺灣、南洋及其ノ他)別ニ之ヲ決定スルモノトス

第十一條 組合員ニ對スル輸出數量ノ割當ハ理事會ニ於テ各期毎ニ種類、仕向地及積出地別ニ之ヲ定ム但シ已ムヲ得サル場合ハ理事會ノ議ヲ經テ之カ變更ヲ爲スコトヲ得

第十二條 各期ニ於ケル輸出總數量ノ八割ハ左ニ掲クル基準ニ依リ之ヲ組合員ニ割當テ其ノ二割ハ組合員ニ保留シ理事會ニ於テ適宜之ヲ組合員ニ割當ツルモノトス但シ已ムヲ得サル場合ハ組合員ニ對シ既ニ割當タル數量ノ變更ヲ爲スコトヲ得

一、分蜜糖ニ付テハ自己ノ製造ニ係ル砂糖ノ輸出ヲ業トスル組合員ニ對シ別ニ定ムル當該年度ノ各社別輸出計畫數量ヲ基準トシテ之ヲ割當ツ

自己ノ製造ニ係ル砂糖ノ輸出ヲ業トスル組合員ニ對スル毎年度輸出計畫數量ハ當該年度ノ砂糖ノ生産、國內需給狀況等ヲ考慮シ理事會ニ於テ別ニ之ヲ定ム但シ此ノ場合ハ商工省ノ承認ヲ得ルモノトス

二、其ノ他ノ種類ノ砂糖ニ付テハ組合員ノ前年十一月末日ニ終ル過去一ケ年ノ輸出実績ヲ基準トシテ之ヲ割當ツ

第十三條 組合員ハ割當ラレタル數量ヲ當該期間内ニ輸出スヘシ但シ期末ニ至リ輸出未済ノモノアルトキハ理事會ノ承認ヲ得テ之ヲ次期ニ繰越スコトヲ得

第十四條 理事會ニ於テ仕向地ノ情況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ組合員ニ對シ割當タル數量ヲ組合ニ委託セシメ組合ニ於テ適宜之ガ輸出ヲ爲スコトヲ得

第十五條 組合員間ニ於ケル割當數量ノ肩代及讓渡ハ理事會ノ承認ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十六條 組合員ハ自己ニ割當ラレタル數量及讓渡ヲ受ケタル數量ヲ超エテ輸出シ又ハ輸出ノ目的ヲ以テ販賣若クハ委託スルコトヲ得ス

第三章 統制委員會

第十七條 輸出統制ノ圓滑ナル運用ヲ圖ル爲本組合ニ統制委員會ヲ置ク

統制委員會ハ理事會ノ諮問機關トシ理事會ノ諮問シタル事項ニ付調査審議スルモノトス

第十八條 統制委員會ハ理事長ノ委嘱シタル委員六名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十九條 統制委員會ハ理事長之ヲ召集シ理事長其ノ議長トナル

第二十條 統制委員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再任ヲ妨ケス

第四章 輸出手續及輸取出締

第二十一條 砂糖ヲ輸出セントスルトキハ本組合ノ發給スル輸出承認書ノ交付ヲ受クヘシ

輸出承認書ハ税關ニ提出スヘキ檢閲申請書ニ添附スルモノトス

輸出承認書ノ有効期間ハ發行日附後六十日間トス

組合ノ發給スル輸出承認書ノ交付ヲ受ケタル砂糖ニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

第二十二條 輸出承認書ハ税關ニ提出スヘキ檢閲申請書一通毎ニ交付スルモノトス但シ同一種類及同一仕向地ノモノニ對シ數船分ヲ一括シテ包括的ニ交付スルコトヲ得此ノ場合ニハ申請者ハ内出明細書ヲ税關ニ提出シ輸出承認書ニ裏書ヲ受クルモノトス

第二十三條 前條ノ輸出承認書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ豫メ本組合所定ノ輸出申請書ヲ組合ニ提出スヘシ

前項ノ輸出申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

一、仕向國、砂糖ノ種類、個數、數量(取引斤量及查定斤量)及cif概算價格(圓)

二、輸出手續ヲ爲スヘキ税關、支署又ハ出張所

第二十四條 輸出承認ヲ得タル者輸出申請書ニ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ組合ニ通告シ輸出承認書ニ組合ノ訂正印ノ押捺ヲ受クヘシ

組合ハ前項ノ變更ガ輸出申請書記載事項ニ關シ著シキ變更ヲ齎スモノナリト認ムルトキハ輸出積止又ハ積戻ヲ命スルコトヲ得

第二十五條 輸出申請ヲ取消サントスルトキハ未使用輸出承認書若クハ内出明細書ニ依リテ輸出シタルモノニ關スル税關ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第二十六條 砂糖ヲ内地ヨリ輸出セントスルトキハ釧路、小樽、函館、東京、横濱、名古屋、四日市、大阪、神戸、下關、門司、若松、長崎、三池、鹿兒島及那覇ノ諸港以外ヨリ之ガ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第二十七條 砂糖ノ輸出積出ヲ完了シタルトキハ十日以内ニ左ノ事項ヲ組合ニ届出ツヘシ

- 一、輸出承認番號及承認年月日
- 二、砂糖ノ種類、個數、包裝ノ種類、數量及cif價額(圓)
- 三、輸出手續ヲ爲シタル税關、支署又ハ出張所及積出港
- 四、仕向國及陸揚港
- 五、積載船名及其ノ出帆日

第二十八條 氷砂糖製造業者ハ輸出水砂糖原料トシテ供給販賣セラレタル數量ニ對シ別ニ定ムル製造歩留ヲ乘シタル氷砂糖數量ヲ輸出スヘキモノトス

氷砂糖ヲ輸出シタル場合ニハ別ニ定ムル輸出水砂糖原料使用高及之ニヨリテ製造輸出シタル氷砂糖並ニ引取りタル氷糖蜜ノ數量ヲ記載シタル稅務署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第二十九條 砂糖ヲ輸出先陸揚港ニ陸揚シタルトキハ左ノ書類ヲ組合ニ提出シテ輸出ノ證明ヲ爲スコトヲ要ス

外國輸入港稅關ノ輸入免狀又ハ外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類

第三十條 本組合員砂糖ヲ臺灣、朝鮮及南洋ヨリ輸出シタルトキハ積出完了後十日以内ニ第二十七條第二號乃至第五號ニ掲ケタル事項ヲ組合ニ届出ツヘシ但シ内地ニ於テ積換ヲ爲シタル場合ハ届出期限ヲ積換完了後十日以内トス

第三十一條 輸出承認書ニ押捺スヘキ本組合ノ輸出承認印章ノ雛型左ノ如シ(略)

第五章 統制ニ關スル經費

第三十二條 組合員輸出數量ノ割當ヲ受ケタルトキハ左ノ統制割當料ヲ組合ニ納付スヘキモノトス

輸出砂糖一擔ニ付 壹錢

第三十三條 前條ノ統制割當料ハ輸出數量ノ割當ヲ受ケタル日ヨリ二週間以内ニ之ヲ完納スルモノトス但シ理事會ニ於テ承認シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 組合ニ納付シタル統制割當料ハ之ヲ返還セス

但シ理事會ノ承認ヲ得テ自己ノ割當ヲ他人ニ讓渡シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 割當數量ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ當該數量ニ對スル統制割當料ヲ組合ニ納付スルモノトス

第三十六條 統制割當料ハ本組合ノ統制ニ必要ナル經費及其ノ他組合ノ目的達成ノ爲ニ必要ナル經費ニ之ヲ充ツ

附 則

一、本規程實施ノ期日ハ商工大臣ノ認可アリタル後理事會ニ於テ之ヲ定ム

輸出承認申請書

A

仕向國	種類	個數	數量		概算價額 (cif)
			取引斤量	査定斤量	
※	※	※	※	※	※
輸出者氏名及營業所					
申請 年 月 日 ※					
輸出手續ヲナスベキ税關名			※ (税關支署又ハ出張所)		
上記ノ通輸出致度候條御承認相成度及申請候也			承認番號		
日本砂糖輸出組合御中			承認月日		
營業所所在地 氏名名稱			印		

備考

- ※印ノ欄ニ記入ナキ申請ハ之ヲ受理セズ
- 本書記載事項ノ訂正ニ就テハ必ず組合ノ訂正印ノ押捺ヲ受クルコト
- 取消ノ場合ハ未使用輸出承認書又ハ内出明細書ニヨリテ輸出シタルモノニ關スル税關ノ證明書ヲ提出スルコト

輸出承認書

C1

仕向國	種類	個數	數量		概算價額 (cif)
			取引斤量	査定斤量	
※	※	※	※	※	※
輸出者氏名及營業所					
昭和 年 月 日					
上記ノ通輸出承認候也			輸出手續ヲナスベキ税關名		
日本砂糖輸出組合			承認番號		
			輸出承認印章		

輸出報告書

E

積載船名 ※
出帆年月日 ※

日本砂糖輸出組合 御中
下記ノ通輸出候條及御報告候也

陸揚港 (積換港共)	荷印及荷番	種類	個數	數量		概算價額 (cif)
				包裝ノ種類及 一包裝ノ數	總數 (取引斤量)	
※	※	※	※	※	※	※
仕向國	輸出者氏名印及營業所		種類		個數	
※	※		※		※	
稅關貨物取扱人氏名及營業所		稅關支署又ハ出張所		輸出手續ヲナシタル稅關名		積出港
※		※		※		※
申請年月日		輸出手續ヲナシタル稅關名		積出港		承認月日
※		※		※		※

備考
1. 本報告書ハ輸出終了後十日以内ニ必ず提出ノ事
2. ※印ノ欄ニ記入ナキ報告ハ之ヲ受理セズ

内出明細書 G

輸出承認書					
仕向國	種類	個數	數量		概算價額 (cif)
			取引斤量	査定斤量	
輸出者氏名及營業所					
昭和 年 月 日		輸出手續ヲナシタル稅關名		稅關支署又ハ出張所	
上記ノ通輸出承認候也		承認番號			
日本砂糖輸出組合					

稅關 支署又ハ出張所 御中

上記日本砂糖輸出組合ニ於テ 年 月 日附發行ノ輸出承認書第 號
ニヨリテ輸出承認ヲ得タル砂糖ノ内下記ノモノヲ内出致度候ニ付内出明細書ヲ
作成シ此段及御届候也

昭和 年 月 日 輸出者營業所及氏名

個數	數量 (査定斤量)	概算價額 (cif)
組合ノ輸出承認ヲ得タルモノ		
内出分(年 月 日) 殘高		
内出分(年 月 日) 殘高		
内出分(認 候 也) 殘高		

輸 出 承 認 書

C2

二三六

仕 向 國 類	種 類	個 數	量		概 算 價 額 (cif)
			取 引 斤 量	査 定 斤 量	
※	※	※	※	※	※
輸 出 者 氏 名 及 營 業 所 番 號	輸 出 手 續 ナリ スルキ 稅 關 名 承 認 番 號 ※ (稅 關 支 署 又 ハ 出 張 所) 輸 出 承 認 印 章				
昭和 年 月 日	上 記 ノ 通 輸 出 承 認 候 也 日 本 砂 糖 輸 出 組 合				

内出明細書ニヨリテ内出シタルモノニ關スル稅關ノ裏書欄

日本砂糖輸出組合統制規程第二十一條第一項但書ニ依リテ本組合ニ於テ包括的ニ輸出承認シタルモノニ關シ内出明細書ニヨリテ内出シタル場合ハ本欄ニ稅關又ハ其ノ支署若クハ出張所ノ裏書ヲ受クルモノトス

個 數	數 量 (定査斤量)	概算價額 (cif)	摘 要
			組合ノ輸出承認ヲ得タルモノ
			内出分(年 月 日) 殘 高
			内出分(年 月 日) 殘 高
			内出分(年 月 日) 殘 高

二三七

輸出砂糖引取ニ關スル證明書

引取人 製糖株式會社

輸 出 引 取 承 認	輸出引取承認 年月日及番號	昭和 年 月 日 第 號			
	種類				
	種別及記號	第 號			
	包裝區分	笈麻裝 斤入			
	筒數及斤數		個 斤		
	引取場所				
	引取年月日	昭和 年 月 日			
	輸出先				
	積載船名		丸		
輸 出 證 明	輸出稅關名	稅 關			
	輸出免許年月日 及免狀番號	昭和 年 月 日 第 號			
	陸揚證明年月日 及證明所	昭和 年 月 日			
	提出年月日	昭和 年 月 日			
上記ノ通相違ナキコトヲ證明ス					
昭和 年 月 日					
稅 務 署					

二二九

氷砂糖製造及輸出引取承認證明書

原 料	引取承認 稅務署	稅 務 署			
	引取承認 年月日及番號	昭和 年 月 日 第 號			
	種別及記號	第 種			
	包裝區分	笈麻袋	斤入		
	筒數及斤數	個	斤		
	引取場所				
	引取年月日				
糖	使個數及斤數				
	製 造	氷砂糖數	斤		
		糖種別及斤數	第 號 第 號	斤 斤	
	輸 出 引 取	輸出引取承認 年月日及番號	昭和 年 月 日 第 號		
氷砂糖數			斤		
品	糖種別及斤數	第 號 第 號	斤 斤		
	製造場及 製造者氏名又ハ名稱				
上記ノ通相違ナキコトヲ證明ス					
昭和 年 月 日					
稅 務 署					

二三八

(21) 日本毛皮輸出組合輸出統制規程

第一章 總 則

第一條 本組合ハ定款第三十六條ニ基キ本規程ニ依リ毛皮ノ輸出ニ付必要ナル統制ヲ爲ス

第二條 組合員毛皮ヲ輸出セントスル時ハ本組合ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ承認ヲ受ケントスル者ハ本組合所定ノ輸出承認申請書ヲ提出スヘシ

第一項ノ輸出承認ハ神戸本部、東京支部、横濱支部、大阪支部ニ於テ之ヲ爲ス

第三條 組合員養殖毛皮(兔毛皮ヲ除ク)ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ左記生産者ノ統制團體ヨリ購入セルコトヲ證スル書類ヲ前

條ノ輸出申請書ニ添付スヘシ

北海道産 日本養殖毛皮株式會社

群馬縣産 群馬縣養狐組合

樺太産 樺太養殖毛皮統制株式會社

第二章 東亞向輸出數量統制

第四條 關東州、滿洲國及中華民國向左ニ掲クル毛皮ハ本章ノ規程ニ依リ輸出數量ノ統制ヲ爲ス

一 銀、青、三毛、黒、赤狐、鼯虎臘膈膺皮

組合員前項ニ掲クル以外ノ毛皮ハ本條所定ノ市場へ輸出スルコトヲ得ス

第五條 輸出數量ノ統制ハ毎年十月一日ニ始リ翌年九月三十日ニ終ルモノトス

第六條 一ケ年ノ輸出總數量ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ決定又ハ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條 輸出總數量ノ五割ハ實績割當數量ニ、二割ハ特別割當數量ニ、三割ハ豫備割當數量ニ充當スルモノトス

其ノ組合員ニ對スル割當ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第八條 組合員ニ對スル輸出總數量ノ割當ハ左ニ依リ理事會ニ於テ之ヲ爲ス

一 實績割當數量

毎年九月一日

二 特別割當數量

毎年九月一日

三 豫備割當數量

第一期

自九月一日 至翌年二月末日

第二期

自三月一日 至八月末日

第九條 實績割當數量ハ割當期日前二ケ月ヲ隔リタル既往一ケ年間ニ於ケル第四條所定ノ市場向ヘノ第四條第一項ニ掲クル毛皮ノ

輸出実績ヲ有スル組合員ニ對シ左ノ各號ニ依リ割當ヲ行フ

一 一組合員ニ對シ實績割當總數量ノ百分ノ一宛ヲ割當ツ

二 前號ニ依リ割當タル總數量ヲ實績割當總數量ヨリ控除シタル殘餘數量ハ組合員ノ割當期日前二ヶ月ヲ隔リタル既往一ケ年間ニ於ケル第四條所定ノ市場向輸出數量ノ實績ニ依リ之ヲ割當ツ

第十條 特別割當數量ハ第四條所定ノ市場以外ノ市場ニ對シ割當期日前二ヶ月ヲ隔リタル既往一ケ年間ニ於ケル組合員ノ輸出金額ノ實績ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ割當ヲ行フ

第十一條 組合員割當ヲ受ケタル實績割當數量及特別割當數量ニシテ八月末日迄ニ輸出ヲ爲サ、リシ數量アルトキハ組合ニ回收シ第二十一條ニ依リ入札ニ附ス

第十二條 第九條及第十條ニ依リ割當ヲ受ケタル組合員ハ別ニ定ムル規程ニ依リ組合ノ承認ヲ得タル場合ハ限リ其ノ割當數量ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得

第十三條 組合員ハ讓受ケタル實績割當數量、特別割當數量及豫備割當數量ヨリ割當ヲ受ケタル數量並落札ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十四條 組合員其ノ割當數量ヲ讓渡シタルトキハ讓渡數量中讓受者ノ輸出シタル數量ヲ二等分シ各其ノ一ヲ讓渡者及讓受者ノ輸出實績ト見余ス

第十五條 豫備割當數量ハ組合員ニシテ新規ニ第四條所定ノ市場へ第四條第一項ニ掲ケル毛皮ノ輸出ヲ爲サントスル者ニ對シ申請ニ依リ豫備割當總數量ノ百分ノ五ヲ超エサル範圍内ニ於テ每期割當ヲ爲ス

本組合前項ニ依リ割當ヲ爲シタルトキハ其ノ組合員ニ之ヲ通知ス
第十六條 前條ニ依リ割當ヲ受ケントスル組合員ノ申請期日及其ノ割當期日ハ左ノ通り之ヲ定ム

申請期日 割當期日

第一期分 八月二十日 八月二十五日

第二期分 二月二十日 二月二十五日

前項ノ申請期日又ハ割當期日ハ理事會ノ決議ヲ以テ變更又ハ其ノ度數ヲ増減スルコトヲ得

第十七條 組合員第十六條ニ依リ割當通知ヲ受ケタルトキハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ其ノ割當ヲ受ケタル數量ニ對スル豫備割當手數料ヲ組合ニ納付スヘシ

前項ニ定ムル期間内ニ豫備割當手數料ヲ納付セサルトキハ其ノ割當ハ之ヲ取消シ組合回收シ第二十一條ニ依リ入札ニ附ス
第十八條 豫備割當數量ニ對スル每期ノ申請總數量ガ其ノ期ノ豫備割當數量ヲ超過シタル場合ニ於テハ組合ハ申請者ニ對シ申請數量ニ應ジ按分割當ヲ爲ス

每期ノ申請總數量ガ其ノ期ノ割當數量ニ滿タサル場合ニ於テハ其ノ殘餘數量ハ第二十一條ニ依リ之ヲ入札ニ附ス
第十九條 第十六條ニ依リ豫備割當數量ノ割當ヲ受ケタル組合員ノ當該割當期間内ニ輸出セサリシ數量ハ組合之ヲ回收シ第二十一條ニ依リ入札ニ附ス此ノ場合第十八條ニ依リ組合ニ納付シタル豫備割當手數料ハ之ヲ還付セス

第二十條 本規程ニ依リ組合員ノ有スル凡テノ割當ニシテ八月末日迄ニ輸出セサリシ數量ハ九月一日ヲ以テ組合之ヲ回收シ第二十一條ニ依リ入札ニ附ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル數量ハ別ニ定ムル規程ニ依リ理事會ニ於テ之ヲ入札ニ附ス

一 第十一條ニ依リ組合回收シタル數量

二 第十七條第二項ニ依リ組合回收シタル數量

三 第十八條第二項ニ依リ殘餘數量

- 四 第十九條ニ依リ組合回收シタル數量
- 五 第二十條ニ依リ組合回收シタル數量
- 前項ノ入札ハ入札料ノ最高額ヲ入札シタルモノヨリ順次落札シテ之ヲ行フ
- 第二十二條 組合員ハ本規程ニ定ムル數數ヲ超エテ關東州滿洲國及中華民國向毛皮ヲ輸出スルコトヲ得ス

第三章 輸 出 取 締

- 第二十三條 組合員ハ本組合ノ承認ヲ受クルニ非サレハ直接間接ヲ問ハス輸出ノ目的ヲ以テ毛皮ヲ委託、其他如何ナル方法ニヨルモ地區外ニ移出スルコトヲ得ス
- 第二十四條 組合員ハ組合ノ承認ヲ受クルニ非サレハ毛皮ヲ地區外ヨリ直接輸出シ若ハ地區外ヲ經由シテ第三國ニ輸出スルコトヲ得ス
- 第二十五條 組合員毛皮ヲ輸出セントスルトキハ貿易組合法ニ依リ輸出檢閲申請書ニ本組合ノ輸出承認印章ノ押捺ヲ受ケ輸出商品ノ外裝ニ本組合所定ノ輸出證票ヲ貼附シタル後ニ非サレハ稅關構内へ商品ノ搬入又ハ輸出ノ申告ヲ爲スコトヲ得ス
- 小包郵便ヲ以テ輸出セントスルトキハ前項ニ依リ輸出證票ノ貼附ヲ爲シ第二十六條ニ定ムル郵便局ニ本組合ノ發給スル輸出承認書ヲ提出スヘシ
- 第二十六條 組合員ハ神戸(神戸稅關漢川驛出張所ヲ含ム)、大阪(大阪稅關梅田驛出張所ヲ含ム)、東京及橫濱港(東京稅關支署東京驛出張所、同汐留驛出張所ヲ含ム)以上ノ輸出港又ハ左ニ掲タル郵便局以外ノ郵便局ヨリ毛皮ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ス
- 兵 庫 縣 神戸中央郵便局

大 阪 府 大阪中央郵便局
 東 京 府 東京中央郵便局
 神 奈 川 縣 橫濱中央郵便局
 北 海 道 札幌中央郵便局 函館中央郵便局 小樽中央郵便局

- 第二十七條 組合員毛皮ヲ輸出シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ五日以内ニ本組合所定ノ輸出届書ヲ組合ニ提出スヘシ
- 前項ノ輸出届書ニハインボイス寫及船荷證券寫或ハ小包郵便受領證寫ヲ添付スヘシ
- 第二十八條 組合員ハ本組合ノ請求アリタルトキハインボイス其他ノ書類ノ提示又ハ輸出貨物ノ開函検査ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第二十九條 組合員第二條ニ依ル輸出ノ承認ヲ受ケントスルトキハ第三十五條ニ依リ統制手数料又ハ輸出承認手数料ヲ輸出承認申請書ニ添へ組合へ納付スヘシ
- 輸出承認申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一 番 號
- 二 輸出者ノ住所氏名又ハ商號
- 三 個 數
- 四 品名、數量
- 五 領事査證ヲ要スル場合ハ其査證ヲ受クヘキ領事館及所在地
- 六 輸出手續ヲナスヘキ稅關名
- 七 船積港、陸揚港(積替港共)、仕向國並仕向地

八 積載船名及積出豫定日

第三十條 組合員ハ第四條第二項所定ノ毛皮ヲ關東州、滿洲國及中華民國向輸出ヲナシタル後之ヲ第三國ニ轉送スルコトヲ得ス

第三十一條 組合員ハ本組合ノ輸出承認ヲ受ケタル後第二十九條第二項ノ記載事項ニ付變更アリタル時ハ遲滞ナク組合ニ届出デ更ニ輸出承認ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

前項ノ輸出承認ニ付テハ輸出統制手數料ハ之ヲ徴收セス

第三十二條 海外ニ於ケル本邦毛皮ノ輸入業者ニシテ不當ナル濫賣其ノ他ノ方法ニ依リ組合ノ統制ヲ紊ス者アルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ本組合ハ組合員ニ對シ當該商人トノ取引ヲ停止又ハ禁止セシムルコトヲ得

第三十三條 組合員輸出後中途ニ於テ仕向地ヲ變更シ又ハ陸揚後別便船ニヨリ他ノ方面ニ轉送セントスルトキハ本組合ノ承認ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 組合員第二十七條及ヒ第二十九條ノ規定ニ違反シ又ハ當該規定ニ依ル申請若ハ届出事項ニ付虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ本組合ハ爾後輸出承認ヲ拒絶スルコトヲ得

第四章 統制手數料、輸出承認手數料及豫備割當手數料

第三十五條 本組合ハ第四條所定ノ市場向毛皮ニ付キ統制手數料ヲ其ノ他ノ市場向ノモノニ付テハ輸出承認手數料ヲ左ノ通り徴收ス

一 統制手數料

(イ) 銀・青・三毛・黑狐皮 一枚ニ付 金壹圓

(ロ) 赤 狐 皮 一枚ニ付 金貳拾錢

(ハ) 臘 虎 皮 一枚ニ付 金拾圓

(ニ) 臘 膾 膾 皮 一枚ニ付 金貳拾錢

二 輸出承認手數料

(イ) 鹿、猪、番鳥皮 一枚ニ付 金壹錢

(ロ) 狐、貂、狸、海豹、臘膾膾皮 一枚ニ付 金五錢

(ハ) 栗鼠、猫皮 百枚ニ付 金貳拾錢

(ニ) 臘 虎 皮 一枚ニ付 金貳圓

(ホ) 銀・青・三毛・黑狐皮 一枚ニ付 金拾錢

第三十六條 本組合ノ組合員ニ非サル者ニ對スル輸出承認手數料ハ本組合ノ組合員ヨリ徴收スル輸出承認手數料ノ五倍トス

第三十七條 第十八條第一項ニ依ル組合員ノ納付スヘキ豫備割當手數料ハ左ノ通り定ム

豫備割當手數料 一枚ニ付 金拾五錢

第五章 輸出證票其ノ他

第三十八條 本組合ヨリ發給スル毛皮ノ外裝ニ使用スル輸出證票ノ雛形左ノ如シ

一 外條用輸出證票 別表第一號様式

第三十九條 本組合ノ發給スル輸出承認書、貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書及之ニ押捺スル輸出承認印章、訂正ノ印章竝ニ本組

合所定ノ輸出承認申請書及輸出届書ノ雛形左ノ如シ(省略)
一 輸出承認申請書

(22) 大日本陶磁器輸出組合聯合會圖ブロツク向輸出統制規程(抜抄)

第一章 總 則

第一條 定款第三十三條ニ依ル陶磁器(破碎セルモノハ除ク以下同シ)ノ輸出統制ハ本規程ニ依リ之ヲ行フ
第二條 (輸出者ノ規範)本規程ニ於テ輸出者ト稱スルハ通シ船荷證券面又ハ貨物引換證券面ノ名義人トス

第二章 輸出數量ノ統制

第一節 總 則

第三條 (統制品種)本會ニ於テ輸出數量ノ統制ヲ爲ス品種左ノ如シ
一 第一統制品種

- (1) 食 器
- (2) 臺 所 用 品
- (3) 裝 飾 品
- (4) 玩 具

(5) 其ノ他調度品

本號ノ統制品種ニハ文房具用品、餅入レ、膏藥壺、汽車用土瓶、魔法瓶、摺鉢、炬燵、甕、帽子掛、ドアトハンドル、神前土器、火鉢、植木鉢、煙草パイプ、薄荷パイプ、蓋付及落入痰壺、標札ボタン、七厘、枕、刷毛、風鈴、風鐺、團扇立、傘ノ柄、筆ノ柄湯、タンポ、貯金箱、水盤等ヲ含ム

二 第二統制品種

硬質陶器タイル

三 第三統制品種

別號ニ掲ケサル陶磁器製品

但シ陶磁器製度量衡及セメント製煉瓦ヲ除ク

第四條 (統制地區)輸出數量ノ統制ハ前條ニ掲ケル品種ニ付左ノ地區別ニ之ヲ行フ

一 第一統制品種ニ付

- (1) 北 米 地 區
- (2) 加 奈 陀 地 區
- (3) 英 印 地 區
- (4) 關 印 地 區
- (5) 比 律 賓 地 區
- (6) 馬 來 地 區

- (7) 佛印地區
- (8) 泰地 區
- (9) 歐洲地區
- (10) 濠洲地區
- (11) 東南阿利加地區
- (12) 西北阿利加地區
- (13) 近東埃及地區
- (14) 滿洲地區
- 滿洲國、關東州
- (15) 支那地區
- 中華民國、香港、澳門
- (16) 伯刺西爾地區
- (17) 亞爾然丁地區
- 二 第二統制品種ニ付
- (1) 英印地區
- (2) 南洋地區
- (3) 滿洲地區

- 滿洲國、關東州
 - (4) 支那地區
 - 中華民國、香港、澳門
 - 三 第三統制品種ニ付
 - (1) 滿洲地區
 - 滿洲國、關東州
 - (2) 支那地區
 - 中華民國、香港、澳門
- 前項輸出數量ノ統制ハ夫々統制年度毎ニ容積噸ニ依リ之ヲ行フ但シ第一號北米地區向ホテルレストラント用厚口食器(以下ホテ
ル食器ト稱ス)ニ付テハ更ニ打數ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 (統制年度)輸出數量ノ統制ハ毎年一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ年度トシ之ヲ行フ但シ前條第一項第一號蘭印地區ニ限
リ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ年度トス
- 第二節 輸出數量統制
 - 第一款 普通統制(條文省略)
 - 第二款 蘭領東印度向輸出統制(條文省略)
 - 第三款 圓ブロック向輸出統制
 - 第三項 第一及第二統制品種輸出數量統制

第五十八條ノ二 第三條ニ掲クル統制品種ノ第四條第一項第一號、第二號滿洲地區及支那地區(以上兩地區ヲ圓ブロック地區ト稱ス)ニ對スル輸出數量ノ統制ハ本款ニ依リ之ヲ行フ

第五十八條ノ三 (輸出總數量ノ決定及割當)本會ハ統制年度毎ニ品種別仕向地區別ニ商工大臣ノ認可ヲ得テ輸出總數量ヲ決定シ左ノ各號ニ依リ之ヲ割當ツ

- 一 輸出總數量ノ八割(年初割當總數量)ハ第五十八條ノ四ニ定ムル割當比率ニ依リ所屬組合ニ割當ツ
- 二 輸出總數量ノ二割ハ第五十八條ノ六ニ規定スル特別割當數量及本會所屬組合ノ組合員ニ非サルモノニシテ新規ニ輸出ヲ爲サントスルモノノ輸出割當ニ充當ス

第五十八條ノ四 (割當比率)前條ノ規定ニ依ル輸出總數量ノ所屬組合ニ對スル割當比率ハ當該所屬組合組合員ノ前年度ニ於ケル實際輸出セル總數量ヲ基準トシ之ヲ算定ス

第五十八條ノ五 (比率割當數量ノ決定)所屬組合第五十八條ノ三第一號及前條ノ規定ニ依リ年初ニ於テ輸出數量ノ割當ヲ受ケタルトキハ夫々同條ノ規定ニ準シ之ヲ其ノ組合員ニ割當テ(比率割當數量)之カ明細ヲ遲滞ナク本會ニ届出ツヘシ

所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前項ノ規定ニ依リ割當テラレタル輸出數量中不要ト認メタル數量アルトキハ割當決定通知後十日以内ノ申込ニ限リ之ヲ本會ニ返還セシムルコトヲ得

第五十八條ノ六 (特別割當)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ圓ブロック地區以外ノ地區(第三國ト稱ス)ニ對シ輸出セル數量ニ對シテハ其ノ數量ノ一定割合ニ相當スル數量ヲ當該品種ニ付該組合員ノ圓ブロック地區ニ對スル輸出數量トシテ之ヲ當該所屬組合ニ割當ツ(特別割當數量)但シ第五十八條ノ十二ノ規定ニ依リ割當數量ヲ取消サレタルモノニ對シテハ之ガ割當ヲ爲サルモノトス

前項特別割當ヲ算定スヘキ一定割合ハ統制部ノ審議ヲ經テ本會之ヲ決定ス

第五十八條ノ七 (特別割當ノ手續並處置)前條ノ規定ニ依リ特別割當ハ二箇月毎ニ所屬組合組合員ノ第三國向實際輸出セル總數量ニ付算定ス

所屬組合ハ其ノ組合員ニ對シ二箇月毎ニ其ノ第三國向實際輸出セル總數量ニ基キ特別割當數量ヲ算定シ之ヲ當該組合員ニ通告シ通告後十日以内ニ所要數量並仕向地區ヲ指定セシメ該數量ニ對シ第百二條ニ定ムル統制割當料及統制手数料ヲ添ヘ之ヲ申告セシメ別記様式第十九號ノ二ニ依リ之ヲ本會ニ申請スヘシ

本會前項割當ノ申請ヲ受理セルトキハ統制部ノ審議ヲ經テ其ノ割當ヲ決定シ別記様式第十九號ノ三ニ依リ之ヲ其ノ申請組合ニ通告ス

所屬組合ハ前項ニ依リ特別割當決定ノ通告ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ割當數量ヲ申請者ニ割當ツヘシ

特別割當數量ニシテ毎年十一月一日以降ニ於ケル第三國向輸出數量ニ基キ割當ヲ受ケタルモノハ之ヲ次年度ニ繰越スコトヲ得

第五十八條ノ八 (割當數量ノ讓渡)所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ第五十八條ノ五ノ規定ニ依ル比率割當數量ニシテ第百二條ニ定ムル統制割當料及統制手数料ヲ納付セルモノ及第五十八條ノ六ノ規定ニ依ル特別割當數量ハ之ヲ本會所屬組合ノ組合間ニ限り讓渡セシムルコトヲ得

割當數量ノ讓渡ニハ第五十三條ノ規定ヲ準用ス

第五十八條ノ九 (新規輸出ノ限度)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ統制品種ニ付第五十八條ノ五ノ規定ニ依ル比率割當數量ヲ有セシテ第五十八條ノ規定ニ依ル特別割當ニ依リ又ハ前條ノ規定ニ依リ割當數量ノ讓渡ヲ受ケ新規ニ其ノ輸出ヲ爲サントスルモノニ對シテハ仕向地區別ニ左ノ限度ニ於テ之ガ輸出ヲ認ム

第一統制品種

一箇年

一一〇噸

二五四

第二統制品種

一箇年

四五噸

第五十八條ノ十 (非組合員ニ對スル新規割當) 本會ハ所屬組合ノ組合員ニ非サルモノニシテ統制品種ニ付其ノ輸出數量ノ割當ヲ有セズ新規ニ之ガ輸出ヲ爲サントスルモノニ對シテハ其ノ申請ニ依リ本會統制部ノ審議ヲ經テ之ガ輸出數量ノ割當ヲ爲ス
第五十八條ノ十一 (輸出可能ノ限度) 所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ第五十八條ノ五ノ規定ニ依ル比率割當數量、第五十八條ノ六ノ規定ニ依ル特別割當數量及第五十八條ノ八ノ規定ニ依リ讓受割當數量又ハ第五十八條ノ九ニ定ムル限度ヲ超エ輸出セシムルコトヲ得ス

第五十八條ノ十二 (比率割當數量ニ對スル統制經費ノ徵收並割當數量ノ取消) 所屬組合ハ第五十八條ノ五ノ規定ニ依リ其ノ組合員一箇年比率割當數量ニ對シテハ年初ニ於テ第百二條ニ定ムル統制割當料及統制手数料ヲ納入通知後十日以内ニ其ノ組合員ヨリ徵收スヘシ但シ統制手数料ニ限り之ヲ三等分シ本文期日ノ外其ノ年ノ五月一日及九月一日ノ三期ニ分納セシムルコトヲ得
前項期間内ニ所定經費ヲ完納セサルモノアルトキハ右ニ相當スル割當數量及其ノ年度ノ割當數量中所定ノ統制手数料未徵分ノ割當數量ヲ合セ取消ス

第五十八條ノ十三 (統制經費ノ納付) 所屬組合ハ第五十八條ノ五ノ規定及第五十八條ノ六ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ニ對シテハ第百一條ニ定ムル統制手数料ヲ納入通告後十日以内ニ本會ニ納付スヘシ

前條第二項ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

第五十八條ノ十四 本會ハ前條ノ規定ニ依リ所屬組合ノ納付セル統制手数料ハ後日發生日如何ニ拘ラス之ヲ返戻セズ

前項ノ規定ハ第五十條ノ七及第五十八條ノ十二ノ規定ニ依リ所屬組合ニ於テ其ノ組合員ヨリ徵收セル統制經費ニ付之ヲ準用ス

第二項 第三統制品種輸出數量統制

第五十八條ノ十五 第三條ニ掲グル統制品種ノ内第三統制品種ノ第四條第一項第三號滿洲地區及支那地區ニ對スル輸出數量ノ統制ハ本項ニ依リ之ヲ行フ

第五十八條ノ十六 (輸出總數量ノ決定及割當) 本會ハ統制年度毎ニ商工大臣ノ認可ヲ得テ輸出總數量ヲ決定シ之ヲ第五十八條ノ十七ニ定ムル割當比率ニ依リ所屬組合ニ割當ス

前條毎年度輸出總數量ハ前年度實際輸出セル總數量ヲ基準トシ統制部ノ審議ヲ經テ之ヲ決定ス

第五十八條ノ十七 (割當比率) 輸出總數量ノ所屬組合ニ對スル割當比率ハ當該所屬組合員ノ前年度ニ於ケル實際輸出セル總數量ヲ基準トシ之ヲ算定ス但シ第五十八條ノ二十六第一項但書ノ規定ニ依リ輸出セル數量ハ割當比率算定ノ基準ニ之ヲ認メス

第五十八條ノ十八 (比率割當數量ノ決定) 所屬組合第五十八條ノ十六第一項及前條ノ規定ニ依リ年初ニ於テ輸出總數量ノ割當ヲ受ケタルトキハ夫々同條ノ規定ニ準シ之ヲ其ノ組合員ニ割當テ (比率割當數量) 之ガ明細ヲ遲滞ナク本會ニ届出ツヘシ

所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量中不要ト認メタル數量アルトキハ割當決定通知後十日以内ノ申込ニ限リ之ヲ本會ニ返還セシムルコトヲ得

第五十八條ノ十九 本會ハ第五十八條ノ十六ニ定ムル毎年度輸出總數量ノ四割ニ相當スル數量ヲ別ニ保有シ之ヲ左ノ各號ニ依リ割當ス

一 保有數量ノ四分ノ一ニ相當スル數量 (新規割當保有數量) ハ之ヲ第五十八條ノ二十二ニ規定スル新規割當及上昇増加ノ割當ニ充當ス

二 保有數量ノ四分ノ三ニ相當スル數量 (追加割當保有數量) ハ之ヲ第五十八條ノ二十三ニ規定スル追加割當ニ充當ス

第五十八條ノ二十(新規割當)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ統制品種ニ付輸出數量ノ割當ヲ有セスシテ新規ニ其ノ割當ヲ受ケントスル者アルトキハ當該組合ノ申請ニ依リ一ケ年一二〇噸ヲ限度トシ第五十八條ノ二十二ニ定ムル所定期日ニ於テ當該組合ニ對シ之カ輸出數量ノ割當ヲ爲ス

第五十八條ノ二十七ニ依リ準用セル第五十八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ割當數量ノ取消ヲ受ケタルモノニ對シテハ其ノ年度當該地區ニ對シ前項ニ依ル新規割當ヲ爲サ、ルモノトス

第十四條ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

第五十八條ノ二十一(上昇増加割當)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ第五十八條ノ十八ノ規定ニ依リ受ケタル比率割當數量ニシテ

一二〇噸未滿ナルモノニ付テハ前條ノ規定ニ準シ當該組合ノ申請ニ依リ一二〇噸迄其ノ割當數量ノ増加ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第五十八條ノ二十七ニ依リ準用セル第五十八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ割當數量ノ取消ヲ受ケタルモノニ對シテハ之カ増加ヲ爲サ、ルモノトス

第十九條ノ規定ハ本條ニ之ヲ適用ス

第五十八條ノ二十二(新規割當保有數量ノ割當)本會ハ第五十八條ノ十九第一號ノ規定ニ依ル新規割當保有數量第五十八條ノ十八第二項ノ規定ニ依ル返還割當數量及第五十八條ノ二十七ニ依リ適用セル第五十八條ノ十二第二項ノ規定ニ依ル取消割當數量ヲ保有シ之ヲ五分分シ左ノ期日ニ於テ前二條ノ規定ニ依ル所屬組合ノ申請ニ對シ之ヲ割當ツ所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ前項保有數量ノ割當ヲ受ケントスルモノアルトキハ左ノ期日ニ於テ之カ所要數量ノ申込ヲ爲サシメ本會ニ申告スルコトヲ要ス

申込期日 決定期日

第一回 二月二十日 二月二十八日

第二回 四月二十日 四月三十日

第三回 六月二十日 六月三十日

第四回 八月二十日 八月三十日

第五回 十月二十日 十月三十日

前項所屬組合ヨリノ割當申込ニ對シ本會ハ第一項ニ定ムル各回充當數量ノ範圍内ニ於テ之カ割當ヲ爲ス此ノ場合其ノ申込數量ニシテ其ノ充當數量ヲ超ユルトキハ申込數量中最モ低キ數量ヨリ同一數量ヲ以テ順次高キ數量ニ及ヒ之ヲ割當テ申込數量ニシテ其ノ充當數量ニ達セサルトキ其ノ殘餘數量ハ次回保有量ノ割當ニ繰入ル

所屬組合前項ニ依リ割當テラレタル輸出數量ハ割當決定後之カ取消ノ申込ヲ爲スコトヲ得ス

第五十八條ノ二十三(追加割當)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ第五十八條ノ十八ノ規定ニ依ル比率割當數量又ハ第五十八條ノ二十ノ規定ニ依ル新規割當數量及第五十八條ノ二十一ノ規定ニ依ル上昇増加割當數量(以上ヲ基本割當數量ト稱ス以下同シ)ノ外別ニ之カ輸出數量ノ割當ヲ受ケントスルモノアルトキハ當該組合ノ申請ニ依リ統制部ノ審議ヲ經テ第五十八條ノ十九第二號ニ定ムル數量ノ範圍内ニ於テ當該組合員基本割當數量ノ四割ヲ限度トシ當該組合ニ對シ追加割當ヲ爲ス

第二十九條第二項及第三十一條ノ規定ハ本條ニ之ヲ準用ス

第五十八條ノ二十四(割當數量ノ讓渡)所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ第五十八條ノ十八ノ規定ニ依ル比率割當數量ニシテ第一百二條ニ定ムル統制割當料及統制手数料ヲ納付セルモノハ之ヲ本會所屬組合ノ組合員間ニ依リ讓渡セシムルコトヲ得
割當數量ノ讓渡ニハ第五十三條ノ規定ヲ準用ス

第五十八條ノ二十五(新規輸出ノ限度)本會ハ所屬組合ノ組合員ニシテ統制品種ニ付第五十八條ノ十八ノ規定ニ依ル比率割當數量

ヲ有セスシテ第五十八條ノ二十ノ規定ニ依ル新規割當數量ニ依リ又ハ前條ノ規定ニ依リ割當數量ノ讓渡ヲ受ケ新規ニ其ノ輸出ヲ爲サントスルモノニ對シテハ仕向地區別ニ一ケ年二〇〇噸ノ限度ニ於テ之カ輸出ヲ認ム

第五十八條ノ二十六（輸出可能ノ限度）所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ基本割當數量、第五十八條ノ二十三ノ規定ニ依ル追加割當數量、第五十八條ノ二十四ノ規定ニ依ル讓受割當數量及前條ニ定ムル限度ヲ超エ輸出セシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ本會統制部ノ承認ヲ得商工大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ之カ限度ヲ超エ輸出セシムルコトヲ得
所屬組合前項但書ノ規定ニ依ル輸出ニ付テハ第二百二條ニ定ムル特別統制手数料ヲ徵收スヘシ
第五十八條ノ二十七 第三十七條及第五十八條ノ十二乃至第五十八條ノ十四ノ規定ハ本項ニ之ヲ準用ス

第三章 輸出價格ノ統制（條文省略）

第四章 取引ニ關スル統制（條文省略）

第五章 品質、包裝、其他ノ規格統一（條文省略）

第六章 輸出手續

第六十九條（統制證券ノ貼附）所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ陶磁器ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ第一百一條ニ定ムル統制證券料ヲ本會ニ納付セシメ其ノ商品外裝ニ左ノ區分ニ依リ統制證券ヲ貼附セシムルニ非サレハ之カ輸出ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ見本郵便ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一 第三條及第四條ノ規定ニ依リ本會ニ於テ輸出數量ノ統制ヲ爲ス品種ニ付テハ第三百三條第一項第一號ニ定ムル統制證券

二 第四條ノ規定ニ依ル輸出數量ノ統制ヲ爲サ、ル地區ニ對シ輸出セラル、陶磁器ニ付テハ第三百三條第一項第二號ニ定ムル統制

證券

所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前項統制證券ニハ第七十一條ノ規定ニ依リ決定セル當該組合員ノ登録番號ノ表示ヲ爲サシムルコトヲ要ス（中段省略）

第七十一條ノ二（輸出手續ノ場所）所屬組合ハ其ノ組合員ニシテ陶磁器ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ左ノ税關又ハ郵便局以外ニ於テ之カ輸出手續ヲ爲サシムルコトヲ得ス

一 税關

横濱税關（東京税關支署、東京税關汐留出張所、新潟税關支署ヲ含ム）

名古屋税關（清水税關支署、四日市税關支署、名古屋税關笹島出張所ヲ含ム）

大阪税關（敦賀税關支署、伏木税關支署、大阪税關櫻島出張所、大阪税關富島出張所、大阪税關梅小路出張所、敦賀税關支署、敦賀港出張所ヲ含ム）

神戸税關（湊川驛出張所ヲ含ム）

門司税關（門司税關下關出張所、門司税關下關驛出張所、博多税關支署ヲ含ム）

長崎税關（長崎税關長崎驛出張所ヲ含ム）

二 郵便局

東京府 東京中央郵便局

神奈川県 横濱郵便局

静岡県 清水郵便局

愛知縣	名古屋郵便局、名古屋東郵便局、瀬戸郵便局、常滑郵便局
岐阜縣	多治見郵便局、土岐津郵便局
三重縣	四日市郵便局
石川縣	金澤郵便局
京都府	京都中央郵便局
大阪府	大阪中央郵便局、大阪東郵便局、大阪西郵便局
兵庫縣	神戸中央郵便局、三ノ宮郵便局
山口縣	下關郵便局
福岡縣	門司郵便局、小倉郵便局、博多郵便局
佐賀縣	有田郵便局
長崎縣	長崎郵便局

第七十二條 (輸出承認)本會ハ定款第六十條ノ規定ニ依リ陶磁器ノ輸出ニ付所屬組合組合員ヨリ所定ノ輸出陶磁器報告書ヲ提出セシメ之カ審査ノ上其ノ輸出ヲ承認ス

第七十三條 (輸出承認ノ申請手續)所屬組合ハ其ノ組合員ヲシテ前條ノ規定ニ依リ別記様式第二十四號ニ定ムル輸出陶磁器報告書及貿易組合法ニ依ル輸出檢限申請書(當該商品ニシテ郵便物ナルトキハ別記様式第二十四號ノ二ニ定ムル輸出承認申請書以下同シ)ヲ本會ニ提出セシメ本會ノ輸出承認ヲ受ケタル後ニ非サレハ其ノ輸出手續ヲ爲サシムルコトヲ得ス
輸出ノ承認ハ別記様式第二十五號ニ定ムル輸出承認證印ヲ押捺シ之ヲ爲ス(中段省略)

第七章 檢 査 取 締 (條文省略)

第八章 統制經費及統制證票 (條文省略)

(23) 日本電球輸出組合同東州、滿洲國及中華民國向

輸出數量統制規程 (昭和一九四一、一一、二二八商工省指令一四貿易第三一八七號認可)

(昭和一九四一、一一、二二三商工省指令一五貿易第一二三一號變更)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ定款第三十五條ニ基キ關東州、滿洲國及中華民國向左記ノ品種ニ付輸出數量ノ統制ヲ爲ス

- 一、電 球
 - イ 二十ボルト以上ノモノ
 - 家庭球
 - 變形其他
 - ロ 二十ボルト未満ノモノ
 - 自動車球
 - 豆 球

變形其他

ハ クリスマスセツト

第二條 輸出統制ノ地域ハ關東州及滿洲國ト中華民國トノ兩地域ニ區別シテ之ヲ行フ

第三條 組合員前條ニ定ムル市場ニ對シ輸出セントスルトキハ別ニ定ムル統制規程ノ外本規程ニ從フモノトス

第四條 本統制ニ依ル輸出數量ノ割當ハ左ノ二期ニ分チ之ヲ行フ

第一期 自四月 至 九月

第二期 自十月 至 翌年三月

前項ノ割當ハ各期開始二ヶ月前ニ之ヲ行フ

第五條 前條各期ノ輸出總數量ハ理事會之ヲ定ム、變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ決定又ハ其ノ變更ニ關シテハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノトス

第六條 輸出總數量ノ中其ノ七割ハ實績割當數量ニ二割ハ特別割當數量ニ他ノ一割ハ第一申請割當數量ニ充當スルモノトス

第十五條ニ依ル返還數量及割當殘餘數量ヲ生シタルトキハ第二申請割當數量ニ充當スルモノトス

第七條 組合員ハ本規程ニ依リ割當テラレタル數量又ハ讓渡ヲ受ケタル數量ヲ超エテ第一條所定ノ市場ニ輸出スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス

第二章 實績割當及特別割當

第八條 實績割當數量ハ第一條所定ノ市場ニ對シ前年度同期間中ノ輸出實績數量ヲ基準トシタル比率ニ依リ割當ヲ行フ但シ特別割

當數量中ヨリ輸出シタル數量ハ之ヲ實績數量ニ算入セス

第九條 特別割當數量ノ割當ハ每期二回宛之ヲ行フ毎回ノ割當充當數量ニ付テハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十條 特別割當數量ハ第一條所定ノ市場以外ノ市場ニ對シ割當期日前三ヶ月ヲ隔タル既往三ヶ月間ニ輸出シタル金額ヲ基準トシ算出シタル比率ヲ以テ申請ニ依リ割當ヲ行フ

前項ノ輸出金額ハ銀行ノ證印アル爲替報告書寫又ハ其ノ他輸出ヲ立證スヘキ書類ニ依ルモノトス

第十一條 特別割當數量ノ割當期日ハ左ノ通定ム

第一期 四月一日 七月一日

第二期 十月一日 一月一日

但シ期日二ヶ月前假割當ノ豫告ヲ爲スコトヲ得

第十二條 組合員特別割當數量ノ割當ヲ受ケントスルトキハ割當期日十五日前迄ニ之ヲ組合ニ申請スルモノトス

前項ノ申請書ニハ第十條ニ定ムル市場及其ノ期間中ニ輸出シタルコトヲ證スル爲銀行ノ證明アル爲替報告書寫又ハ其ノ他輸出ヲ立證スヘキ書類ヲ添付スルコトヲ要ス

第十三條 第八條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ其ノ期ノ中ニ、第十條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ割當期日後三ヶ月以内ニ輸出スルコトヲ要ス

第十四條 組合員ノ受註數量カ割當數量ヲ超ユル場合ニ於テ組合ノ承認ヲ得タルトキハ其ノ不足數量ニ付讓渡ヲ受ケタルコトヲ得

組合員輸出數量ノ讓渡ヲ受ケタルトキハ其ノ數量ニ付再讓渡スルコトヲ得ス

第八條ニ依ル割當數量ノ讓渡ヲ受ケタルトキハ其ノ讓受人ノ輸出實績トシ事情ノ如何ニ拘ハラス讓渡人ノ實績ヲ認メス

第十五條 組合員ハ第八條ニ依リ割當テラレタル數量ノ全部又ハ一部ヲ左記期日前ニ組合ニ返還スルコトヲ得

第一期 六月末日

第二期 十二月末日

第三章 申請割當

第十六條 第一申請割當數量ノ割當ハ申請ニ依リ毎期ノ初メ一回之ヲ行フ

割當方法ハ實績割當ナキ者ニ對シテハ八割ヲ平等ニ、組合員ニ非ラサル者ニ播シテハ二割ヲ割當ツ但シ組合員ニ非ラサル者ノ割當ハ前段平等割ノ八割ヲ超ユルコトヲ得ス

第十七條 組合員第一申請割當數量ノ割當ヲ受ケントスルトキハ本組合ノ定ムル期間中ニ申請スルモノトス

第十八條 第二申請割當充當數量、割當期日及輸出期間ハ理事會之ヲ定メ組合員ニ通知スルモノトス

第十九條 第十七條及第十八條ニ定ムル割當ハ當該割當期間中ニ其ノ數量ヲ輸出スルコトヲ要ス

第四章 割當手数料

第二十條 組合ハ輸出數量ノ割當ヲ受ケタル者ヨリ割當手数料ヲ徵收ス

割當手数料ハ輸出價格ノ百分ノ二以内ニ於テ理事會之ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス但シ輸出價格ハ理事會之ヲ定ム

第二十一條 割當手数料ハ輸出數量ノ割當ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ納付スルモノトス

前項期日內ニ納付セサルトキハ其ノ輸出數量ノ割當ハ之ヲ取消スモノトス

第二十二條 組合員割當數量ヲ返還シタルトキハ其ノ割當ニ對スル割當手数料ハ之ヲ還付ス

附 則

一、本規程ハ商工大臣ノ認可ヲ得タル上昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ實施ス

二、初年度ノ割當ハ第四條ノ規程ニ不拘一回ニ之ヲ行フ

三、本規程第八條ニ依ル初年度及第二年度ノ割當比率ハ昭和十四年八月三十一日ヨリ起算シタル既往一年間ノ輸出數量ヲ以テ基準トス

四、本規程第十五條ニ依ル初年度ノ返還期日ニ限り理事會之ヲ定ム

關東州、滿洲國及中華民國向割當手数料額 (昭和一四、一二、八、一四貿易第三九七一號承認)

一、二十ポルト以上ノモノ	千個ニ付	八拾錢
家庭球		
變形其他	千個ニ付	八拾錢
二、二十ポルト未滿ノモノ		
自動車球	千個ニ付	六拾錢
豆 球	同	貳拾錢
變形其他	同	四拾錢

三、クリスマスセット

一組ニ付

貳 錢

英領加奈陀、北米合衆國、墨西哥、
巴奈馬及其ノ他ノ諸國向

統制手數料

二六六

一、第一條ノ二第二號第三號統制地域（英領加奈陀、北米合衆國、墨西哥、巴奈馬、關東州、滿洲國、中華民國）
イ 二十ポルト以上ノモノ

家庭球

千個ニ付

五拾錢

變形其他

同

五拾錢

ロ 二十ポルト未滿ノモノ

自動車球

千個ニ付

參拾錢

豆 球

同

拾 錢

變形其他

同

貳拾錢

ハ クリスマスセット

一セットニ付

壹 錢

二、第一條ノ二第一號乃至第三號以外ノ諸國

イ 二十ポルト以上ノモノ

家庭球

千個ニ付

五拾錢

變形其他

同

五拾錢

ロ 二十ポルト未滿ノモノ

自動車球

千個ニ付

參拾錢

豆 球

同

五 錢

變形其他

同

拾 錢

ハ クリスマスセット

一セットニ付

五 厘

備考

統制規程第一條ノ二ノ第一號統制地域ニ關スル料率ハ統制規程第十一條參照

二六七

統制證紙番號
自 No. _____
至 No. _____

輸出承認書

No. _____ 殿

荷受人氏名 _____ 輸出手續ヲ爲スベキ税關又ハ郵便局 _____

營業所 _____ 積出月日 _____

荷印番號 _____ 船名 _____

外裝種類及箱數 _____ 積出港 _____

ベースノ種類 _____ 仕向地及仕向國 _____

原產地標記 _____ 税關貨物取扱人 _____

品 種 別	ポルテージ	數 量		輸出價格 (F.O.B.)	備 考
		1箱ノ箇數	箱 數 合 計		

上記ノ通り輸出承認候也

昭和 年 月 日

日本電球輸出組合

二七〇

(24) 日本護謨製品輸出組合東亞輸出統制規程

第一章 總 則

- 第一條 本組合ハ定款第三十六條ノ規程ニ基キ滿洲國、關東州、中華民國（香港ヲ除ク）向護謨製品（新製自動車タイヤ、チューブ及ビ自轉車タイヤ、チューブヲ除ク）ニツキ本規程ニヨリ輸出數量又ハ輸出金額ノ割當ヲ爲ス
- 第二條 組合員前條ニ定ムル市場ニ對シ前條ノ商品ヲ輸出セントスルトキハ護謨製品輸出統制規程ノ外本規程ニ從フモノトス
- 第三條 輸出數量ノ割當ハ左ノ品種ニツキ之ヲ行フ
- 一、護謨底布靴及地下足袋
- 第四條 輸出金額（FOB）ノ割當ハ本組合取扱ノ商品ニシテ前條ニ定メタル商品以外ノ商品ニツキ之ヲ行フ
- 第五條 組合員ハ本規程ニ依リ割當テラレタル數量又ハ金額竝ニ讓受ケタル數量又ハ金額ヲ超ヘテ第一條所定ノ市場ニ輸出ヲ爲スコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限りニ非ス
- 第六條 輸出ノ調整其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本規程ニ拘ラス理事會ノ決議ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス
- 第七條 本統制ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月卅一日ニ終ルモノトス
- 第八條 一箇年ノ輸出總數量又ハ輸出總金額ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム但シ市場ノ狀況ニ依リ年度ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得

二七一

前項ノ決定並ニ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第九條 輸出總數量又ハ輸出總金額ノ七割ハ實績割當ニ、二割ハ特別割當ニ、一割ハ申請割當ニ充當スルモノトス
預入數量又ハ金額並ニ各割當殘數量又ハ金額ハ之ヲ申請割當數量又ハ金額ニ加算ス

第十條 本規程ニ依リ割當ヲ受ケタル數量又ハ金額並ニ讓受ケタル數量又ハ金額ハ其ノ年度中ニ輸出スルコトヲ要ス

第十一條 第三條ニ定ムル品種ニシテ滿洲及關東州ニ輸出セラル、モノニ付テハ理事會ノ決議ニ依リ本組合ハ組合員ヨリ買取又ハ委託セシメテ輸出スルコトヲ得

前項ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 實績割當及特別割當

第十二條 第九條ニ定メタル實績割當數量又ハ金額ハ第一條所定ノ市場ニ對シ三ヶ月ヲ距タル既往一ケ年間ニ於ケル實績割當及申

請割當ニ依リ輸出シタル數量又ハ金額ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ之ヲ割當ルモノトス

預入數量又ハ金額ニ付テハ其ノ五割ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ之ヲ割當ツルモノトス

第十三條 第九條ニ定メタル特別割當數量又ハ金額ハ第一條所定ノ市場以外ノ市場ニ對シ割當期日前一ヶ月ヲ距タル既往三ヶ月間

ニ輸出シタル數量又ハ金額ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ之ヲ割當ツ

第十四條 特別割當ハ組合員ノ申請ニ依リ左ノ期日ニ於テ年四回之ヲ行フ但シ特別ノ事由アルトキハ理事會ノ決議ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第一回 四月十日 第二回 七月十日

第三回 十月十日 第四回 一月十日

各回ノ割當ニ充當スヘキ數量又ハ金額ハ理事會之ヲ決定ス

第十五條 特別割當數量又ハ金額ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日前七日迄ニ本組合ニ申請スルモノトス

第三章 申請割當

第十六條 第九條ニ定メタル申請割當數量又ハ金額ハ組合員ノ申請ニヨリ左ノ期日ニ於テ之ヲ割當ツ但シ特別ノ事由アルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

第一回 四月三十日 第二回 七月三十日

第三回 十月三十日 第四回 一月三十日

各回ノ割當ニ充當スヘキ數量又ハ金額ハ理事會之ヲ決定ス

第十七條 前條ノ申請ハ實績割當數量又ハ金額ノ割當ヲ受ケサル者及第三條ニ定メタル數量割當ニツキテハ實績割當數量カ一ケ年二千打未滿ノ者第四條ニ定メタル金額割當ニツキテハ實績割當總金額ノ千分ノ五未滿ノ者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ實績割當數量又ハ金額及特別割當數量又ハ金額ノ割當ヲ受ケ其ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シタル者ハ其ノ年度ノ中申請ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 第十六條ニ定メタル申請ヲ爲サムトスル者ハ所定ノ用紙ニ必要事項記入ノ上期日前七日迄本組合ニ申請スルコトヲ要ス

第十九條 前條ノ申請ヲ爲サムトスル場合第三條ニ定メタル數量割當ニ付キ實績割當ヲ受ケサル者ニ付テハ其ノ回ニ於ケル申請割當充當數量ノ一割ニ當ル數量ヲ超ヘテ申請シ實績割當數量カ一ケ年二千打未滿ノ者ニ付テハ申請割當充當數量ノ一割ニ當ル數量ヨリ實績割當數量ヲ控除シタル差數ヲ超ヘテ申請スルコトヲ得ス

第四條ニ定メタル金額割當ニツキ實績割當ヲ受ケサル者ニツキテハ其ノ回ニ於ケル申請割當充當金額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヲ超ヘテ申請シ實績割當金額カ實績割當總金額ノ百分ノ五未滿ノ者ニ付テハ其ノ回ニ於ケル申請割當充當金額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヨリ實績割當金額ヲ控除シタル差額ヲ超ヘテ申請スルコトヲ得ス

第二十條 申請總數量又ハ申請總金額カ割當充當數量又ハ割當充當金額ヲ超過セル場合ハ各申請數量又ハ申請金額ニ按分シテ之ヲ割當ツ

第四章 預入及讓渡

第二十一條 第十二條ニ依リ割當テラレタル數量又ハ金額ノ全部又ハ一部ヲ本組合ニ預入ル、コトヲ得但シ預入ノ期日ハ十二月卅一日ヲ過クルコトヲ得ス

第二十二條 預入レタル數量又ハ金額ノ五割ハ實績算定ニ當リ之ヲ輸出シタルモノト看做ス

第二十三條 第三條ニ定メタル數量割當ニツキ前條ノ預入ヲ爲シタル者ニ對シテハ其ノ數量ニツキ徵收シタル豫納統制手数料ハ年度末ニ於テ之ヲ返還ス

第二十四條 第十二條及第十三條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量又ハ金額ハ本組合ノ承認ヲ經タルモノニ限り之ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得

第二十五條 割當數量又ハ金額ノ讓渡ヲ受ケタル者及申請ニヨリ割當ヲ受ケタル者ハ其ノ年度ニ於テ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

第五章 統制手数料

第二十六條 組合ハ第三條ニ定メタル數量割當ニツキ割當ヲ受ケタル者ヨリ統制手数料ヲ徵收ス

統制手数料ハ左ノ範圍内ニ於テ理事會之ヲ定ム

護謄底布靴及地下足袋 一打ニツキ 二十錢以内

非組合員ニ對スル統制手数料ハ前項所定額ノ五倍トス

第二十七條 統制手数料ハ割當ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ組合ニ對シ前納スルモノトス

統制手数料ヲ所定ノ期日迄ニ納付セサルトキハ割當數量ヲ取消スモノトス

第二十八條 輸出數量ノ割當ヲ受ケ其ノ年度内ニ於テ輸出ヲ爲サリシ場合ハ其ノ數量ニ對スル前納手数料ハ沒收ス

第二十九條 組合ハ第四條ニ定メタル金額割當ニツキ割當ヲ受ケタル者ヨリ統制手数料並ニ特別統制手数料ヲ徵收ス

統制手数料ハCIF金額ノ百分ノ二、特別統制手数料ハCIF金額ノ百分ノ十以内トシ理事會之ヲ定ム

非組合員ニ對スル統制手数料並ニ特別統制手数料ハ前項所定額ノ五倍トス

統制手数料ノ計算ニツキ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一錢ニ繰上クルモノトス

第三十條 統制手数料及特別統制手数料ハ輸出承認ヲ受ケムトスルトキ之ヲ本組合ニ納付スヘシ

附 則

一、本規程實施ノ期日ハ認可ノアリタル後理事會ニ於テ之ヲ定ム

二、昭和十四年度ハ實施ノ日ヨリ昭和十五年三月卅一日迄トス

三、初年度ニ於ケル實績割當ノ基準ハ昭和十四年一月十五日以降昭和十四年十一月末日ニ至ル期間中ニ輸出シタル實績ヲ以テ算

定ス

四、第三條ニ定ムル品種ニツキ第十二條ノ規定ニ依リ初年度ニ於ケル組合員ノ割當數量ハ昭和十四年七月廿九日認可アリタル東亞輸出統制規程第八條第九條乃至第十條ニ依リ割當タル數量中本規程實施期日迄ニ輸出セサリシ殘數量ヲ以テ之ニ充ツ

東亞輸出統制規程改正ニ關スル説明

今般本組合ニ於テハ東亞輸出統制規程ヲ改正シ省令第五十三號ニ依ル圓ブロック輸出調整令ヨリ脱却シ之ヲ本組合自體ノ統制トシテ圓ブロックニ輸出セラルベキ全護謄製品(新製自動車タイヤ、チューブ、及ヒ自轉車タイヤ、チューブハ除ク)ニ付キ輸出割當ヲ實施スルコト、ナツタノデアル而シテ既ニ本組合ニ於テハ護謄底布靴及地下足袋ニ付キ圓ブロックニ對スル輸出割當制度ヲ實施シ來リタル所デアアルガ第三國貿易トノ關聯其ノ他改正ノ要アリ此ニ一般ゴム製品ノ統制ト軌ヲ一ニシ變更セラル、コト、ナツタノデアアル

滿洲國、關東州、中華民國(香港ヲ除ク)ニ對シ護謄製品(新製自動車タイヤ、チューブ及自轉車タイヤ、チューブヲ除ク)ヲ輸出セントスルトキハ護謄製品輸出統制規程ノ外本規程ニ從フコトヲ要ス

- 一、統制市場 滿洲國、關東州、中華民國(香港ヲ除ク)ヲ一市場トシテ統制ス
- 二、統制品種

イ、左ノ品種ニツキテハ數量割當ヲ爲ス

護謄底布靴及地下足袋

ロ、本組合取扱商品中護謄底布靴及地下足袋以外ノ商品ニ付テハ輸出金額(FOB)ノ割當ヲ爲ス

三、統制年度 本統制ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

四、輸出總數量並ニ輸出總金額

A、一ケ年ノ輸出總數量又ハ輸出總金額ハ理事會之ヲ決定ス

(但シ市場ノ狀況ニ依リ年度ノ中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ妨ケス)

B、輸出總數量、輸出總金額ノ決定並ニ變更ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

C、輸出總數量又ハ輸出總金額ノ七割……………實績割當

ノ二割……………特別割當ニ充當ス

ノ一割……………申請割當

備考、本統制ハ順次數量割當ニ變更スル豫定ナリ

五、實績割當 (輸出總數量又ハ輸出總金額ノ七割)

A、實績割當ハ一年一回之ヲ行フ

B、實績割當ハ滿、關、支ニ對シ三ヶ月ヲ距タル既往一ケ年間ニ

一、實績割當數量又ハ實績割當金額ニ依リ輸出シタル數量又ハ金額

二、申請割當數量又ハ申請割當金額ニ依リ輸出シタル數量又ハ金額

三、預入數量又ハ預入金額ノ五割ニ當ル數量又ハ金額ヲ基準トシテ算出シタ比率ニ依リ組合員ニ割當ラル

C、但シ初年度（昭和十四年度）ハ特ニ昭和十四年一月十五日以降昭和十四年十一月末日迄ノ期間ニ於ケル輸出実績ヲ基準トス

D、預入ヲ爲スコトヲ得

一、預入期日 十二月三十一日以前

二、預入數量又ハ金額ノ五割ハ実績ト看做サル

三、護謄底布靴及地下足袋ニツキ預入ヲ爲シタル者ニ對シテハ其ノ數量ニツキ徵收シタル豫納統制手数料ハ年度末ニ於テ返還ス

E、讓渡スルコトヲ得

イ、実績割當數量又ハ金額ハ之ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得

ロ、但シ讓渡セントスル場合ハ本組合ノ承認ヲ必要トス

ハ、割當數量又ハ金額ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ其ノ年度ノ内讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

六、特別割當（輸出總數量又ハ輸出總金額ノ二割）

A、組合員ノ申請ニ依リ年四回行フ

割當期日左ノ如シ

第一回 四月十日

第二回

七月十日

第三回 十月十日

第四回

一月十日

右各回ノ割當ニ充當スヘキ數量又ハ金額ハ理事會之ヲ決定ス

B、特別割當ハ滿洲國、關東州、中華民國（香港ヲ除ク）以外ノ第三國市場ニ對シ割當期日前一ヶ月ヲ距タル既往三ヶ月間ニ輸出シタル數量又ハ金額ヲ基準トシテ算出シタル比率ニ依リ之ヲ割當ツ

C、特別割當數量又ハ金額ノ割當ヲ受ケントスル者ハ割當期日前七日迄ニ本組合ニ申請スルコトヲ要ス

D、讓渡スルコトヲ得

イ、特別割當數量又ハ金額ハ之ヲ他ノ組合員ニ讓渡スルコトヲ得

ロ、但シ讓渡セントスル場合ハ本組合ノ承認ヲ必要トス

ハ、割當數量又ハ金額ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ其ノ年度ノ内讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

E、特別割當ニ依リ得タル數量又ハ金額ハ預入ヲ爲スコトヲ得ス

七、申請割當（輸出總數量又ハ輸出總金額ノ一割）

A、申請割當ハ年四回之ヲ行フ即チ

第一回 四月三十日

第二回

七月三十日

第三回 十月三十日

第四回

一月三十日

B、各回ノ割當ニ充當スヘキ數量又ハ金額ハ理事會之ヲ決定ス

C、申請ヲ爲シ得ル者ノ資格

一、実績割當ヲ有セサル者

二、實績割當ハ有スルモ

イ、數量割當（護謄底布靴及地下足袋）ニツキテハ實績割當數量カ一ヶ年二千打未滿ノ者

ロ、金額割當（護謄底布靴及地下足袋以外）ニツキテハ實績割當總金額ノ千分ノ五未滿ノ者

D、申請資格者ノ爲シ得ル申請限度

一、實績割當ヲ有セサル者

イ、數量割當ニツキテハ申請割當充當數量ノ一割

ロ、金額割當ニツキテハ申請割當充當金額ノ百分ノ二ニ當ル金額

二、實績割當ヲ有スル者

イ、數量割當ニツキテハ申請割當充當數量ノ一割ニ當ル數量ヨリ實績割當數量ヲ控除シタル差數

ロ、金額割當ニツキテハ申請割當充當金額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヨリ實績割當金額ヲ控除シタル差額

E、申請ハ割當期日前七日迄ニ爲スコトヲ要ス

申請用紙ハ本組合ニテ交付ス

F、申請總數量又ハ申請總金額カ割當充當數量又ハ割當充當金額ヲ超過セル場合ハ各申請數量又ハ申請金額ニ按分シテ之ヲ割

當ツ

G、申請ニ依リテ得タル數量又ハ金額ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

H、申請ニ依ツテ得タル數量又ハ金額ハ之ヲ預入レスルコトヲ得ス

八、統制手數料

A、護謄底布靴及地下足袋一打ニツキ二十錢以内

右ノ範圍内ニテ理事會之ヲ決定ス

Bイ、護謄底布靴及地下足袋ノ統制手數料ハ割當ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ前納スルモノトス

ロ、統制手數料ヲ所定ノ期日迄ニ納付セサルトキハ割當數量ヲ取消ス

ハ、輸出數量ノ割當ヲ受ケ其ノ年度内ニ於テ輸出ヲ爲サ、リシ場合ハ其ノ數量ニ對スル前納手數料ハ沒收ス

Cイ、護謄底布靴及地下足袋以外ノ護謄製品（金額割當）ニツキテハ統制手數料及特別統制手數料ヲ徵收ス

ロ、統制手數料ハCIF金額ノ千分ノ二、特別統制手數料ハCIF金額ノ千分ノ十以内トシ理事會之ヲ決定ス

ハ、統制手數料ノ計算ニツキ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ一錢ニ繰上クルモノトス

ニ、統制手數料及特別統制手數料ハ輸出承認ヲ受ケントスルトキ之ヲ本組合ニ納付スヘシ

D、非組合員ニ對スル統制手數料及特別統制手數料ハ組合員ノ五倍トス

九、本規程ニ依リ割當ヲ受ケタル數量又ハ金額竝ニ讓受ケタル數量又ハ金額ハ其ノ年度中ニ輸出スルコトヲ要ス

十、組合員ハ本規程ニ依リ割當ラレタル數量又ハ金額竝ニ讓受ケタル數量又ハ金額ヲ超エテ滿、關、支ニ對シ輸出スルコトヲ得ス

但シ特別ノ事由ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限りニ非ス

十一、輸出ノ調整其ノ他特ニ必要アリト認メタルトキハ本規程ニ拘ラス理事會ノ決議ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決議ノ施行ニ付テハ商工大臣ノ承認ヲ受ケルモノトス

十二、滿洲國竝ニ關東州ニ輸出セラハ、護謄底布靴及地下足袋ニ付テハ理事會ノ決議ニ依リ本組合ハ組合員ヨリ買取又ハ委託セシメテ輸出スルコトヲ得

輸出承認申請書

輸出者番號

輸出者氏名

輸出者營業所

稅關貨物取扱人

※ 輸出申請番號

仕 向 地

仕 向 國

積 換 港

納品證明號

登録證番號

輸出手續稅關

積出港

積數船名

出港豫定年月日

品 名	荷 荷	印 番	包裝ノ種類及數	量		價		額 (C.I.F.)	總 額	統 制 證 紙 番 號
				一包裝ノ數	總 數 量	單 價	總 額			
合 計										

上記ノ通り輸出致度條條承認相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

※統制手数料概算

品 種 5 1000 = ¥

日本護謄製品輸出組合 御中

F.O.B.

- 注 意
1. 一品種毎ニ申請書ヲ異ニスル事
 2. 護謄製品自轉車輸出組合ニ申請セザレバ、輸出檢閱印章ノ捺印ヲ受ケルコト
 3. 貿易組合ニ依ル輸出承認ノ印章ノ捺印ヲ受ケルコト
 4. ※印ハ添附シテ提出スベシ

※印以外ノ箇所ヲ全部記入セザル時ハ申請ヲ受理セザルコトアルベシ

統 制		統 計		會 計	
-----	--	-----	--	-----	--

輸出承認書

輸出者番號
輸出者氏名
輸出者營業所

※ 輸出申請番號
仕向地
仕向國

納品證明
番
登録證番號
差出日
差出地
差出郵便局名

品名	荷荷	印番	包裝ノ種類及數個	數量		價額 (F.O.B.)		統制證紙番號
				數	總數量	單價	總額	
合計								

上記ノ通輸出承認條也
昭和 年 月 日

日本護謄製品輸出組合

輸出承認印

(上記各欄記載事項ヲ變更アリタル時ハ承認ノ効力ヲ失フ)

輸出報告書

輸出者番號
輸出者氏名
輸出者營業所
稅關貨物取扱人

※ 輸出申請番號
仕向地
仕向國
積出港

納品證明
番
登録證番號
輸出手續稅關
積出港
積出船名
出港豫定年月日

品名	荷荷	印番	包裝ノ種類及數個	數量		價額 (C.I.F.)		統制證紙番號
				數	總數量	單價	總額	
合計								

日本護謄製品輸出組合 御中

昭和 年 月 日

統制手数料精算		概算手数料	
統制手数料	精算	概算	精算
圓	圓	圓	圓
錢	錢	錢	錢
圓	圓	圓	圓
錢	錢	錢	錢

輸出報告ノ際ニ下記各項ニヨリ參考書類添付ノ上
輸出後十五日以内ニ必ず提出スルコト
輸出免狀及ビ「イ」ツボイ
1. 全部有爲替ノ時ハ銀行ノ證明アル全部有爲替報告書
2. 一部有爲替ノ時ハ銀行ノ證明アル全部有爲替報告書又ハB/L寫
3. 全部有爲替ノ時ハ銀行ノ證明アル全部有爲替報告書
4. 一部有爲替ノ時ハ銀行ノ證明アル全部有爲替報告書又ハB/L寫
其ノ控及ビB/L寫

統制	稅計	會計
圓	圓	圓
錢	錢	錢

COPY

請認申書控
輸出承報及輸

納品證明書	番	號
登録證番號	番	號
輸出手續稅關	番	號

輸出者番號 _____
 輸出者氏名 _____
 輸出者營業所 _____
 稅關貨物取扱人 _____

※ 輸出申請番號 _____
 仕向地 _____
 仕向國 _____
 積換港 _____

積出港 _____
 積載船名 _____
 出港豫定年月日 _____

品名	荷荷	印番	包裝ノ種類及個數	數量		價額 (C.I.F.)		統制證紙番號
				數	總數量	單價	總價	
合計								

昭和 年 月 日

貿易組合法ニ依ル輸出檢閱申請書

積載船名 _____
 出港豫定年月日 _____
 番 號 _____

受付年月日 _____

輸出申告番號又ハ
 積戻申告番號 _____

收入印紙
D
 貼附欄

仕向地	貨物及番號記號	包裝ノ種類及個數	品名	數量		價格	外裝標識
				數	總數量		
仕向國		個		打	打		
		個		打	打		
		個		打	打		
		個		打	打		
	合計	個		打	打		
申請者(輸出者)氏名住所印							
申請代理人氏名住所印							
申請年月日		組合輸出承認		總務部	檢閱年月日		
添附書類		枚					

◎本書記載事項中ノ訂正ニ付テハ必ず組合ノ訂正印ヲ捺テ受クルコト

日本護謄製品輸出組合

備考

- 一、外装鐵紙番號ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ表示スル爲組合ノ定ムル所ニ從ヒ商品ノ外装ニ貼附シタル鐵紙ノ番號ヲ記載スベシ但シ外装鐵紙ヲ貼附セザル場合ニ在リテハ其ノ旨記載スベシ
- 二、申請代理人ニ依リ申請スル場合ニ於テ別ニ代理權ヲ讓スル書面ヲ提出シタルトキハ申請者（輸出者）ノ捺印ヲ要セス
- 三、組合輸出承認ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ認證スル組合ノ印章ノ捺印ヲ受クベシ但シ已ムラザ得ザル事由ニ因リ組合ノ印章ノ捺印ヲ受クルコト能ハザル場合ニ於テ組合ノ輸出承認書ヲ添付スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

(25) 大日本農機具輸出組合關東州、滿洲國及中華民國向

輸出調整取扱要項

第一 昭和十四年九月二十日商工省令第五十三號關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件ニ基テ本組合ノ取扱ハ本要項ニ依ル

第二 本組合ノ輸出承認ヲ爲シ得ル農機具（同部分品ヲ含ム）（輸入稅番四九六號）ノ種類左ノ如シ

犁	犁	先	鋤	鋤
移 植 鏝	鎮 壓 器（動力用ヲ除ク）	碎 土 器	畜 力 耕 耘 機	
土 堀 器	シ ョ べ ル	ス コ ッ プ	ホ 1 ケ	
作 畦 器	地 均 器	作 溝 器	畑 中 耕 器（動力用ヲ除ク）	
畑 地 除 草 器	水 田 中 耕 除 草 器	播 種 器	球 根 植 付 機	
鎌	剪 草 機（動力用ヲ除ク）	刈 取 機	堀 取 機	
集 草 機	牧 草 反 轉 機	整 枝 鋏	茶 切 鋏	
脱 穀 機（動力用ヲ除ク）	脱 粒 機	拔 根 機（動力用ヲ除ク）	叔 摺 機（動力用ヲ除ク）	
麥 摺 機（動力用ヲ除ク）	芋 切 機	苧 麻 剝 皮 機（動力用ヲ除ク）	米 麥 選 別 機（動力用ヲ除ク）	
選 果 機	粟 打 機（動力用ヲ除ク）	粟 切 機	製 糲 機（動力用ヲ除ク）	

- 製 叭 機
- 織 上 機 (動力用ヲ除ク)
- 榨 油 機 (小型)
- 製 炭 機 (動力用ヲ除ク)
- 炭 固 器
- 繭 毛 羽 取 器
- 孵 卵 器 (電熱裝置アルモノヲ除ク)
- 剪 毛 鋏
- 鳶
- 斧
- 肥 料 撒 布 機
- 噴 霧 機
- 藥 劑 撒 粉 器
- 誘 蛾 燈

第三 本組合ノ輸出承認ヲ受ケントスルトキハ輸出承認申請書(別ニ定ムル様式ニ依ル)ニ左ニ掲クル書類ヲ添附シ本組合ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ昭和十三年九月一日ヨリ昭和十四年八月三十一日ニ至ル期間ノ商工大臣宛輸出実績報告書(別ニ定ムル様式ニ依ル)ニ必要事項ヲ記載シ之ニ輸出免狀、船會社ノ證明アル船荷證券寫、銀行ノ證明アル送狀寫、貨物通知書、小荷物切符、書留領收書等ノ輸出実績ヲ證スル書類ヲ添附スルコトヲ要ス但シ既ニ商工大臣宛輸出実績報告書ヲ本組合へ提出シタルモノニ在リテハ此限ニ在ラス

第四 本組合ノ一箇年間ノ輸出承認數量ハ昭和十三年九月一日ヨリ昭和十四年八月三十一日ニ至ル一箇年間ノ種類別輸出実績數量ノ十二分ノ一ヲ最高限度トス

第五 本組合ノ輸出承認ヲ受ケタル後ニ於テ輸出港、輸出時期ヲ變更セントスルトキハ本組合ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第六 輸出承認ヲ受ケタル者輸出ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲クル事項ヲ本組合ニ届出ツルコトヲ要ス

一 輸出承認ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ承認ノ年月日及番號

二 輸出ヲ爲シタル物品ノ品名、數量及價額

三 輸 出 港

四 輸出ノ年月日

第七 本組合輸出承認ヲ爲シタル後ニ於テ輸出実績其ノ他ノ事項ニ誤謬又ハ不正ト認メラル、事項ヲ發見シタルトキハ輸出承認ヲ取消スコトアルヘシ

第八 第六ニ依ル届出ヲ怠リ若ハ法令定款ニ違反シ又ハ要項ノ規定ニ反スル行爲アリタルトキハ輸出承認ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第九 輸出実績報告書、輸出承認申請書及輸出報告書用紙ハ本組合ヨリ實費ニテ交付ス

第十 本組合輸出承認ヲ爲シタルトキハ其ノ正本ヲ申請者ニ、副本ヲ輸出スヘキ税關又ハ郵便局ニ送附スルモノトス

第十一 本組合ノ輸出承認書ノ郵送ヲ受ケントスルトキハ其ノ郵送ノ實費(切手)ヲ、第十二依ル副本ノ急送ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ郵送ノ實費(切手)ヲ輸出承認申請書ニ添付スルコトヲ要ス

第十二 第三ニ掲クル輸出実績ヲ超ユルモノニシテ昭和十四年九月商工省令第五十三號關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整ニ關スル件第一條但書ニ依ルモノハ左ノ各號ノ一ニ該當スル書類ヲ添附シ商工大臣宛輸出承認申請書正副二通(添附書類共)ヲ本組合ニ提出スルコトヲ要ス

- 一 興亞院又ハ滿洲國政府ノ發行シタル發註許可書寫(所屬工業組合ノ認證ヲ要ス)
- 二 需要地ノ所管官公署ノ需要證明書、註文書及所屬工業組合ノ在庫品證明書

附 則

本要項ハ昭和十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十月關東州、滿洲國及中華民國向輸出調整取扱要項ハ昭和十五年四月三十日限廢止ス

備考

- 一 本要項第三ニ掲クル輸出實績ハ(一)關東州及滿洲國ト(二)中華民國トニ區分スルコト
- 二 本要項第十二第二號ニ掲グル需要地ノ所管官公署ニ付テハ商工省ノ御指示ニ依リ滿洲國ニ在リテハ經濟部、中華民國ニ在リテハ興亞院ノ證明ヲ要スルモノナルコト

二九二

(26) 日本電氣機器輸出組合東亞輸出統制規程

第一條 本組合ハ定款第三十五條ノ規程ニ基キ本規程ニ依リ東亞地域(關東州、滿洲國及中華民國)向ノ電氣機器輸出ニ付必要ナル統制ヲ行フ

第二條 本規程ニ依リ輸出統制ヲ爲ス品種左ノ如シ

一、家庭用電氣器具類

イ、電熱器類

- | | | | |
|----------|----------|---------|----------|
| 電氣ストーブ、 | 電氣 鋁、 | 電氣 牛田鋁、 | 電氣 アイロン、 |
| ヘアアイロン、 | 電氣 コタツ、 | 電氣 足温器、 | 電氣 七輪、 |
| 電氣 コンロ、 | 電氣 飯炊器、 | 電氣 釜、 | 電氣 鍋、 |
| 電氣 菓子焼器、 | 電氣 パン焼器、 | 電氣 厨房器、 | 電氣 湯沸器、 |
| 電氣 座蒲團、 | 電氣 敷布、 | 電氣 濕潤器、 | 電氣 炭、 |

電氣 マツチ、

ロ、小型電氣機器

電 鈴、

電氣 火鉢

電氣 プザ、

車輛用電氣サイレン

ハ、電氣醫療器類

電氣按摩器(グアイブレータヲ含ム)、

電氣石英燈、

電氣赤外線治療器、

ニ、電氣時計類

電氣時計

タイムレコーダー

電氣時計及タイムレコーダー部分品

電氣クロノメーター

ホ、電池ランプ、發電ランプ類

携行ランプ、

ヘッドライト、

電池ランプ、

ヘ、電氣蓄音器類

電氣太陽燈、

電氣温灸器、

超短波電氣治療器

電氣水銀燈、

電氣紫外線治療器(ラヂオレーヤヲ含ム)

サイクルランプ(發電ランプヲ含ム)、

シグナルランプ、

電氣提燈

懐中電燈、

集魚燈、

二九三

電氣蓄音器

フオノグラフピックアップ、 エレクトリックフオノモーター及電氣蓄音器部分品

二、蓄電池

イ、蓄電池、 二次電池(各二〇〇アンペアアワー以内ノモノ)

ロ、充電器、 整流器(各二〇キロワット以内ノモノ)

ハ、エレクトロロード(電池極板)、 電槽、 シート、

バンド及蓄電池部分品(各二〇〇アンペアアワー以内ノ蓄電池、二次電池用ノモノ)

三、乾電池

イ、乾電池

ロ、乾電池部分品(電氣カーボンヲ除ク)

ハ、亜鉛罐及同用板(乾電池用部分品)

四、配線器具類

イ、スキッチ、 ブラゲ、

コンネクター、 カットアウト、

(各陶磁器製ノモノヲ除ク)

ロ、ヒューズ及配線用器具、

五、電氣照明機器及同部分品類

ロトゼット、 コンセント、
レセツプテークル、 ホルダ、

イ、電氣安全燈、

ロ、ソケツト、

ハ、シヤンデリヤ、

及同部分品(ペンダント、チエーン、パイプ、シーリングローゼット)、

電燈カバー、(各陶磁器製ノモノヲ除ク)

ニ、電氣版及同寫眞用アークランプ、 照明用マキユリランプ(三〇〇ワット以内ノモノ)

探照燈(一キロワット以内ノモノ)、 投光器(一キロワット以内ノモノ)

ステージライト、 ネオン管

六、電氣絶縁材料及電氣機器供料類

イ、エムバイヤクロス、

レッドロープペーパー、

電氣絶縁用コムバンド、

ロ、ニクロム線及同リボン

ハ、プロテクティングスリーブ、

笠 金、 スリーブ捻轉器

七、別號ニ掲ケサルエポナイト質、ベークライト質及金屬製電氣器具並ニ電氣機器材料類

イ、ターミナル、 チョークコイル、

電流制限器、 表示器、

電氣絛燈、

シエードホルダー

ブラケツト、

スタンド、

シエード(グローブヲ含ム)、

照明用マキユリランプ(三〇〇ワット以内ノモノ)

投光器(一キロワット以内ノモノ)

ネオン管

リノテプ、電氣絶縁用ガステープ、

マイカナイト、マイカペーパー、

ファイバー(ロッド、プレート、シート、チューブ)

ブラケツト、

クロスアーム、

ストラップ、

エムバイヤペーパー、

マイカクロス、マイカシート、

- 點 滅 器、 安 全 器、 雜音防止器、 豆トランス、
- 小型コンデンサー、 檢 波 器、 家庭用電氣吸塵器、 電氣美容器、
- 電氣理髮器、 避 雷 器、 避 雷 針、 接地抵抗板、棒
- ロ、電氣絶縁用エポナイト質板、管、竿
- ハ、電氣絶縁用ベークライト質板、管、竿

第三條 本組合ハ輸出價額ノ統制ヲ行フ

第四條 輸出價額ハ一年度ヲ左ノ二期ニ分チ各期毎ニ之ヲ定ム

第一期 自一月一日 至六月末日

第二期 自七月一日 至十二月末日

第五條 各期ノ輸出總額ハ關東州及滿洲國ト中華民國トノ兩地域別ニ商工大臣ノ承認ヲ受ケ理事會ニ於テ之ヲ定メ價額ハ各品種ヲ總括シタル價額ヲ以テ表示ス

前項ノ輸出總額ハ内外市況ノ變動ニ依リ必要アルトキハ商工大臣ノ承認ヲ經テ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第一項ノ輸出總額ハ每期開始前月ニ之ヲ定ム

第六條 本組合ハ前條各期輸出總額ノ中其ノ六割ハ實績割當ニ三割ハ特別割當ニ一割ハ申請割當ニ充當スルモノトス

第七條 實績割當ハ其ノ總額ヲ決定スヘキ前年同期ノ輸出實績ニ對比シテ算出シタル比率ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組合員ニ之ヲ割當ツ

第八條 特別割當ハ第一條所定ノ市場以外ノ第三國市場ニ對スル每期開始前一箇月ヲ隔リタル最近六箇月間ノ本組合取扱商品ノ輸

出總實績ニ對比シテ算出シタル比率ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組合員ニ之ヲ割當ツ

第九條 組合員ハ本規程第七條及第八條ニ定ムル實績割當及特別割當ノ算定ニ必要ナル輸出實績報告書ヲ作成シ之カ事實ヲ證スル書類ヲ添ヘ當該割當期十五日日前ニ組合ヘ提出スヘシ

前項ノ輸出實績報告書ノ提出ヲ怠リタル者ハ當該割當期ノ實績割當及特別割當ヲ受ケタルコトヲ得ス

第十條 申請割當ハ實績割當及特別割當ヲ受ケサル者及實績割當額一期間一千圓未滿ノ者並ニ其ノ他特殊ノ事情アリト認メラル、者ニ對シ申請額ヲ考慮シ商工大臣ノ承認ヲ經テ割當ツ

前項ノ申請割當ヲ受ケントスル者ハ之カ理由ヲ具シ組合ニ申請スヘシ

第十一條 組合員ノ保有スル實績割當額及特別割當額ハ組合員相互ノ間ニ於テ讓渡ヲ爲スコトヲ得但シ此ノ場合ハ前以テ組合ニ届出テ理事長ノ承認ヲ受ケタルコトヲ要ス

前項ノ讓受ケタル割當額ハ再度他ニ讓渡スルコトヲ得ス

第一項ノ讓渡額ハ次年度同期ニ於テ讓渡人及讓受人兩者ニ付各二分ノ一宛ヲ輸出實績トシテ算定ス

第十二條 組合員ハ割當額ヲ該期間中ニ輸出スヘキモノトス輸出セザリシ割當額ハ其ノ部分ニ付效力ヲ失フ

第十三條 組合員ハ組合ヨリ割當ヲ受ケタル兩地域別輸出割當額及讓受額ヲ超ヘ又ハ輸出割當額及讓受額ヲ有セスシテ組合統制品ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 組合統制品ト雖モ商工大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルモノニ付テハ輸出割當額及讓受額ニ依ラス輸出承認ヲ爲スコトヲ得但シ之ニ依リ所定ノ統制手數料納付ノ義務ヲ免ル、コトヲ得ス

前項ノ輸出額ハ輸出實績トシテ算定セス

第十五條 輸出品價格ハ總テFOB價格ニテ算定ス

第十六條 組合員無爲替輸出又ハ見本品輸出等ニ依リ輸出ヲ爲ス場合ニ於テ輸出價額ノ算定低廉ニ過クルモノアリト認メラル、トキハ當該物品ノ市場價格ニ照シ之ヲ算定ス

第十七條 本規程ニ依ル統制手数料ハFOB價額ノ百分ノ一以下ト定メ毎年事業開始ノ一箇月前ニ於テ其ノ年度ノ手数料率ヲ理事會ニ於テ決定ス

組合員ニ非サルモノ、統制手数料ハ前項ノ五倍トス

第十八條 組合員ハ割當ヲ受ケタル輸出割當額ニ從ヒ每期開始後一箇月以内ニ統制手数料ヲ組合ニ納入スベシ但シ毎期末二箇月前迄ニ輸出組合額ノ全部又ハ一部ヲ組合ニ返還シタルモノニアリテハ既納ノ統制手数料中其ノ過納額ニ付算定返還ス

前項ノ返還セラレタル割當額ハ第十條ノ申請割當額ニ繰入ル、モノトス

第十九條 組合員組合統制品ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書及所定ノ輸出承認申請書(様式第一號表)ニ左記事項ヲ記載シタル上組合ニ提出スヘシ

- 一、仕向港(陸揚港)及仕向地
- 二、荷印又ハ記號及番號
- 三、包裝ノ種類及箇數
- 四、生産地
- 五、品種、品名及用途
- 六、數量、單價、諸掛、計額(FOB)

七、爲替取組ノ有無

八、重量、才數

九、出貨主

第二十條 組合輸出承認ヲナシタルトキハ檢閲申請書所定欄ニ輸出承認證印ヲ押捺シ輸出申請者ニ交付シ貨物外装ニ組合所定ノ統制證紙ヲ貼附セシム

前項ノ統制證紙ハ其ノ貼附ヲ要スル枚數ニ付組合之ヲ交付ス

第二十一條 組合ハ左ノ各號ノ一ニ牴觸スルモノアルトキハ其ノ輸出承認ヲ爲サス

- 一、輸出割當額ナキモノ(第十四條所定ノモノヲ除ク)
- 輸出割當額及讓受額ヲ超ヘタルモノ
- 二、輸出檢閲申請書及輸出承認申請書記載ノ事項ニ符合セサルモノ又ハ記載方式ノ不備若ハ不明瞭ナルモノ
- 三、組合ノ除名處分ヲ受ケタルモノ
- 四、統制手数料ヲ怠納シ居ルモノ

第二十二條 組合員小包郵便ニ依リ輸出ヲ爲ス場合ハ第十九條ニ定ムル事項ヲ記載シタル輸出承認申請書正副二通ヲ組合ニ提出スヘシ

組合ハ前項ノ申請ヲ承認シタルトキハ輸出承認申請書副本ニ輸出承認證印ヲ押捺シ申請者ニ交付シ貨物外装ニ組合所定ノ統制證紙ヲ貼附セシム

前項ノ統制證紙ハ其ノ貼附ヲ要スル枚數ニ付組合之ヲ交付ス

第二十三條 組合員輸出統制品ノ輸出ヲ完了シタルトキハ輸出免狀(一覽後返還ス)、インボイス寫、銀行ノ證明アル有爲替報告書又ハ無爲替報告書及船荷證券寫又ハ貨物通知書若ハ小荷物切符ヲ輸出報告書(様式第二號表)ニ添附シ輸出免狀發行ノ日ヨリ十四日以内ニ組合ニ提出スヘシ

小包郵便ニ依ルトキハ書留小包郵便領收證(一覽後返還ス)及荷爲替取組證明書ヲ輸出報告書ニ添附シ發送ノ日ヨリ十四日以内ニ組合ニ提出スヘシ

第二十四條 組合ハ組合員ヨリ前條ノ輸出報告アリタルトキハ之ニ付輸出實績證明書(様式第三號表)ヲ交付ス

第二十五條 小包郵便ニ依ル場合ハ東京、横濱、名古屋、京都、大阪及神戸ノ各一等郵便局以外ヨリ送附スルコトヲ得ス

第二十六條 組合員ハ其ノ船荷證券面又ハ貨物引換證券面ニ使用スル名義ニ付テハ本組合ノ登録ヲ受クルコトヲ要ス

組合員ハ前項ニ依リ登録ヲ受ケタル名義以外ノ名義ヲ使用スルコトヲ得ス

第二十七條 組合ハ前條ニ依リ組合員番號ヲ決定シ其ノ登録ヲ爲ス

組合員ハ前項ノ組合員番號ノ登録ヲ受ケタル後ニ非サレハ組合統制品ノ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第二十八條 本規程ニ別段ノ定メナキ統制上必要ナル事項生シタルトキハ總テ理事會ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 組合ニテ使用スル輸出承認申請書、輸出報告書、輸出實績證明書ノ様式及統制證紙並ニ輸出承認證印ノ雛形左ノ如シ

(後掲同規程解説ニ掲載)

附 則

本規程ハ貿易組合法第十八條ノ統制命令實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

日本電氣機器輸出組合東亞輸出統制規程解説

(一) 統制ノ概要

本組合ニ於テ實施スル東亞輸出統制規程ハ東亞地域(圓ブロック)向輸出品ニ關シ適正ナル輸出調整ヲナスコトヲ目的トシテ組合取扱品目左記品種ノ電池及電氣器具(部分品、附屬品及材料類ヲ含ム)ニ付テ關東州、滿洲國ト中華民國向輸出品ニ對シ左ニ定ムル方法ニ依リ統制ヲ行フモノデアリマス。

(二) 統制命令

昭和十五年三月二十二日付告示第八號ヲ以テ貿易組合法第十八條ニ依リ前記ノ東亞地域(關東州及、滿洲國ト中華民國)向電池及電氣器具(部分品、附屬品及材料類ヲ含ム)ノ輸出ヲナス場合ハ日本電氣機器輸出組合ノ定ムル統制ニ從フベキ旨ノ統制命令ガ公布サレ昭和十五年四月一日ヨリ施行トナリマシタ。

(三) 本統制ニ依ル統制品種

左記電池及電氣器具類ノ東亞地域向輸出品ハ總テ本組合ノ定ムル統制規程ニ依リ輸出割當額ヲ有セザル者及輸出割當額ヲ超ヘテ輸出スルコトガ出來マセン。

● 組合統制品

- 一、家庭用電氣器具類
- イ、電熱器類

電気ストーブ、電気鏡、電気半田鏡、電気アイロン、ヘアアイロン、電気コタツ、電気足温器、電気七輪、電気コンロ、電気飯炊器、電気釜、電気鍋、電気菓子焼器、電気パン焼器、電気厨房器、電気湯沸器、電気座蒲團、電気敷布、電気温潤器、電気炭、電気マッチ、電気火鉢

ロ、小型電気機器

電鈴、電気ブザー、車輦用電気サイレン

ハ、電気醫療器類

電気按摩器（セライブレーターヲ含ム）、電気太陽燈、電気水銀燈、電気石英燈、電気温毒法器、電気温灸器、電気紫外線治療器（ラジオレイヤヲ含ム）、電気赤外線治療器、電気オゾン發生器、超短波電気治療器

ニ、電気時計類

電気時計

タイムレコーダー

電気時計及タイムレコーダー部分品

電気クロノメーター

ホ、電池ランプ、發電ランプ類

携行ランプ、サイクルランプ（發電ランプヲ含ム）、懐中電燈、ヘッドライト、シグナルランプ、探見電燈、集魚燈、電池ランプ、電気提燈

ヘ、電気蓄音器類

電気蓄音器

フォノグラフィックアンプ、エレクトリックフォノモーター及電気蓄音器部分品

二、蓄電池

イ、蓄電池、二次電池（各二〇〇アンペアアワー以内ノモノ）

ロ、充電器、整流器（各二〇キロワット以内ノモノ）

ハ、エレクトロロード（電池極板）、電槽、シート、バンド及蓄電池部分品（各二〇〇アンペアアワー以内ノ蓄電池、二次電池用ノモノ）

三、乾電池

イ、乾電池

ロ、乾電池部分品（電気カーボンヲ除ク）

ハ、亜鉛罐及同用板（乾電池用部分品）

四、配線器具類

イ、スイッチ、プラグ、ローゼット、コンセント、コンネクター、カットアウト、レセツプテークル、ホルダー）（各陶磁器製ノモノヲ除ク）

ロ、ヒューズ及配線用器具

五、電気照明機器及同部分品類

イ、電気安全燈、電気蚊燈、手術用ランプ

- ロ、ソケット、シールドホルダー
 - ハ、シャンデリア、ブラケット、スタンド、シールド（グローブを含む）及同部分品（ペンダント、チエーン、パイプ、シーリングローゼット）、電燈カバー（各陶磁器製品ノモノヲ除ク）
 - ニ、電氣版及同寫眞用アークランプ、照明用マキユリランプ（三〇〇ワット以内ノモノ）、探照燈（一キロワット以内ノモノ）、投光器（一キロワット以内ノモノ）、ステージライト、ネオン管
- 六、電氣絶縁材料及電氣機器材料類

- イ、エムバイヤクロス、リノテープ、電氣絶縁用ガステープ、エムバイヤペーパー、レツドロップペーパー、マイカナイト、マイカペーパー、マイカクロス、マイカシート、電氣絶縁用コムパウンド、ファイバー（ロツド、プレート、シートチエーブル）
- ロ、ニクローム線及同リボン

- ハ、プロテクテイングスリーブ、ブラケット、クロスアーム、ストラップ、笠金、スリーブ捻轉器

七、別號ニ掲ケザルエポナイト質、ベークライト質及金屬製電氣器具並ニ電氣機器材料類

- イ、ターミナル、チヨークコイル、電流制限器、表示器、點滅器、安全器、雜音防止器、豆トランス、小型コンデンサー、檢波器、家庭用電氣吸塵器、電氣美容器、電氣理髮器、避雷器、避雷針、接地抵抗板、棒
- ロ、電氣絶縁用エポナイト質 板、管、竿
- ハ、電氣絶縁用ベークライト質 板、管、竿

(四) 輸出割當額（一年度ヲ第一期自一月一日至六月末日、第二期自七月一日至十二月末日ノ二期ニ分ツ）

輸出割當額ノ割當方法ハ實績割當、特別割當及申請割當ノ三方法ニ依ルコトニナツテ居リマス。

- イ、實績割當ノ方法ハ特ニ商工大臣ニ於テ其ノ改訂ノ必要アリト認メラレタル場合ノ外組合員前年同期ノ東亞輸出總實績額（關東州、滿洲國ト中華民國トニ區分ス）ノ六割ヲ割當テマス。

- ロ、特別割當ノ方法ハ本統制規程ニ定メラレタル地域以外ノ第三國ニ對シ組合取扱品目全商品輸出價額ヲ基準トシテ（割當ヲナス月ヨリ一ヶ月ヲ隔リタル已往六ヶ月間ノ輸出實績額）東亞輸出總割當額ノ三割ヲ按分割當テマス。

- ハ、申請割當ノ方法ハ本統制規程第十條ニ定ムル方法ニ依リ申請額ヲ參酌シ東亞輸出總割當額ノ一割迄ヲ割當テマス。

- ニ、組合統制品ト雖モ商工大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルモノニシテ其ノ承認ヲ受ケタルモノハ其ノ割當額及讓受額ニ依ラズ之ヲ承認スルコトモ出來マス。

（本規程第十四條規定參照）

(五) 統制品輸出手續

- イ、統制品ノ輸出ハ組合ニ於テ組合員ニ對シテ割當ヲナシタル實績割當額、特別割當額、申請割當額及讓受額（規程第十四條ニ依ルモノヲ除ク）ヲ超ヘテ輸出スルコトガ出來マセン。

- ロ、統制品ノ輸出ハ必ず組合ニ對シ所定ノ統制手數料ヲ納入スルコトヲ要シマス。

- ハ、統制品ノ輸出ニハ所定ノ輸出檢閲申請書、輸出承認申請書ヲ組合ニ提出シ組合ノ輸出承認證印ノ押捺ヲ受ケタル後貨物外裝ニ組合所定ノ統制證紙ヲ貼付スルニ非ザレバ出荷出來マセン

- 統制品ノ輸出ヲ完了シタルトキハ本規程ノ定ムルトコロニ依リ各必要書類ヲ添附シ輸出報告書ヲ組合宛提出シテ下サイ、組合ハ組合員ヨリ輸出報告書ヲ受理シ輸出ノ完了ヲ認メタルトキハ之ニ付輸出實績證明書ヲ手交シマス。

ニ、特別割當ニ依ル割當ヲ受ケントスルモノハ第三國向組合取扱全品目ニ付輸出報告書ヲ遲滞ナク組合ニ提出シ輸出実績證明書ノ交付ヲ受ケ置カル、コト

前項ノ第三國向輸出報告書ノ提出ヲ怠リタル場合ハ其ノ期間ニ於ケル特別割當ノ算定カラ除外サレルコト、ナリマスカラ特ニ御留意下サイ。

ホ、組合員実績割當額及特別割當額ハ組合員相互ノ間ニ於テ一回限(一期間中)讓渡スルコトが出来マス。

但シ此ノ場合ハ必ず輸出割當額讓渡承認申請書ヲ組合へ提出シ理事長ノ承認ヲ受ケテ下サイ尙輸出割當ノ讓渡ニ依ルブレミヤムハ輸出割當價額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトが出来マセン。

前項ノ中実績割當額讓渡ニ依ル次年度実績額ノ算定ハ讓渡、讓受ヲナシタル兩者各二分ノ一宛トシテ算定シマス。

ハ、輸出割當額及讓受額ヲ有スルモノ其ノ期間内ニ於テ輸出ヲ爲サザリシ輸出剩餘額アリタルトキハ其ノ額ニ付テノ效力ヲ失ヒマス。

(六) 統制手数料(昭和十五年度決定料率)

一、組合員 輸出品價格(FOB)ノ千分ノ五

二、以外ノ者 前記ノ五倍ヲ徵收ス

(七) 東亞輸出統制規程各様式

(各様式書 關・滿向藍色、中華民國向黑色、第三國向赤色ニ區別シテ記載提出ヲ願ヒマス)

貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書

積載船名 輸出申告番號又ハ
 出港豫定年月日 年 月 日 積戻申告番號
 番 號 受付年月日

收入印紙
 貼付欄

仕向國	貨物及番號記號	包裝ノ種類及箇數	品名	數量		價額	外紙裝封號
				數	量		
				一包裝ノ數	總數		
	合計						
申請者(輸出者)氏名住所印							
申請代理人氏名住所印							
申請年月日							
組合輸出承認 總務部 檢閱年月日							
添付書類							

備考

- 一、外装證紙番號ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ表示スル爲組合ノ定ムル所ニ從ヒ商品ノ外装ニ貼付シタル證紙ノ番號ヲ記載スベシ但シ外装證紙ヲ貼付セザル場合ニ在リテハ其ノ旨記載スベシ
- 二、申請代理人ニ依リ申請スル場合ニ於テ別ニ代理權ヲ證スル書面ヲ提出シタルトキハ申請者(輸出者)ノ捺印ヲ要セス
- 三、組合輸出承認ノ欄ニハ商品ガ組合ノ統制ニ從ヒテ輸出セラルルモノナルコトヲ認證スル組合ノ印章ノ捺印ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ組合ノ印章ノ捺捺ヲ受クルコト能ハザル場合ニ於テ組合ノ輸出承認書ヲ添付スル場合ハ此限りニ在ラズ

輸出承認申請書

積載船名 昭和 年 月 日 輸出者番號 () No.
 出帆豫定日 昭和 年 月 日 受註證明書番號 () No.
 ※輸出承認番號 () No.

申請者 (輸出人) 住所氏名	申請代理人 住所氏名		領事館及其ノ所在地		
	仕向地名	輸出差手 輸出郵便局名			
貨物ノ記號 及 貨物番號	包裝ノ種類 及 包裝數	品名	數	價額	※統制 證紙 番號
			包裝ノ數量	總數量	
統制手數料 金	統制手數額	※承認日附	月	日	書記長
組合輸出承認		主任		保	

上記輸出承認程度手數料相添此段及申請候也
 日本電氣機器輸出組合御中
 昭和 年 月 日 申請者 住所氏名

(様式第一號)

川10

輸出報告書

輸出者番號

積載船名 昭和 年 月 日 税關免許 年 月 日 受註證明書番號 () No. 出帆豫定日 昭和 年 月 日 税關申告 番 號 輸出承認番號 () No.

申請者 (輸出人) 住所氏名	申請代理人 住所氏名		領事館及其ノ所在地
	仕	向	
輸出港 (積換港共)	仕名	向地名	輸出 手差 續郵 税關 局名
貨物ノ記號 及 包裝ノ種類 及 數量	品名	數量	價額
備考	書記長	主任	係

上記ノ通り輸出致候ニ付別紙證書種類相添此段及御報告候也

日本電氣機器輸出組合御中
昭和 年 月 日 輸出者 住所氏名

(様式第二號)

輸出實績證明書

輸出者番號

積載船名 税關免許 年 月 日 受註證明書番號 () No. 出帆豫定日 昭和 年 月 日 税關申告 番 號 輸出承認番號 () No.

申請者 (輸出人) 住所氏名	申請代理人 住所氏名		領事館及其ノ所在地
	仕	向	
輸出港 (積換港共)	仕名	向地名	輸出 手差 續郵 税關 局名
貨物ノ記號 及 包裝ノ種類 及 數量	品名	數量	價額
上記輸出實績相違無キコトヲ證明候也 昭和 年 月 日 日本電氣機器輸出組合			
譲渡人	日附	承認印	
譲受人	日附	承認印	

(様式第三號)

川11

(27) 日本硝子製品輸出組合關・滿・支向輸出數量統制規程

第一條 本組合ハ定款第三十九條第一項ニ基キ本規程ニ依リ左ノ地區ニ對シ組合員カ輸出セントスル硝子製品ニ付輸出數量(容積噸)ノ統制ヲ爲ス

- (一) 滿洲地區(滿洲國及關東州)
- (二) 支那地區(中華民國及香港)

第二條 輸出數量ノ統制ハ前條ノ地區別ニ左ノ品種毎ニ之ヲナス

- (一) 壺(大壺、花生ヲ除ク)及食卓用器(食器、食料容器)
- (二) 大壺(ビール壺、曹達鏡泉壺、酒壺)
- (三) 魔法壺
- (四) 眼鏡及同玉
- (五) 鏡
- (六) 照明器具及同部分品
- (七) 光珠及模造眞珠
- (八) 醫化學用器
- (九) 其他(花生ヲ含ム)

第三條 組合員ニ對スル割當ハ第一條ノ地區毎ニ第二條ノ品種別ニ之ヲナス

販賣ノ目的ニ非サル輸出ト雖モ第一條ノ地區毎ニ第二條ノ品種別ニ一年一噸ヲ超ユルトキハ本規程ヲ準用ス

第四條 輸出總數量ハ内外市場ノ情況ヲ考慮シ前年度十一月中ニ第一條ノ地區毎ニ第二條ノ品種別ニ理事會ニ於テ決定ス

年度ノ中途ニ於テ理事會必要ト認ムルトキハ輸出總數量及組合保有數量ノ變更又ハ商工大臣ノ承認ヲ經テ輸出ノ停止ヲ爲スコトヲ得

第五條 輸出總數量ノ七割ハ第六條ニ定ムル比率ニ依リ之ヲ組合員ニ割當ツ(比率割當ト稱ス)

輸出總數量ノ三割ノ數量及第十二條、第十三條、第十四條ノ數量ハ組合ニ保有シ第七條、第八條、第十條及第十一條ノ割當ニ充當スルモノトス

第六條 組合員ニ對スル割當ノ比率ハ前年度ニ於テ割當ヲ受ケ輸出シタル數量ヲ基準トシ地區毎品種別ニ之ヲ定ム

前項ノ外第十三條ノ規定ニヨリ六月三十日迄ニ返納セル數量ハ其ノ三分ノ二ヲ、十月三十一日迄ニ返納セル數量ハ其ノ三分ノ一ヲ割當比率ノ基準ニ認ム

第十七條但書ノ規定ニヨリ割當ヲ讓受ケ輸出シタルトキハ讓受者ノ割當比率ノ基準ニ認ム

第七條 組合員自己ノ比率割當ヲ超エテ輸出ノ要アルトキハ其ノ四割ヲ限度トシ組合ニ申請シ理事會ノ承認ヲ經テ割當ヲ受クルコトヲ得(超過割當ト稱ス)

第八條 組合員比率割當ヲ有セスシテ輸出ノ要アルトキハ其ノ都度之カ立證書類ヲ提示ノ上組合ニ申請シ第九條ニ定ムル數量ノ限度内ニ於テ割當ヲ受クルコトヲ得(新規割當ト稱ス)

第九條 組合前條ノ申請アリタルトキ理事會ニ於テ割當ノ期日ヲ定メ其ノ承認ヲ經テ年初輸出總數量ニ應シ左ノ數量ノ限度内ニ於

テ割當ツルモノトス但シ五月一日以降ノ申請ニ對シテハ其ノ三分ノ二ヲ、九月一日以降ノ申請ニ對シテハ其ノ三分ノ一ヲ限度トス

輸出總數量	割當ノ限度
二〇、〇〇〇噸以上	一箇年
一〇、〇〇〇噸以上	九〇噸
五、〇〇〇噸以上	四五噸
三、〇〇〇噸以上	二四噸
三、〇〇〇噸未滿	一五噸
	九噸

第十條 組合員自己ノ比率割當數量ニシテ一箇年新規割當數量ノ限度以下ナルトキハ組合ニ申請シ理事會ノ承認ヲ經テ之カ限度内ニ於テ割當ノ増出ヲ受クルコトヲ得(増加割當ト稱ス)

第十一條 組合ハ組合員ノ申請ニ依リ第三國(滿洲及支那地區以外)向輸出數量ノ五分ニ相當スル數量ヲ同一品種毎ニ組合員ノ任意ノ地區ニ前當ツルコトヲ得(特別割當ト稱ス)但シ品種ヲ變更シ割當ヲ受ケントスルトキハ左ノ變更率ニヨリ割當ヲ受クルコトヲ得

品 種	變更率
(一) 壘及食卓用器	一
(二) 大 壘	二
(三) 其ノ他ノ品種	〇、五

第十二條 組合員比率割當決定通知ヲ受ケタル後十四日以内ニ其ノ數量中不要數量ヲ組合ニ返還スルコトヲ得

前項ノ返還ハ之ヲ取消スコトヲ得ス

第十三條 組合員統制割當料納入済比率割當數量ノ内不要數量ヲ組合ニ返納スルコトヲ得

前項ノ返納ハ之ヲ取消スコトヲ得ズ

第十四條 組合員ニシテ比率割當數量ニ對スル統制割當料ヲ所定期日迄ニ納入セサルトキハ其ノ年度統制割當料未納割當數量ヲ取消シ組合ニ回收ス

前項ニヨリ比率割當ヲ取消サレタルモノハ其ノ年度ニ於テ他ノ割當ヲ受タルコトヲ得ス

第十五條 組合員割當ヲ受ケ統制諸經費ヲ納入スルニ非サレハ輸出スルコトヲ得ス、但シ見本郵便ニ依ル輸出ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 組合員自己ノ割當數量ヲ翌年度ニ繰越シ輸出スルコトヲ得ズ但シ十一月以降ニ於テ受ケタル特別割當ハ之ヲ翌年四月迄繰越シ輸出スルコトヲ得ズ

第十七條 組合員ハ割當ラレタル數量ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス但シ特別組合割當ヲ受ケタルトキニ限り組合ニ届出テ組合員相互間ニ於テ之ヲナスコトヲ得

第十八條 組合員第二條ニ定ムル品種ヲ輸出ノ都度組合所定ノ輸出申請書ヲ組合ニ提出シ貿易組合法ニ依ル輸出檢閲申請書ニ組合ノ輸出承認印章ノ押捺ヲ受ケ輸出商品ノ外装ニ第二十四條ノ統制證票ヲ貼付スルニ非サレハ輸出スルコトヲ得ス但シ見本郵便ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 前條ノ輸出承認印章ノ雛形左ノ如シ(省略)

第二十條 組合員第十八條ニヨリ輸出セルトキハ輸出後十日以内ニ組合所定ノ輸出報告書ニ左記書類ヲ添附シ組合ニ届出ツヘシ

- 一、輸出免狀
- 二、インボイス寫
- 三、B/L 寫
- 四、爲替報告書

前項ノ輸出報告ヲナサ、ルモノニ對シ以後一定期間組合ハ第十八條ノ輸出承認印章ノ押捺ヲ拒否スルコトヲ得

第二十一條 統制ニ關シ組合員ヨリ徵收スヘキ諸經費ハ左ノ通り之ヲ定ム

- 一、統制證券料
 - イ、箱貼用 一枚ニ付 金一 錢
 - ロ、袋 用 同 金五 厘
 - ハ、醋酸 場(十疋入以上ノ籠卷)用 同 金三 厘
- 二、統制割當料
 - 但シ大塚ニ限リ 同 一噸ニ付 金二〇 錢
 - 金一〇 錢
- 三、超過割當料
 - 比率割當數量ノ一割未満 同 一噸ニ付 金三〇 錢
 - 同 一割以上二割未満 同 金五〇 錢
 - 同 二割以上三割未満 同 金七〇 錢

同 三割以上 同 金一 圓

但シ大塚ニ限リ

比率割當數量ノ一割未満 一噸ニ付 金二〇 錢

同 一割以上二割未満 同 金三〇 錢

同 二割以上三割未満 同 金五〇 錢

同 三割以上 同 金八〇 錢

非組合員ニ對スル統制諸經費ハ組合員ノ十倍トス

第二十二條 組合員第五條及第十二條ニ依リ決定セル一箇年分比率割當數量ニ對シ統制割當料納入通知後二十日以内ニ之ヲ組合ニ納付スヘシ但シ右期日ノ他五月十五日、九月十五日限り三回ニ等分シ納入スルコトヲ得

第二十三條 組合員特別割當申請ニ際シテハ統制割當料ヲ納入シ其ノ年度比率割當數量ニ對スル統制割當料ヲ完納スヘシ

第二十四條 統制證券ノ雛形左ノ如シ(省略)

第二十五條 本組合輸出統制規程第五條、第二十一條、第二十三條、第二十五條、第二十六條、第三十三條乃至第三十七條、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第四十六條乃至第五十條及附則三、ノ規定ハ本規程ニ準用ス

附 則

一、本規程實施ノ期日ハ理事會之ヲ定ム

二、昭和十四年度ニ於ケル割當比率ハ昭和十三年十月以降昭和十四年九月迄ノ輸出數量ヲ基準トシテ之ヲ定ム

三、比率割當決定後昭和十四年十一月十五日迄ノ組合加入者ニ對スル割當ハ附則二、ノ規程ヲ准用シ理事會之ヲ決定ス
 前項割當數量ハ第五條輸出總數量ノ三割ノ結合保有數量ヲ以テ充當ス
 四、組合員昭和十五年各地區每品種別比率割當數量ハ昭和十四年一月一日ヨリ本規程實施前日迄ノ輸出數量及本規程實施日ヨリ
 昭和十四年十二月三十一日迄ノ輸出數量ニシテ第六條規程定ノ比率割當基準數量ノ合算數量ヲ以テ之ヲ定ム

割當申請書

立證書類	月 日	支部經由 第 號
------	-----	----------

昭和 年度 割當左記ノ通 割當料相添申請候也

地 區	品 種	比率 普通割當數量 噸	割當既決定數量 噸	割當申請數量 噸	申請數量ニ對スル 算定ノ基礎	割當料	備 考

昭和 年 月 日

住所

申請者

氏名

日本硝子製品輸出組合御中

受ケタル數量又ハ前條第一項第二號(新規數量)ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ之ヲ辭退スルコトヲ得ス
 割當ヲ辭退セムトスルトキハ割當決定後三ヶ月以内ニ辭退ノ申出ヲナスヲ要ス
 前項ニ依リ組合員ノ割當ヲ辭退シタル數量ハ之ヲ豫備數量ニ繰入ル、モノトス
 第七條 組合員ニシテ輸出數量ノ割當ヲ有セスシテ之カ割當ヲ受ケントスル者ニハ第五條第一項第一號ニ依リ割當ヲ受ケタル數量
 カ輸出總數量ノ千分ノ三ニ達セサル者ニ對シテハ組合員ノ申請ニ依リ組合ノ保有スル豫備數量中ヨリ輸出總數量ノ千分ノ三ヲ超
 エサル範圍内ニ於テ割當ヲナス

第八條 豫備數量(新規割當)ノ割當ヲ受ケントスルモノハ毎回左ノ期日迄ニ組合ニ申請ヲ爲シ割當ヲ受ケルコトヲ得

申請期日 決定期日

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 第一回 | 五月一日 | 五月五日 |
| 第二回 | 八月一日 | 八月五日 |
| 第三回 | 十一月一日 | 十一月五日 |
| 第四回 | 二月一日 | 二月五日 |

前項ニ依リ割當ヲナス毎回數量ヲハ理事會ニ於テ之ヲ決定ス

第九條 前項ノ規定ニ依リ割當ラレタル輸出數量ハ割當決定後之カ取消ノ申込ミヲ爲スコトヲ得ス

第十條 前八條ノ規定ニ依リ申請アリタル總數量カ毎回ノ豫備數量ヲ超ユル場合ハ各申請數量ニ按分シテ割當ヲナスモノトス

第十一條 各回毎ニ豫備數量ニ殘餘ヲ生シタルトキハ之ヲ次回ノ豫備數量ニ繰入ル、モノトス

第十二條 組合員割當ラレタル數量ヲ第一條ニ定ムル仕向國(滿洲國、關東州ト中華民國)間ニ相互ニ流用スルコトヲ得ス

第十三條 組合員ハ本組合ノ承認ヲ得テ第五條第一項第一號ニ依リ自己ノ割當ヲ受ケタル數量ヲ他ノ組合員ニ讓渡スコトヲ得

前項ニ依リ讓渡ヲ受ケタル數量及第八條(新規割當)ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十四條 前條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ讓受人ト連署ノ上割當數量讓渡承認申請書ヲ組合ニ提出スヘシ

第十五條 組合員第五條第一項第一號ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ辭退シ又ハ他ノ組合員ニ讓渡シタルトキハ其ノ辭退又ハ讓渡シ
 タル數量ノ二分ノ一ハ之ヲ輸出實績ト見做ス

第十六條 組合員ニシテ他ノ組合員ヨリ割當數量ノ讓渡ヲ受ケタル數量ニ付テハ該數量中實際ニ輸出ヲナシタル數量ノ二分ノ一ヲ
 以テ次年度ノ割當基準額トス

第十七條 組合員其ノ年度數量割當ハ割當ヲ受ケタル順序ニ依リ之ヲ使用スルモノトス

第十八條 組合員第五條又ハ第十三條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタルトキハ割當決定後一ヶ月以内ニ輸出數量百封度ニ付金拾錢ノ東

亞統制割當料ノ全額ヲ本組合ニ前納スヘシ

第十九條 前條ニ規定シタル期日迄ニ東亞統制割當料ヲ完納セサルモノニ對シテハ割當數量ヲ辭退シタルモノト見做シ其ノ數量ヲ
 取消シ之ヲ第五條第一項第二號ニ定ムル豫備數量ニ繰入ル

第二十條 一旦納付シタル東亞統制割當料ハ之ヲ還付セス但シ第六條ニ依リ割當ノ辭退ヲ申出タル數量又ハ第五條第一項第一號
 (割當數量)ニ依リ割當ヲ受ケタル數量中輸出セザリシ數量ニシテ理事會ニ於テ特別ノ事由ニ依ルモノト認メタルモノニ付テハ
 此限リニ在ラス

第二十一條 第八條ノ規定ニ依リ豫備數量(新規割當)ノ割當ヲ受ケントスルモノハ申請ト同時ニ百封度ニ付金拾圓ノ割合ニテ供
 託金ヲ組合ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ割當ヲ受ケタル數量カ申請數量ニ滿タサルトキハ其ノ不足數量ニ對スル供託金ハ之ヲ返還スルモノトス
 第八條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ヲ年度内ニ輸出シタルトキハ其ノ數量ニ對スル供託金ハ之ヲ返還シ輸出セザリシトキハ
 其ノ數量ニ對スル供託金ハ場合之ヲ沒收ス

附 則

本規程ハ昭和十五年日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十五年度ニ限り組合員ニ對スル割當數量ノ決定ハ過去三ヶ年ノ輸出実績中其ノ最高実績ヲ有スル一ヶ年ノ輸出數量ヲ以テ基準
 トス

積載船名 年 月 日
 輸出豫定日 年 月 日

輸出承認申請書

船積換港 港
 陸揚港 港

日本漁網輸出組合御中

輸出登録番號
 ※輸出承認番號
 輸出承認申請日 年 月 日
 領事官印受クベキ
 領事館及共ノ所在地
 輸出手續ヲナスベキ
 關

仕向地	荷支番號	印號	包裝ノ種類及箇數	品目	漁網用糸ノ細目	量目		(封底)總量目		價額(円)(C.I.F.)	外装證書番號
						正味量目	量目	量目	量目		
仕向國											
輸出者住所氏名印											
通關取扱者住所氏名											
備考					統制手数料		額		受付		
					円		收				

注意 一種一品種記載ヲ嚴守ノコト 100封度ハ45斤トシテ換算ノコト ※ハ組合ニテ記入ノコト
 税關へ提出スベキ輸出検閲申請書ヲ添付ノコト

(29) 日本自轉車輸出組合特別統制規程

(本統制規程最後ノ日本自轉車輸出組合統制規程(抜抄)参照)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ輸出統制規程第四條及第十三條ノ規定ニ基キ滿洲國、關東州及中華民國尙左記品種ニ付輸出數量及輸出價格ノ統制ヲ行フ

- 一、完 成 車
- 二、フレーム
- 三、リ ム
- 四、前後 ハブ
- 五、ベ タ ル
- 六、ハンド ル
- 七、ブレーキ
- 八、サ ド ル
- 九、ギヤクランク
- 十、前フオーク
- 十一、バ ル
- 十二、泥 除
- 十三、フリーホイール
- 十四、チ エ ン
- 十五、スタン ド
- 十六、スポ ー ク
- 十七、タイヤ
- 十八、チェーン
- 十九、第一號乃至第十八號ニ掲クル品種ノ部分品

第二條 本規程ハ輸出統制規程第二章第十一條、第三章第十四條、第十五條、第四章第十七條乃至第二十條、第六章及第七章ノ規定ヲ準用ス

第三條 輸出數量及輸出價格ハ一年度ヲ左ノ二期ニ分チ各期毎ニ之ヲ定ム

第一期 自四月一日 至九月末日

第二期 自十月一日 至翌年三月末日

第四條 各期ノ輸出總數量ハ商工大臣ノ承認ヲ經テ統制部員會ニ於テ之ヲ定メ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ表示ス但シ内外市況

ノ變動ニ據リ必要アルトキハ商工大臣ノ承認ヲ經テ統制部員會ノ決議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ數量ヲ表示スヘキ金額算定ニ關シテハ統制部ニ於テ定ムル各品種別數量算定基準金額ニヨリ之ヲ行フ

第一項ノ輸出總組量ハ每期開始前月ニ之ヲ定ム

第二項ノ數量算定基準金額ハ毎年度開始前之ヲ定ム

第五條 本組合ハ前條各期ノ輸出總數量ノ中其ノ六割ハ實績割當總數量ニ、三割ハ特別割當總數量ニ、一割ハ申請割當總數量ニ充當スルモノトス

第六條 組員ハ第七條、第八條、第九條、第十一條ノ規定ニ依リ承認セラレタル數量ヲ超エテ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第二章 實績割當及特別割當

第七條 實績割當總數量ハ其ノ總數量ヲ決定スヘキ時ノ前年(歷年)中ノ輸出總實績ニ對比シテ算出シタル比率ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組員ニ之ヲ割當ツ

第八條 特別割當總數量ハ第一條所定ノ市場以外ノ市場ニ對スル每期開始前一箇月ヲ隔タル既往六箇月間ノ輸出總實績ニ對比シテ算出シタル比率ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組員ニ之ヲ割當ツ

第九條 第七條及第八條ニ依リ割當ヲ受ケタル數量ハ組合ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り組員ニ讓渡ヲ爲スコトヲ得但シ自己ノ讓受ケタル數量ノ再讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

前項ニ依リ他ノ組員ヨリ讓受ケタル數量ニシテ輸出ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ五割ヲ當該組員ノ輸出實績トシ他ノ五割ヲ讓渡シタル組員ノ輸出實績ト看做ス

實績ノ算定ニ關シテハ第四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十條 實績割當數量及特別割當數量並ニ前條ノ讓受ケ數量ハ該期間中ニ割當テラレタル金額ノ範圍内ニ於テ任意ノ統制品種ヲ輸出スヘキモノトス但シ輸出セザリシ數量ニ付テハ割當ハ其ノ部分ニ付效力ヲ失フ

組合員ノ輸出シ得ヘキ數量ハ前項ノ割當ラレタル金額ニ付第四條第二項ノ數量算定基準金額ニ依リ算定シタル數量ヲ超ユルコトヲ得ス

各種ノ統制品種ヲ輸出スル場合ニ於テハ數量算定基準金額ニ依リ算定シタル合計金額ハ第一項ノ割當ラレタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第三章 申請割當

第十一條 申請割當總數量ノ割當ハ申請ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組合員ニ之ヲ割當ツ

割當方法ハ實績割當總數量ノ割當ヲ受ケサルモノ及實績割當數量カ一箇年三千圓未滿ノ組合員ニ對シ申請額ニ比例シテ之ヲ割當ツ

第十二條 申請割當總數量ノ割當ヲ受ケントスルモノハ每期開始前月ノ一日ヨリ十日迄ノ期中ニ申請スルモノトス前項申請ノ日ハ郵便局ノ消印ヲ以テ之ヲ認定ス

第十三條 申請割當數量ハ該期間中ニ割當ラレタル金額ノ範圍内ニ於テ任意ノ統制品種ヲ輸出スヘキモノトス但シ輸出セザリシ數量ニ付テハ割當ハ其ノ部分ニ付效力ヲ失フ

組合員ノ輸出シ得ヘキ數量ハ前項ノ割當ラレタル金額ニ付第四條第二項ノ數量算定基準金額ニ依リ算定シタル數量ヲ超ユルコト

ヲ得ス

各種ノ統制品種ヲ輸出スル場合ニ於テハ數量算定基準金額ニ依リ算定シタル合計金額ハ第一項ノ割當ラレタル金額ヲ超ユルコトヲ得ス

第十四條 申請割當數量ハ組合員ニ讓渡ヲ爲ス事ヲ得ス

第四章 統制手数料

第十五條 第七條及第八條ノ規定ニヨリ其ノ割當ラレタル數量ヲ輸出セントスルトキハ數量算定基準金額ニ依リ換算シタル金額ノ千分ノ三ノ統制手数料ヲ組合ニ納ムルモノトス

第十六條 第十一條ノ規定ニ依リ申請割當總數量ノ割當ヲ受ケタル組合員ハ其ノ割當ラレタル各品種ヲ總括シタル金額ノ千分ノ五ノ統制手数料ヲ割當ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ納付スルモノトス

第十七條 前條ノ統制手数料ヲ前條ノ期間内ニ納付セサル組合員ニ對シテハ其ノ申請割當數量ノ割當ヲ取消スモノトス

第十八條 第十六條ノ規定ニ依リ納付シタル統制手数料ハ如何ナル場合ト雖モ返還セサルモノトス

第十九條 組合員ニ非サルモノヨリ徴收スル統制手数料ハ第十五條及第十六條ニ定ムル手数料ノ五倍トス

附 則

一、本規程ハ貿易組合法第十八條ノ統制命令實施ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一、本規程第七條ニ定ムル實績割當總數量ノ昭和十四年度第二期及昭和十五年度第一期ノ割當ハ昭和十三年十二月末日ヨリ既往三

箇年平均輸出実績ヲ基準トス
一、本規程第八條ニ定ムル特別割當總數量ノ昭和十四年度第二期ノ割當ハ昭和十三年十二月末日ヨリ既往二箇年平均輸出実績ヲ基準トス

日本自轉車輸出組合統制品種表 (昭和十四年十二月現在)

特別統制規程ニ依ル統制品種 (滿・關・支向統制品種)

一、完成車	二、フレーム	三、リム	四、前後ハブ
五、ベタル	六、ハンドル	七、アレイキ	八、サドル
九、ギルクランク	十、前フォーク	十一、ペダル	十二、泥除
十三、フリーホイール	十四、チェーン	十五、スタンド	十六、スポーク
十七、タイヤ	十八、チェーンア	十九、第一號乃至第十八號ニ掲グル品種ノ部分品	
1、荷臺	2、ヘッドバンド	3、ハブステツブ	4、ハブ蝶ネジ
5、ハンガー腕	6、握り	7、サドル調子取	8、ハブ腕
9、ハブ玉押	10、スタンドバネ	11、玉押	12、ハブ油口
13、ベタル玉皿	14、荷臺用蝶ネジ	15、ボールリテーナー	16、ケース
17、上ナシ	18、フォーク裏ネジ	19、ハンガーピン	20、アレイキ舟

21、シートピン	22、クランクピン	23、チェーン引	24、白血
25、ベタル玉押	26、ペル打子	27、泥除足	28、黒皿
29、ベタルキヤツブ	30、ハブナツト	31、アレイキダルマ	32、ブタルナツト
33、ベタル心棒	34、前後ハブ心棒	35、バツクパイプ	36、ハンドルポスト
37、アレイキゴム	38、スタンドハト	39、二分五厘玉	40、メインラツグ
41、フォーク小物	42、サドルカバー	43、ハブワツシヤ	44、ベタルツヅミ
45、ハンガー小物	46、チェーンピン	47、フリー爪	48、ハンガーラツグ
49、サドル用金具	50、吋ネジ	51、二分玉	52、コースター心棒
53、リヤカー連結器	54、小ギヤ	55、クランク心棒	56、一分半玉
57、シートポスト	58、ホーク肩	59、パイプ	60、ヘッド上下ラツグ
61、アレイキクワツブ	62、バルブ	63、前フォーク肩カバー	64、ベタルゴム
65、引上棒	66、シートラツグ	67、角ボルト及ナツト	68、ランブ掛
69、一分玉	70、スポークワツシヤ	71、小ギヤロックナツト	72、ハンガー腕用ロックナツト
73、アレイキ長棒	74、サドルバネ	75、クラクションホーン	76、ラツバ
77、ハンドルカバー	78、補助フォーク	79、泥除フラツブ	80、錠前
81、テールライト	82、ランプ(電池ランプヲ除ク)	83、ヘッド小物	
84、フレーム巻	85、リムテープ	86、ベタルフレーム	

【註】 右統制品種ハ三輪車及リヤカー用ノモノヲ含ム
但シタイヤノ外径十四吋未滿ノモノ及ソリッドタイヤノモノニ用フルモノハ之ヲ除外ス
輸出統制規程ニ依ル統制品種 (第三國向統制品種)

- 一、完 成 車
- 二、フ レ ー ム
- 三、リ ム
- 四、前 後 ハ ブ
- 五、ブ タ ル
- 六、ハ ン ド ル
- 七、ア レ ー キ
- 八、サ ド ル
- 九、ギヤクランク
- 十、前 フ オ ー ク
- 十一、ベ ル
- 十二、泥 除
- 十三、フ リ ー ホ イ ル
- 十四、チ エ ン
- 十五、ス タ ン ド
- 十六、ス ポ ー ク
- 十七、タ イ ヤ ー
- 十八、チ ュ ー ア

【註】 右統制品種ハ三輪車及リヤカー用ノモノヲ含ム
但シタイヤノ外径二十六吋未滿ノモノ及ソリッドタイヤノモノニ用フルモノハ之ヲ除外ス

【參考】

日本自轉車輸出組合輸出統制規程 (抜抄)

第五條 輸出總數量ハ每期組合員ノ輸出狀況及海外事情ヲ考慮シ第四條ノ輸出市場區分毎ニ之ヲ決定シ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ表示ス但シ内外市況ノ變動ニ依リ期中途ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得
前項ノ數量ヲ表示スヘキ金額算定ニ關シテハ統制部ニ於テ定ムル各品種別數量算定基準金額ニヨリ之ヲ行フ

第一項ノ輸出總數量ハ每期開始前月ニ之ヲ定ム

第二項ノ數量算定基準金額ハ毎年度開始前之ヲ定ム

第六條 前條ニ依リ決定セラレタル輸出總數量ハ其ノ總數量ヲ決定スヘキ時ノ前年(曆年)中ノ輸出總實績ニ對比シテ算出シタル比率ニ依リ各品種ヲ總括シタル金額ヲ以テ組合員ニ之ヲ割當ツ

組合員前項ニヨリ割當ラレタル數量ノ輸出ヲ爲ス時ハ第二十一條ニ定ムル普通手數料ヲ納付スルコトヲ要ス

第七條 前條ノ輸出實績ハ第六條、第九條、第九條ノ二及第十二條ノ規定ニヨリ割當ヲ受ケ之カ輸出ヲ爲シタル數量ニ據リ之ヲ算定ス、但シ第十條ノ規定ニ依リ他ノ組合員ヨリ讓受ケタル數量ニシテ輸出ヲ爲シタルモノニ付テハ其ノ五割ヲ當該組合員ノ輸出實績トシ他ノ五割ヲ讓渡シタル組合員ノ輸出實績ト看做ス
實績ノ算定ニ關シテハ第五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八條 組合員ハ第六條、第九條、第十條及第十二條ノ規定ニ依リ割當テラレタル金額ノ範圍内ニ於テ任意ノ統制品種ヲ輸出スルコトヲ得

組合員ノ輸出シ得ヘキ數量ハ前項ノ割當テラレタル金額ニ付第五條第二項ノ數量算定基準金額ニ依リ算定シタル數量ヲ超ユル事ヲ得ス
各種ノ統制品種ヲ輸出スル場合ニ於テハ數量算定基準金額ニヨリ算定シタル合計金額ハ第一項ノ割當テラレタル金額ヲ超ユル事ヲ得ス

第九條 每期輸出市場ノ狀況ニ應シ輸出市場區分毎ニ別ニ第五條ノ輸出總數量ノ五割以内ノ數量ヲ金額ヲ以テ保有シ左ノ場合ニ統制部ニ於テ審議ノ上之ヲ割當ツ但シ第三號ノ規定ニ依リ割當ラレタル場合ヲ除キ之カ割當ヲ受ケ輸出ヲ爲ス時ハ第二十三條ニ定

メラレタル保有手数料ノ納付ヲ要ス

一、組合員ニシテ第六條ノ規定ニヨリ割當テラレタル數量ノ外第十二條ノ規定ニ依ル超過輸出ヲ爲スモ尙數量不足ナルトキ確實ナル註文アリタル事ヲ證スル書面ヲ添付シテ割當ヲ請求シタル場合

二、組合員ニシテ第六條ノ規定ニヨリ數量ノ割當ヲ受ケサリシ輸出市場區分ニ輸出ヲ爲サントスルトキ確實ナル註文アリタル事ヲ證スル書面ヲ添付シテ割當ヲ請求シタル場合

三、第九條ノ二ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル場合

前項ノ保有數量ハ内外市況ノ變動ニ據リ期中途ニ於テ之ヲ變更スル事ヲ得
保有數量ノ算定ニ關シテハ第五條第二項ノ規定ヲ準用ス

第九條ノ二 第六條ノ割當數量決定後新ニ加入シタル組合員ニ對シテハ前條ノ保有數量ヲ第六條ノ規定ニ準シテ割當ツルモノトス
此ノ場合當該割當數量ノ輸出ニ付テハ第二十一條ノ規定ヲ適用ス

第二章

第十一條 組合員ハ割當數量ヲ組合ニ加入セサル者ニ對シ讓渡スルコトヲ得ス

第十二條 組合員ハ第六條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ノ二割ヲ限度トシテ第二十二條ニ定ムル超過手数料ヲ支拂ヒ超過輸出ヲ爲スコトヲ得

第三章

第十四條 輸出價格ハ每期品種毎ニ輸出市場別ニ之レヲ定ム、但シ内外市況ノ變動ニ依リ必要アルトキハ期中途ニ於テ之レヲ變更スルコトヲ得

第十五條 輸出價格ハ F.O.B (輸出港本船渡) ニテ之レヲ定ム但シ必要ニ應シ F.O.B ノ外 C.I.F (仕向地迄運賃保險料込) 又ハ C.I.F.C.I (仕向地迄運賃保險料銀行利子並ニ仲次商人手数料込) ニテ之ヲ定ムルコトヲ得

第四章

第十七條 組合員ハ組合ノ定ムル最低輸出價格ニ滿タサル價格ニテ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 組合員ハ第一條ニ掲クル商品ノ輸出ヲ爲サントスルトキハ品名、數量、價格、仕向地、契約年月日及包裝個數ヲ記載シタル輸出ノ申請書ヲ提出シ其ノ承認ヲ受ケヘシ

組合員ハ前項ノ承認ヲ得ルニ非サレハ第一條ニ掲クル商品ニ付社團法人日本輸出自轉車協會ノ検査ヲ請求スル事ヲ得ス
輸出ノ承認ハ之ヲ受ケタル日ヨリ百二十日ヲ經過シタルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス

第一項ノ輸出申請書様式並ニ之ニ押捺スヘキ印章雜型ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條ノ二 組合員ハ組合ノ定ムル輸出承認濟證印申請書並ニ日本輸出自轉車販賣株式會社ノ發給シタル出荷案内書ヲ組合ニ提出シ貿易組合法ニヨル輸出検閲申請書ニ輸出承認印章ノ押捺ヲ受ケルニ非サレハ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

輸出承認濟證印申請書様式並ニ輸出検閲申請書ニ押捺スヘキ輸出承認印章雜型ハ別ニ之ヲ定ム

第十八條ノ三 組合員ハ定款ノ規定ニヨリ組合ノ停止又ハ禁止シタル海外不良業者トノ取引ヲナスコトヲ得ス

第十八條ノ四 組合員ハ組合カ輸出統制上必要ト認ムル書類帳簿其ノ他ニ就キ査閲ヲ爲サントスル場合之ヲ拒ムコトヲ得ス

第十八條ノ五 組合員ハ統制部ノ承認アルニ非サレハ其ノ既ニ承認セラレタル輸出商品ノ仕向地ヲ變更シ又ハ承認ヲ受ケタル仕向地ニ揚陸後之ヲ他ノ輸出市場ニ轉送スルコトヲ得ス但シ第四條ニ定ムル同一區分内ノ仕向地變更ハ届出ヲ以テ足ル
本組合ノ輸出承認ヲ受ケルヲ要セサル地ニ第一條ニ掲記セル品種ヲ揚陸後更ニ之ヲ輸出統制市場ニ轉送セントスルトキハ本組合統制部ノ承認ヲ受ケヘシ

前二項ノ場合輸出承認又ハ仕向地變更承認若ハ轉送承認ヲ受ケタル組合員ハ爾後當該商品ノ名義人竝ニ轉送方法ノ如何ニ拘ラス其ノ變更若ハ轉送ニ關スル實務ヲ免ル、コトヲ得ス

前項ノ實務ハ統制部ニ於テ事情已ムヲ得サルモノト認メタル場合之ヲ免除スルコトヲ得

第十八條ノ六 組合員ハ第一條ニ掲グル品種ニ付テハ日本輸出自轉車販賣株式會社ヨリ購入シタルモノニ非サレハ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第十九條 組合員ハ別ニ定ムル統制手数料ヲ納メ第十八條ノ規定ニ依リ輸出承認ヲ受ケタル商品ヲ輸出セントスルトキハ其ノ外裝ニ別記(様式第一號乃至第四號)ノ統制證紙ノ貼付ヲ要ス

前項ノ統制證紙ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ當該貨物ノ内裝ニ貼附スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ本組合ノ承認ヲ受ケヘシ

第二十條 組合員ハ第十八條ノ規定ニ依リ輸出ノ承認ヲ得タルトキハ積出後七日以内ニ其ノ銀行ノ證明アル「インボイス」又ハ銀行ノ證明アル無爲替輸出報告書ニ「インボイス」ヲ添付シテ提出スヘシ

第六章

第二十五條 統制部ハ左ノ事項ヲ處理ス

- 一、輸出總數量ノ決定及變更
- 二、數量算定基準金額ノ決定
- 三、割當比率ノ決定
- 四、割當數量讓渡ノ承認
- 五、保有數量ノ決定及變更
- 六、保有數量割當ノ決定
- 七、輸出價格ノ決定及變更
- 八、統制費用ニ關スル事項
- 九、統制規程違反ニ關スル裁定

一〇、其ノ他統制ニ關スル重要ナル事項

第二十六條 日本自轉車工業組合聯合會ト聯絡ヲ圖ル爲メ商議員會ヲ設ケ統制ニ關シ重要ナル事項ヲ審議ス

第二十七條 商議員會ハ左ノ者ヲ以テ組織ス

- 一、本組合理事長 壹名
- 二、輸出組合統制部ヨリ選任シタル者 六名
- 三、工業組合聯合會ヨリ推薦セラレタル者 七名

第七條 輸出總數量ノ五分ハ第五條ノ輸出實績ヲ有スル組合員ニ對シテ其ノ申請(第二號様式)ニ依リ平等ニ割當ヲ爲ス

第八條 輸出總數量ノ一割ハ新ニ開・滿・支向輸出ヲ爲サントスル者ニ對シテ理事會ノ決議ニ依リ適宜割當ヲ爲ス

第九條 組合員割當ヲ受ケタル後二ヶ月以内ニ其ノ全部又ハ一部ヲ辭退スルコトヲ得

前項ノ割當辭退其ノ他ノ事由ニ依リ更ニ割當ヲ要スル數量ノ生シタルトキハ組合員ノ申請(第四號様式)ニ依リ按分シテ之ヲ割當ツルモノトス

第十條 組合員自己ノ割當數量中其ノ期ノ末日迄ニ輸出ヲ爲サ、リシトキハ其ノ割當ハ效力ヲ失フモノトス

第十一條 第八條及第九條第二項ノ規定ニ依リ割當ノ殘數量並ニ前期末ニ於ケル組合員ノ割當輸出未濟數量ハ本組合ニ於テ之ヲ後期ノ輸出數量ニ繰入ル、モノトス

第十二條 組合員ハ自己ノ割當數量ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得ス

第十三條 組合員ハ自己ノ割當數量ヲ超過シテ輸出ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 組合員第六條第一項第七條第八條及第九條第二項ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケントスルトキハ本組合所定ノ割當申請書ニ必要事項ヲ記載シ之ヲ本組合ノ指定スル期限迄ニ提出スヘシ

第三章 手数料

第十五條 組合員本規程ニ基キ割當ヲ受ケタルトキハ割當ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ本組合ニ對シテ左ノ特別統制手数料ヲ受付スヘシ

化粧用刷子

壹打ニ付 金 參 錢

其ノ他刷子哥ヲ單位トスルモノ別表ニ示ス

壹哥ニ付 金 參 錢

同 打ヲ單位トスルモノ別表ニ示ス

壹打ニ付 金 貳 錢

ハンドル

壹哥ニ付 金 貳 錢 五 厘

プロツク

壹打ニ付 金 壹 錢 五 厘

非組合員ノ場合ニアリテハ手数料ハ前項ノ各五倍トス 計算ニ錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ壹錢ニ繰上クルモノトス

第十六條 第九條ノ規定ニ依リ組合員ノ辭退シタル割當數量ニ對スル特別統制手数料ハ之ヲ當該組合員ニ返還スルモノトス

第十七條 組合員第八條及第九條第二項ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタルトキハ第十五條ノ期限内ニ同條ノ特別統制手数料ノ外同額ノ割當手数料ヲ納付スヘシ

附 則

一、本規定ノ實施期日ハ商工大臣ノ認可アリタル後理事會ニ於テ定ム

第一號様式略

第二號様式略

第三號様式略

第四號様式略

14.5
876

昭和十五年十月五日 印刷
昭和十五年十月十日 發行

大阪市北區堂島濱通二丁目
大阪商工會議所內

發行人 猪谷善一

編纂人 金森照一

印刷所 大洋社

發行所 大阪商工會議所

大阪市北區堂島濱通二丁目十二番地
電話長崎島(45)自一五一至一五七番
振替口座大阪八六六〇番

14.5
876

終